

**令和元年度(2019年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン
取組み状況報告書**

別冊 各事業の実績

**令和2年9月
世田谷区**

目次

本書の見かた	4
計画の体系	6
基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進	8
課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消	8
課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進	18
課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	24
基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進	36
課題 4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	36
課題 5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実	46
課題 6 防災・地域活動等への参画促進	68
基本目標 女性に対する暴力の根絶	82
課題 7 配偶者等からの暴力(DV)の防止	82
課題 8 DV被害者支援の充実	90
課題 9 暴力を容認しない意識づくり	104
基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築	114
課題 10 性差に応じたところと身体健康支援	114
課題 11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり	134
課題 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援	142
推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策	152
方策 1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化	152
方策 2 区職員の男女共同参画推進	172
方策 3 推進体制の整備・強化	178

本書の見かた

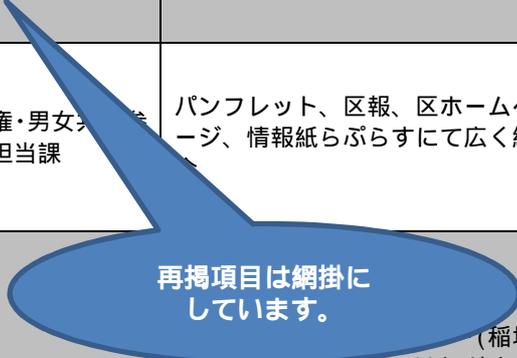
本書では、課題の施策ごとの「取組み内容(事業名)」について、令和元年度の取組み内容及びそれに対する評価、並びに今後の取組みを、下記のような表にまとめて掲載しています。

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策 事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
21	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	未実施		
22	男女共同参画先進事業者の表彰	人権・男女共同参画担当課	パンフレット、区報、区ホームページ、情報紙らぶらすにて広く紹介	4 団体表彰 パンフレット： 3,000 部発行	4 団体表彰 パンフレット： 3,000 部発行
23	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	（稲垣えみ子氏）何もなければだすべてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ ほか ・第 80 号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー (LiLiCo 氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。 ほか	各 4,200 部 (年 2 回)	各 4,200 部 (年 2 回)
24	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(950 冊を新たに収集) ・年 6 回	・図書資料の収集 随時(932 冊を新たに収集) ・年 6 回
25	企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施した。	延 69 人参加	延 91 人参加

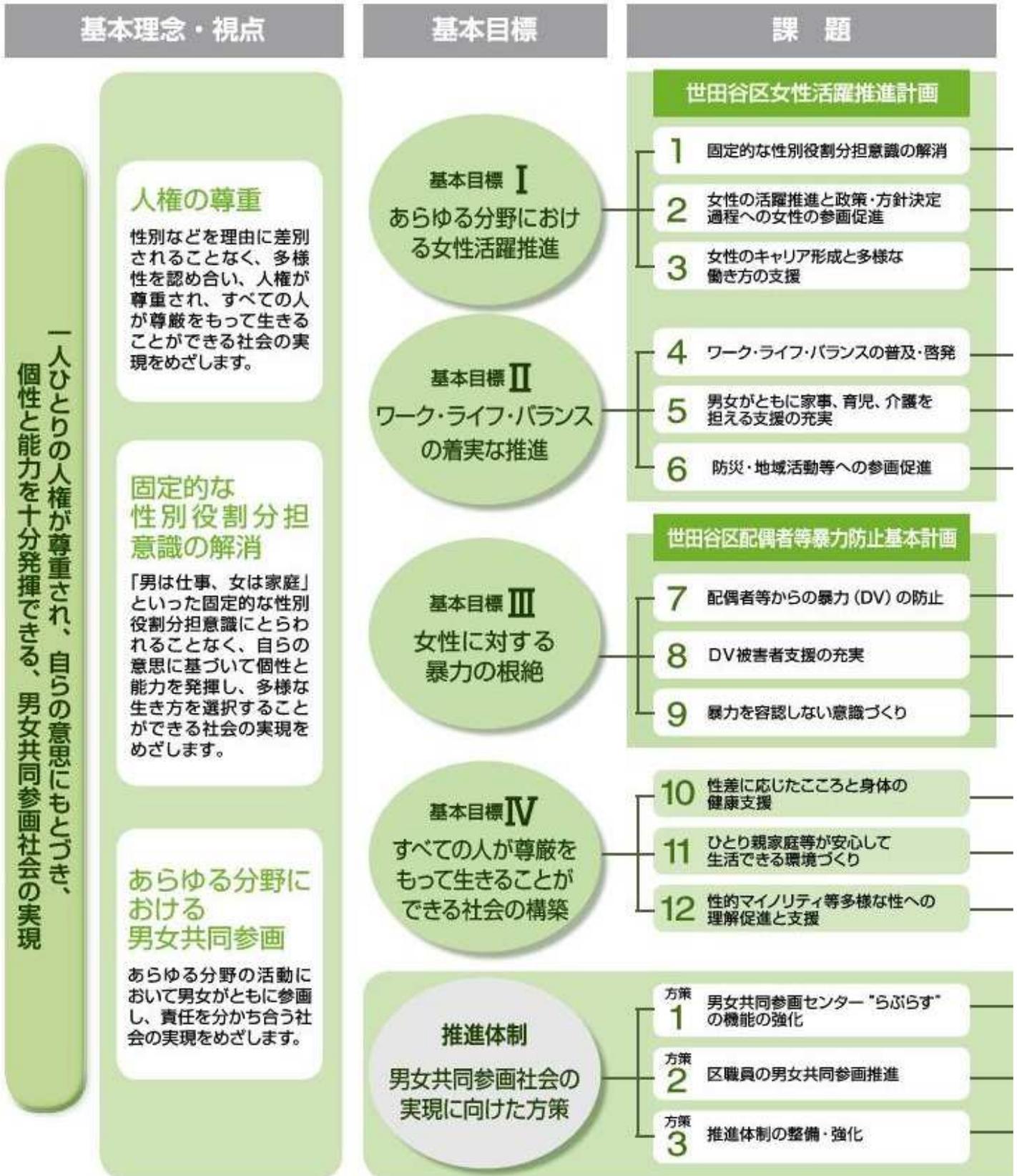


事業の実績に対する評価を記載しています。

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
未実施のため、評価なし。	5年に1度実施。次回は令和2年度に実施予定。	再掲 (課題1施策)
着実に実施することで、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進することができた。	性の多様性への配慮や、働き方改革を実践している事業者が応募しやすいようにしながら、引き続き事業者の顕彰に取り組むことで、区内事業者の男女共同参画意識の向上を図っていく。	
区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて「世田谷区男女共同参画推進センター」のホームページに掲載する。	再掲 (課題1施策)
男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行った。	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
各事業の参加者には、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する情報や講座等を届けることができた。定員200名に対し、45.5%となり、平成30年度を上回った。	令和2年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。	

事業に対する今後の予定を記載しています。

計画の体系



施策

①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発
④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上
⑥意識調査による実態の把握と啓発

①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上 ③事業者への支援
④職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③多様な働き方の支援
④女性が少ない分野への女性の参画支援

①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援 ③男女の育児・介護休業の取得促進
④区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援と地域交流 ④介護者への支援
⑤男性の家事・育児・介護等への参画促進

①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援
③地域活動における女性リーダーの育成支援 ④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備

①被害者支援の充実 ②被害者の中長期的支援（生活再建の支援） ③被害者の子どもへの支援
④支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑤高齢者、障害者の被害者への支援
⑥男性、性的マイノリティの被害者への支援

①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進
③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等暴力の防止

①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③母子の健康支援 ④年代に応じた性教育の普及

①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援 ③ひとり親家庭への生活支援
④ひとり親家庭の子どもへの支援

①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②性的マイノリティへの理解の促進
③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備
⑤区職員・教育分野等における理解促進

①男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」の機能拡充
②区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携
③区民の主体的な活動拠点としての充実

①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用
③区職員の仕事と生活の両立支援

①国や都との連携強化 ②男女共同参画に関わるNPOの育成 ③NPO等との連携・協働の推進
④フォローアップ体制整備の検討

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消

施策 情報提供・啓発活動の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
1	イラストや写真等の選定への配慮	人権・男女共同参画担当課 (全庁各課)	第二次男女共同参画プランの施策とすることにより、各所管への意識付けを行った。また、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」リーフレットの改訂にあたり、イラストを新規制作する際、関係課と協議を行い、検討のうえイラストを採用した。		
2	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の発行内容 ・第79号(7月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣えみ子氏)何もなければだすべてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ ほか ・第80号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。 ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
3	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性電話相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメールマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・ - ・ - ・月平均15回投稿 ・ - ・300通 (年18回)	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通 (年24回)
4	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(950冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」リーフレットのイラストについて、男女共同参画の視点を含む多様性に配慮したイラストを制作することができた。</p>	<p>今後も所管課からの問合せなどにおいて、男女共同参画に配慮したイラストや写真の選択について情報提供を行う。</p>	
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行った。</p>	<p>継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消

施策 男女共同参画に関する男性の理解の促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
5	さまざまな情報媒体による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙「らぶらす」をはじめ、区広報紙、HP、SNS等でさまざまな情報媒体により、情報発信を行った。 ・情報紙「らぶらす」 ・男女共同参画センターらぶらすメールマガジン	・各 4,200 部 (年 2 回) ・300 通 (年 18 回)	・各 4,200 部 (年 2 回) ・500 通 (年 24 回)
6	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・シネマサロン ・パパ・バギーの日 ・参加型トークイベント	・ - ・延 80 人 (年 3 回) ・25 名(年 1 回)	・31 名(年 1 回) ・ - ・ -

施策 教育分野における啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
7	区内中学・高校等との連携・協働による学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課	高校生を対象に、デートDV防止をテーマに、学校出前講座を実施した。 区立中学校は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定していた7校すべてが中止となった。	延 2,683 人 (年 13 校)	延 555 人 (年 2 校)
8	男女平等教育等の人権教育の推進	教育指導課	各教科等の年間指導計画において計画的に実施		
9	区立学校教職員を対象とした人権教育推進にかかわる研修の実施	教育指導課	性の役割や性同一性障害者、性的指向等の内容について、基礎的な理解だけでなく、学校現場における具体的な対応や児童・生徒への理解について、教員研修で啓発		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>情報紙「らぶらす」発行や男性向けイベントの周知により、男女共同参画に関する理解の促進に寄与した。</p>	<p>情報紙「らぶらす」での男性向けの情報発信や男性向けイベントの企画を行う。</p>	
<p>父親には、WLB の意義と、育児への参画促進。母親には、育児の負担軽減を図る取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。</p>	<p>らぶらすでは、男性の積極的育児参加の促進を目指して、10年以上にわたり、パパ・バギーの日、父と子のコミュニケーション講座、父と子のクッキング講座、家族で楽しめるシネマサロン等を実施してきた。その結果、区内の児童館・子育て支援施設等で父親向けの講座が開催されるようになったことを機に、らぶらすでの父親向け育児支援講座を終了する。</p>	<p>男女共同参画センター事業含む</p>

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>区立中学においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。しかし、各学校とは実施に向けての調整は進んでおり、教育委員会及び区内中学校とは、学校出前講座を実施することを目指し、人権尊重及び男女共同参画の理解を深めることができた。</p>	<p>継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。</p>	<p>引き続き継続的に実施する。</p>	
<p>研修参加者の感想より、理解の深まりと各学校での対応の見直し等を図ることができた。</p>	<p>引き続き同様の研修を実施する。特に、夏季研修において、小学校の実践事例を紹介していたなど、より具体的な取組をイメージできるようにしていく。</p>	

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消

施策 家庭や地域における男女平等教育・学習の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
10	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・シネマサロン ・パパ・バギーの日 ・参加型トークイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ・ - ・延 80 人 (年 3 回) ・ 25 名(年 1 回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 31 名(年 1 回) ・ - ・ -
11	NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の区民企画協働事業 <ul style="list-style-type: none"> ・パパと子どもの食育講座 ・心地よいコミュニケーション～本格ハンドマッサージ講座 ・「私らしい毎日、家族のかたち」を見つけるワークショップ ・レインボーバレンタイン@らぶらす 	年 5 団体 延 198 人参加	年 4 団体 延 195 人参加
12	家庭教育学級	生涯学習・地域学校連携課	全区立幼・小・中学校に委託して実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 289 回 ・ 18,607 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 253 回 ・ 16,898 人
13	世田谷区リカレント学習連携講座	生涯学習・地域学校連携課	上期、下期に区内大学が実施する公開講座の中から指定	8 講座を指定	8 講座を指定
14	「せたがや e カレッジ」	生涯学習・地域学校連携課	令和元年度は 14 本の新規コンテンツを公開した。また、9 月には 4 回目となる公開講座を実施し、351 名の来場があった。	9 コンテンツ公開	14 コンテンツ公開
15	講座に関する情報提供の充実	生涯学習・地域学校連携課	9 月、3 月に「区内大学短期大学公開講座情報誌」を発行	各 1,300 部	各 1,100 部

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>父親には、WLB の意義と、育児への参画促進。母親には、育児の負担軽減を図る取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。</p>	<p>らぶらすでは、男性の積極的育児参加の促進を目指して、10年以上にわたり、パパ・バギーの日、父と子のコミュニケーション講座、父と子のクッキング講座、家族で楽しめるシネマサロン等を実施してきた。その結果、区内の児童館・子育て支援施設等で父親向けの講座が開催されるようになったことを機に、らぶらすでの父親向け育児支援講座を終了する。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業含む</p>
<p>男女共同参画についての課題解決を目指して地域で活動する団体と協働することで、きめ細かな事業を実施するとともに、団体の今後の活動を持続していくための支援を行うことができた。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、区民企画協働事業の募集業務を4月に開始することが困難なため、令和2年度は、らぶらすのイベント事業の中で、グループ・団体等と協働を進める。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>区立幼・小・中学校、全校(園)で実施することができた。家庭教育学級を通じて、保護者の学習機会の充実に繋げることができた。</p>	<p>今後も家庭教育学級を通じて、保護者の学習機会の充実に取り組んでいく。</p>	
<p>指定講座を区報へ掲載し、学習する機会情報を提供することができた。</p>	<p>令和2年度も指定を行い、区報に掲載する予定。</p>	
<p>公開講座を実施したことで、普段ネットを使わない年齢層の参加者にも学習機会を提供できた。また、昨年度、ウェブサイトのリニューアルに伴いYouTube上でコンテンツを閲覧できるようになったことから、新たにYouTube経由でのユーザーも獲得することができた。</p>	<p>令和2年度も10本程度の新規コンテンツ公開を予定している。また、区報への掲載やSNSを通し「せたがやeカレッジ」を周知するとともに、アクセス数・コンテンツ閲覧数の増加を目指す。</p>	
<p>区内大学が行っている公開講座の情報を発信することで、区民へ学習機会の情報を提供することができた。</p>	<p>令和2年度は9月に情報誌の発行を予定している。令和3年春以降は情報誌の発行に代え、大学が作成する公開講座パンフレット等の区施設への配布によって、情報提供の充実に図る予定。</p>	

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消

施策 職場における男女平等意識の向上

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
16	企業への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」の配布を通じて情報提供を行った。また、新たに企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「待ったなし 働き方改革とテレワーク」を作成した。 「ワーク・ライフ・バランスな一週間」に合わせ、「家庭と仕事の両立応援就職説明会」を実施した。	企業 10 社参加 求職者 23 名参加	企業向け情報誌「待ったなし 働き方改革とテレワーク」の作成 「家庭と仕事の両立応援就職説明会」 企業 9 社参加 求職者 10 名参加
17	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の発行内容 ・第 79 号(7 月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣 えみ子氏)何もなければだすべてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ ほか ・第 80 号(12 月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo 氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。 ほか	各 4,200 部 (年 2 回)	各 4,200 部 (年 2 回)
18	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和元年度は事前予約、定期相談をあわせて 343 名の相談があった。うち女性の相談が 230 名で、全体の 7 割弱を占めた。相談内容は、労働基準法、雇用保険、解雇に関する事、ハラスメントなどが多かった。	368 名 (うち女性 233 名)	343 名 (うち女性 230 名)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」の配布により、事業者へ事例を紹介することができた。</p> <p>企業の職場環境整備促進事業については、企業3社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。</p> <p>家庭と仕事の両立応援就職説明会では、家庭と仕事の両立やワーク・ライフ・バランスに理解のある企業が参加し、1名が採用に至った。しかしながら、就職に至らなかった方については、子どもの預け先や家庭の理解、本人の就職への準備の必要等の課題が挙げられた。</p>	<p>引き続き、事業者への情報提供を行う。</p> <p>企業の職場環境整備促進事業については、令和2年度も引き続き実施する。</p> <p>家庭と仕事の両立応援就職説明会については、様々な事情を抱える子育て世代の求職者において、合同企業説明会というパッケージがマッチせず、中々採用まで至らなかった。次年度は、通年で、再就職を希望する求職者の登録を受け付け、登録者に適切な区内企業を紹介する。</p>	
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1施策)</p>
<p>平成30年度より、事前予約による相談件数は減少したが、来所による相談件数は同水準だった。「相談したことによって悩みや疑問を解消できた。」「どこに相談していいのかわからなかったので、話を聞いてもらえてよかった。」という声をいただいた。</p>	<p>継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民の方及び事業者に利用してもらえるように努める。</p>	

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消

施策 意識調査による実態の把握と啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
19	「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	令和元年 10 月 4 日～25 日に「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」を実施した。 調査対象:令和元年 9 月 1 日現在、区内に在住する 20 歳以上 70 歳未満の男女(層化二段階無作為抽出) 調査数:3,000 人(内訳:日本国籍者 2,920 人 外国籍者 80 人)		・調査数 3,000 人 ・有効回収数 997 人 ・回収率 33.2%
20	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	未実施		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>区民の男女共同参画に関する考え方や実態を把握し、今後の計画策定や施策検討の基礎資料とすることができた。</p>	<p>調査結果を「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」策定の基礎資料として活用する。</p>	
<p>未実施のため、評価なし。</p>	<p>5年に1度実施。次回は令和2年度に実施予定。</p>	

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策 事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
21	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	未実施		
22	男女共同参画先進事業者の表彰	人権・男女共同参画担当課	パンフレット、区報、区ホームページ、情報紙らぶらすにて広く紹介	4団体表彰 パンフレット： 3,000部発行	4団体表彰 パンフレット： 3,000部発行
23	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の発行内容 ・第79号(7月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣えみ子氏)何もなければだすべてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ほか ・第80号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
24	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(950冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回
25	企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施した。	延69人参加	延91人参加

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
未実施のため、評価なし。	5年に1度実施。次回は令和2年度に実施予定。	再掲 (課題1施策)
着実に実施することで、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進することができた。	性の多様性への配慮や、働き方改革を実践している事業者が応募しやすいようにしながら、引き続き事業者の顕彰に取り組むことで、区内事業者の男女共同参画意識の向上を図っていく。	
区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1施策)
男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行った。	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
各事業の参加者には、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する情報や講座等を届けることができた。定員200名に対し、45.5%となり、平成30年度を上回った。	令和2年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。	

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策 審議会等の女性登用率の向上

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
26	審議会の女性登用率調査の実施	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法(第202条の3)に定める審議会 ・地方自治法(第180条の5)に定める委員会 ・その他委員会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・34.0% ・11.8% ・33.6% (平成31年4月1日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・34.4% ・11.8% ・34.1% (令和2年4月1日現在)
27	男女共同参画推進会議における女性の積極的登用についての働きかけ	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画推進会議において、「第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」の中で審議会等の女性登用率を報告した。また、男女共同参画推進に向けた取組みを各部に働きかけた。		

施策 事業者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
28	男女共同参画先進事業者の表彰	人権・男女共同参画担当課	パンフレット、区報、区ホームページ、情報紙らぶらすにて広く紹介	4団体表彰 パンフレット： 3,000部発行	4団体表彰 パンフレット： 3,000部発行
29	情報媒体を活用した先進的な取組みの紹介	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者をパンフレットや情報紙「らぶらす」、区HPにて紹介した。また、「地域で遊ぼう！ファミリーデーキャンペーン」において、前年度の受賞事業者が地域のイベントにブースを出展した。	年1回	年1回
30	産業団体を通じた女性活躍推進のための情報提供	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」を配布し情報提供を行った。また、新たに企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「待ったなし 働き方改革とテレワーク」を作成した。		企業向け情報誌「待ったなし 働き方改革とテレワーク」の作成
31	企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施した。	延69人参加	延91人参加

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
女性登用率が 35%未滿の審議会等について、各所管でその理由を分析し、今後の登用計画を具体的に考案することで、女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進の一助となった。	継続して調査を実施する。令和 8 年度までに 35%以上の女性登用率となるよう、登用率が 35%を下回る審議会等については目標達成に向けた具体的な登用計画を検討するように求めるなど、働きかけを強める。	
庁内各部に向けて、「審議会等における女性委員の積極的な登用」「仕事と生活(家庭・個人)の両立を可能とする環境づくり」「DV被害者の支援に向けた取組み」「性の多様性に配慮した事業の運営」の 4 点について特に取組みを進めるよう依頼し、庁内の男女共同参画推進に寄与した。	今後も継続して、庁内へ男女共同参画推進に向けた取組みの働きかけを行う。	

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
着実に実施することで、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進することができた。	性の多様性への配慮や、働き方改革を実践している事業者が応募しやすいようにしながら、引き続き事業者の顕彰に取り組むことで、区内事業者の男女共同参画意識の向上を図っていく。	再掲 (課題 2 施策)
情報媒体に加え、地域のイベントで事業者の男女共同参画への取組みを紹介することにより、女性の活躍推進を支援することができた。	引き続き、情報紙らぶらすや区 HP 等の情報媒体を活用して、先進的な取組みを紹介する。また、男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者に向けて「地域で遊ぼう！ファミリーデー キャンペーン」への参加を呼びかけ、身近な地域での取組み紹介につなげていく。	
企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや + W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」の配布により、事業者へ事例を紹介することができた。 企業の職場環境整備促進事業については、企業 3 社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。	引き続き、事業者への情報提供を行う。 企業の職場環境整備促進事業については、令和 2 年度も引き続き実施する。	
各事業の参加者には、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する情報や講座等を届けることができた。定員 200 名に対し、45.5%となり、平成 30 年度を上回った。	令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。	再掲 (課題 2 施策)

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策 職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
32	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	未実施		
33	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の発行内容 ・第79号(7月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣えみ子氏)何もなければどすべてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ほか ・第80号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
34	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(950冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回
35	区内事業者や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施した。	延69人参加	延91人参加
36	事業者への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」を企業等に配布し情報提供を行った。また、新たに企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「待ったなし 働き方改革とテレワーク」を作成した。 公社が実施する社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談は27件あった。	35件	企業向け情報誌「待ったなし 働き方改革とテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でのハラスメントの相談 27件

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
未実施のため、評価なし。	5年に1度実施。次回は令和2年度に実施予定。	再掲 (課題1施策)
区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。	再掲 (課題1施策)
男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行った。	継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。	再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業
各事業の参加者には、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する情報や講座等を届けることができた。定員200名に対し、45.5%となり、平成30年度を上回った。	令和2年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。	再掲 (課題2施策)
事業者への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。企業の職場環境整備促進事業については、企業3社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。	引き続き、事業者への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。企業の職場環境整備促進事業については、令和2年度も引き続き実施する。	

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

施策 女性の就労・再就職支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
37	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の発行内容 ・第79号(7月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣えみ子氏)何もなければどすべてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ ほか ・第80号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。 ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
38	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性電話相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメルマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・ - ・ - ・月平均15回投稿 ・ - ・300通 (年18回)	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通 (年24回)
39	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(950冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回
40	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施	人権・男女共同参画担当課	就職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立等、ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談「女性のための働き方サポート相談」を男女共同参画センターらぶらすで実施した。	75件(月3回)	118件(年48回)
41	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	令和元年度は、50代の女性を対象にした講座に加え、区民企画協働事業の中で、子育て世代の女性を対象にした講座を行った。 ・「女性のための就労支援講座 50歳からの仕事・生き方・私」 ・「『私らしい毎日、家族のかたち』を見つけるワークショップ」	・延43人参加 (全2回) ・ -	延69人参加 ・59人参加 (全3回) ・10人参加 (全3回)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1施策)</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行った。</p>	<p>継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>就労を望む女性が抱える様々な課題を整理し、解決に向けて行動を促すことができた。令和元年度から相談日を土曜日と固定したことで、相談件数が増加した。</p>	<p>引き続き、土曜日を相談日とし、「女性のための働き方サポート相談」の定着を図る。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、それぞれのステージの特性に応じた講座を実施し、女性の就労支援を行った。</p>	<p>継続してライフステージ等に応じた女性の就労支援講座を実施する。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
42	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施した。	延 69 人参加	延 91 人参加
43	女性起業家の育成支援の総合的取組み(講座、相談、インキュベーション・スペース等)の拡充	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家交流会 ・女性のための起業・経営相談 ・女性のための起業支援塾&サロン ・起業ミニメッセ出展準備講座 ・起業ミニメッセ ・起業ステップアップ講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・らぶらす主体 14人(年1回) 区民企画協働事業 延 55人 (年3回) ・延 38人 (年10回) ・延 75人 (全3回) ・延 25人(年1回) ・1,483人 55団体 ・延 25人(年2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・87人(全6回) ・延 28人(全8回) 2月、3月は中止 ・延 52人 (全3回) ・23人 ・2,306人 47団体 ・-
44	共働作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課 子ども家庭課	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、利用登録者37名のうち、約4割は女性であった。(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」について、2か所(砧地域・烏山地域)を開設し、区内計4か所での開設となった。(子ども家庭課)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース事業」(1か所)</p> <p>「子どもの近くで働くことができるワークスペース事業」(2か所)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」利用登録者37名(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」(2か所：砧地域・烏山地域)計4か所(子ども家庭課)</p>
45	再就職に関するセミナーの開催	人権・男女共同参画担当課 世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	求職者だけでなく現在就労中の女性にも仕事や生活の中でも役立つセミナーを実施。	延 435 名参加、年 20 回実施	延 446 名参加、年 18 回実施
46	「世田谷区建設業人材確保・区内中小企業等採用・定着促進及び若年者・子育て世代の就職支援事業」の実施	工業・ものづくり・雇用促進課	本事業の就職決定者 76 名のうち女性は 28 名であった。また定着支援事業の参加者は 3 割程度が女性であった。さらに「ワーク・ライフ・バランスな一週間」に合わせ、「家庭と仕事の両立応援就職説明会」を実施し、企業 9 社、求職者 10 名が参加した。	就職決定者 43 人(うち女性 18 人) 家庭と仕事の両立応援就職説明会 参加企業 10 社、求職者 23 名	就職決定者 76 名(うち女性 28 名) 家庭と仕事の両立応援説明会 参加企業 9 社、求職者 10 名

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>各事業の参加者には、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する情報や講座等を届けることができた。定員 200 名に対し、45.5%となり、平成 30 年度を上回った。</p>	<p>令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。</p>	
<p>女性起業家を対象に、起業支援塾や起業ミニメッセ出展準備講座による「学び」、起業ミニメッセ等での「実践」、女性起業家交流会等での「交流」の 3 つの柱を有機的につなげ、年間を通じた支援を行った。</p>	<p>令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、展示販売の機会が減少した現状から、らぶらすでは、女性起業家支援として、起業ミニメッセをはじめ、イベント事業や、マルシェを開催し、展示販売の機会を増やす。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、一時保育利用者に限定していた利用対象者の拡大を図り、就学前児童の保護者にも利用を開放した。利用者からは「保育所に預けた後自宅に戻らず仕事ができる」「集中して作業ができる」などがあった。(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」については、前年度の事業実績をもとに検証し、新たな事業者の開設前の相談に的確に対応したため、2 か所を開設することができた。(子ども家庭課)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」については、令和 2 年 3 月で検証実施を終了し、令和 2 年 4 月からは世田谷区産業振興公社が運営する。(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」については令和 2 年度中に 1 か所整備し、区内全地域で運営を開始することにあわせ、利用者アンケートの実施などを行い、より利用者の視点に立った事業をめざす。(子ども家庭課)</p>	
<p>就職や面接だけでなく、実生活の中でも役立つと大変好評な意見が多い。毎回申し込み後すぐにほぼ満席で好評を得ている。</p>	<p>継続実施。引き続き女性の就労・再就職の支援に取り組む。</p>	
<p>本事業の就職決定者のうち女性が約 4 割であり、昨年度より女性の就職者が増加した。また家庭と仕事の両立応援就職説明会では、家庭と仕事の両立やワーク・ライフ・バランスに理解ある企業が参加し、1 名が採用に至った。しかしながら採用に至らなかった方については、子どもの預け先や家庭の理解、本人の就職への準備が必要等の課題が挙げられた。</p>	<p>様々な事情を抱える子育て世代の求職者においては、合同企業説明会というパッケージがマッチせず、中々採用まで至らなかった。次年度は、通年で、再就職を希望する求職者の登録を受け付け、登録者に適切な区内企業を紹介する。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
47	ミニ面接会の開催	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和元年度はミニ面接会を 26 回実施し、107 名の参加があった。	36 名参加 (年 9 回)	107 名参加 (年 26 回)
48	キャリアカウンセリング相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和元年度のキャリアカウンセリングは 2,219 件。うち女性の相談が 1,477 件で、全体の 7 割弱を占めた。仕事と家庭、仕事をする上での家族との関係など女性ならではの悩みや相談もあった。	相談件数 2,105 件 (うち女性の相談 1,310 件)	相談件数 2,219 件 (うち女性の相談 1,477 件)
49	再就職をめざす女性向けの支援	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	子育て中やブランクがあり再就職を目指す女性を対象に月 1 回程度、ワークショップを実施した。	224 名(11 回実施)	229 名(11 回実施)
50	創業支援事業(創業相談、創業メール相談、創業融資あっせん相談、創業者フォローアップ支援、創業セミナー)の実施	世田谷区産業振興公社 (産業連携交流推進課)	女性の相談員を配置する等、女性が相談しやすい環境整備に引き続き取り組み、女性相談員の増員(1 名)を行った。	女性相談員 2 人	女性相談員 3 人
51	マザーズハローワーク等との連携による、女性の就業支援、チャレンジ・再チャレンジを支援するセミナー・相談会の実施	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課) (人権・男女共同参画担当課)	ひとり親の就業支援のためのパソコン講座の実施	延 32 名参加 (年 3 回)	延 29 名参加 (年 3 回)
52	保育士就労支援プログラムの開催	保育課 世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	【保育課】 令和元年度は事前講習会に 11 名、職場体験・見学に 4 名が参加した。 【世田谷区産業振興公社】 保育士として働きたい方やブランクがある方に向けて、事前講習会+職場体験+就職相談会・面接会をセットにした、保育士就労支援プログラムを実施した。	19 名参加 (職場見学は 7 園、体験は 2 園)	・事前講習会 11 名参加 ・職場見学・体験 4 名参加 ・保育就職相談会 参加企業 20 社 参加者 42 名 採用者 4 名 ・保育士ミニ相談会&面接会 参加者 20 名 採用者 5 名 上記一連の事業で採用人数は 9 名となった。

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>求職者にとっては、必ず企業担当者に会えることは有意義なことであり、ミスマッチを防ぐことに繋がった。</p>	<p>継続実施予定。ハローワークと連携を取り、求職者と企業双方に有意義なものになるよう検討していく。</p>	
<p>就労につながるまで継続して相談を利用するよう促した。その結果平成 30 年度と比べて相談件数、女性の相談件数ともに増えた。</p>	<p>継続実施。より多くの利用を増やし、多様な働き方の実現に向けて寄り添った視点を行う。</p>	
<p>さまざまな女性向けセミナーを実施し、毎回大変好評でほぼ満席だった。</p>	<p>継続実施。</p>	
<p>女性の起業・創業相談の中には、女性の相談員が対応することで、相談しやすい環境を提供できるケースもある。多様な支援のための選択肢を提案できている。</p>	<p>女性相談員 3 人による、個別事情に応じた融資・相談に取り組む。男性相談員とともに、区の支援メニューに基づいて、引き続き相談者の要望に対応していく。</p>	
<p>参加者のスキルアップのために役立つ内容となった。</p>	<p>参加者アンケートをふまえ、講座内容、開催時間等について随時検討する。</p>	
<p>【保育課】 保育現場での就労に不安のある方のため、今どきの保育現場の様子に触れ、見学・体験ができるということで気軽に参加してもらうことが出来た。 【世田谷区産業振興公社】 保育の現場で実際に見学・体験できる場は少ないので、貴重だという意見があった。面接会も盛況で採用人数が 5 名と多かった。</p>	<p>【保育課】 継続実施。今後も引き続き潜在保育士への周知に努める。 【世田谷区産業振興公社】 継続実施。多くの潜在保育士が再度保育士として就労できるように引き続き実施していく。</p>	

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

施策 女性のキャリア形成、キャリア教育の推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
53	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施	人権・男女共同参画担当課	就職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立等、ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談「女性のための働き方サポート相談」を男女共同参画センターらぶらすで実施した。	75件(月3回)	118件(年48回)
54	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	令和元年度は、50代の女性を対象にした講座に加え、区民企画協働事業の中で、子育て世代の女性を対象にした講座を行った。 ・「女性のための就労支援講座 50歳からの仕事・生き方・私」 ・「『私らしい毎日、家族のかたち』を見つけるワークショップ」	・延43人参加 (全2回) ・-	延69人参加 ・59人参加 (全3回) ・10人参加 (全3回)
55	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施した。	延69人参加	延91人参加
56	キャリアカウンセリング相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和元年度のキャリアカウンセリングは2,219件。うち女性の相談が1,477件で、全体の7割弱を占めた。仕事と家庭、仕事をする上での家族との関係など女性ならではの悩みや相談もあった。	相談件数2,105件 (うち女性の相談1,310件)	相談件数2,219件 (うち女性の相談1,477件)
57	若者総合支援センター事業の実施(せたがや若者サポートステーション、ヤングワークせたがや)	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和元年度の「ビジネスマナーセミナー」は11回開催し、25名の方が参加。「面接力アップセミナー」は8回実施し、20名の方が参加。「ホンキの就職」は20回実施し74名の方が参加。	50名参加	・ビジネスマナー 25名参加 ・面接力アップ 20名参加 ・ホンキの就職 74名参加
58	区立小・中学校におけるキャリア教育の充実	教育指導課	勤労観・職業観を育てるためにキャリア学習ノートを配布		
59	中学校の職場体験	教育指導課	勤労観・職業観を育てるために、3日間、様々な職場で仕事を体験する取組を計画的に実施		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
就労を望む女性が抱える様々な課題を整理し、解決に向けて行動を促すことができた。令和元年度から相談日を土曜日と固定したことで、相談件数が増加した。	引き続き、土曜日を相談日とし、「女性のための働き方サポート相談」の定着を図る。	再掲 (課題3 施策) 男女共同参画センター事業
女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、それぞれのステージの特性に応じた講座を実施し、女性の就労支援を行った。	継続してライフステージ等に応じた女性の就労支援講座を実施する。	再掲 (課題3 施策) 男女共同参画センター事業
各事業の参加者には、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する情報や講座等を届けることができた。定員 200 名に対し、45.5%となり、平成 30 年度を上回った。	令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。	再掲 (課題3 施策)
就労につながるまで継続して相談を利用するよう促した。その結果平成 30 年度と比べて相談件数、女性の相談件数ともに増えた。	継続実施。より多くの利用を増やし、多様な働き方の実現に向けて寄り添った視点を行う。	再掲 (課題3 施策)
セミナー参加後に就職活動をはじめると、若者の自立支援につながった。	継続実施。実施主体は、せたがや若者サポートテーションだが、会場はおしごとカフェで引き続き行うことで、一貫した支援ができるなど相乗効果があるため、引き続き連携を取りながら実施していく。	
性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。	令和 2 年度より、「キャリア学習ノート」を、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたポートフォリオ「キャリアパスポート」に変更した上で、引き続き継続的に実施する。	
性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。	引き続き継続的に実施する。	

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

施策 多様な働き方の支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
60	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施	人権・男女共同参画担当課	就職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立等、ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談「女性のための働き方サポート相談」を男女共同参画センターらぶらすで実施した。	75件(月3回)	118件(年48回)
61	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	令和元年度は、50代の女性を対象にした講座に加え、区民企画協働事業の中で、子育て世代の女性を対象にした講座を行った。 ・「女性のための就労支援講座 50歳からの仕事・生き方・私」 ・「『私らしい毎日、家族のかたち』を見つけるワークショップ」	・延43人参加 (全2回) ・-	延69人参加 ・59人参加 (全3回) ・10人参加 (全3回)
62	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施した。	延69人参加	延91人参加
63	女性起業家の育成支援の総合的取り組み(講座、相談、インキュベーション・スペース等)の拡充	人権・男女共同参画担当課	・女性起業家交流会 ・女性のための起業・経営相談 ・女性のための起業支援塾&サロン ・起業ミニメッセ出展準備講座 ・起業ミニメッセ ・起業ステップアップ講座	・らぶらす主体 14人(年1回) 区民企画協働事業 延55人 (年3回) ・延38人 (年10回) ・延75人 (全3回) ・延25人(年1回) ・1,483人 55団体 ・延25人(年2回)	・87人(全6回) ・延28人(全8回) 2月、3月は中止 ・延52人 (全3回) ・23人 ・2,306人 47団体 ・-
64	共働作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課 子ども家庭課	「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、利用登録者37名のうち、約4割は女性であった。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」について、2か所(砧地域・烏山地域)を開設し、区内計4か所での開設となった。(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース事業」(1か所) 「子どもの近くで働くことができるワークスペース事業」(2か所)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」利用登録者37名(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」(2か所:砧地域・烏山地域)計4か所(子ども家庭課)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>就労を望む女性が抱える様々な課題を整理し、解決に向けて行動を促すことができた。令和元年度から相談日を土曜日と固定したことで、相談件数が増加した。</p>	<p>引き続き、土曜日を相談日とし、「女性のための働き方サポート相談」の定着を図る。</p>	<p>再掲 (課題3施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、それぞれのステージの特性に応じた講座を実施し、女性の就労支援を行った。</p>	<p>継続してライフステージ等に応じた女性の就労支援講座を実施する。</p>	<p>再掲 (課題3施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>各事業の参加者には、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する情報や講座等を届けることができた。定員 200 名に対し、45.5%となり、平成 30 年度を上回った。</p>	<p>令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。</p>	<p>再掲 (課題3施策)</p>
<p>女性起業家を対象に、起業支援塾や起業ミニメッセ出展準備講座による「学び」、起業ミニメッセ等での「実践」、女性起業家交流会等での「交流」の3つの柱を有機的につなげ、年間を通じた支援を行った。</p>	<p>令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、展示販売の機会が減少した現状から、らぶらすでは、女性起業家支援として、起業ミニメッセをはじめ、イベント事業や、マルシェを開催し、展示販売の機会を増やす。</p>	<p>再掲 (課題3施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、一時保育利用者に限定していた利用対象者の拡大を図り、就学前児童の保護者にも利用を開放した。利用者からは「保育所に預けた後自宅に戻らず仕事ができる」「集中して作業ができる」などがあった。(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」については、前年度の事業実績をもとに検証し、新たな事業者の開設前の相談に的確に対応したため、2 か所を開設することができた。(子ども家庭課)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」については、令和 2 年 3 月で検証実施を終了し、令和 2 年 4 月からは世田谷区産業振興公社が運営する。(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」については令和 2 年度中に 1 か所整備し、区内全地域で運営を開始することにあわせ、利用者アンケートの実施などを行い、より利用者の視点に立った事業をめざす。(子ども家庭課)</p>	<p>再掲 (課題3施策)</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
65	融資・経営相談	世田谷区産業振興公社 (商業課) (産業連携交流推進課)	女性の相談員を配置する等、女性が相談しやすい環境整備に引き続き取り組み、女性相談員の増員(1名)を行った。	女性相談員 2人	女性相談員 3人
66	創業セミナー	世田谷区産業振興公社 (産業連携交流推進課)	女性の講師や先輩起業家を招へいする等、引き続き女性が参加しやすいセミナーの企画運営に取り組んだ。	女性の講師 1人 女性の先輩起業家 2人	女性の講師 1人 女性の先輩起業家 2人
67	キャリアカウンセリング相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和元年度のキャリアカウンセリングは2,219件。うち女性の相談が1,477件で、全体の7割弱を占めた。仕事と家庭、仕事をする上での家族との関係など女性ならではの悩みや相談もあった。	相談件数 2,105件 (うち女性の相談 1,310件)	相談件数 2,219件 (うち女性の相談 1,477件)
68	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社(工業・ものづくり・雇用促進課)	令和元年度は事前予約、定期相談をあわせて 343名の相談があった。うち女性の相談が230名で、全体の7割弱を占めた。相談内容は、労働基準法、雇用保険、解雇に関する事、ハラスメントなどが多かった。	368名(うち女性 233名)	343名(うち女性 230名)

施策 女性が少ない分野への女性の参画支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
69	科学技術者による講演会・セミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課	未実施		
70	区内中学・高校等との連携・協働による学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課	高校生を対象に、デートDV防止をテーマに、学校出前講座を実施した。 区立中学校は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定していた7校すべてが中止となった。	延 2,683人 (年 13校)	延 555人 (年 2校)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
経営に携わる女性の相談来所も相当数あるので、女性の相談員が対応することで、相談しやすい環境を提供できるケースもある。多様な支援のための選択肢を提案できている。	引き続き女性が相談しやすい環境整備に取り組んでいく。	
女性の起業・創業相談者にも、対応できる講師陣を配置して、参加しやすい環境を提供している。	引き続きプログラム内容の充実を図りつつ、支援方法の多様化、事業経営における男女共同参画の意識づけを図っていく。	
就労につながるまで継続して相談を利用するよう促した。その結果平成 30 年度と比べて相談件数、女性の相談件数ともに増えた。	継続実施。より多くの利用を増やし、多様な働き方の実現に向けて寄り添った視点を行う。	再掲 (課題 3 施策)
平成 30 年度より、事前予約による相談件数は減少したが、来所による相談件数は同水準だった。「相談したことによって悩みや疑問を解消できた。」「どこに相談していいのかわからなかったので、話を聞いてもらえてよかった。」という声をいただいた。	継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民の方及び事業者にご利用してもらえるように努める。	再掲 (課題 1 施策)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
未実施のため、評価なし。	今後、時代情勢を鑑み、実施を検討する。	
区立中学においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。しかし、各学校とは実施に向けての調整は進んでおり、教育委員会及び区内中学校とは、学校出前講座を実施することを目指し、人権尊重及び男女共同参画の理解を深めることができた。	継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。	再掲 (課題 1 施策) 男女共同参画 センター事業

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

施策 ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
71	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の発行内容 ・第79号(7月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣えみ子氏)何もなければどすべてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ ほか ・第80号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。 ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
72	「地域で遊ぼう！ファミリーデーキャンペーン」の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和のため、世田谷線沿線等で開催されるイベントにて専用ブースを設置し、スタンプラリー等を実施	延1,139人参加 (8か所で実施)	延1,316人参加 (7か所で実施)
73	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性電話相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメールマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・ - ・ - ・月平均15回投稿 ・ - ・300通 (年18回)	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通 (年24回)
74	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(950冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回
75	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施した。	延69人参加	延91人参加

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1施策)</p>
<p>「第15回あきさみよ豪徳寺沖縄祭り」が台風の影響で中止となり、開催場所は1か所減ってしまったが、参加者数は前年度を上回った。前年度の男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者にブースを出展いただき、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進した。</p>	<p>効果的な手法について検討し、実施していく</p>	
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行った。</p>	<p>継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>各事業の参加者には、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する情報や講座等を届けることができた。定員200名に対し、45.5%となり、平成30年度を上回った。</p>	<p>令和2年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。</p>	<p>再掲 (課題3施策)</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
76	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和元年度は事前予約、定期相談をあわせて 343 名の相談があった。うち女性の相談が 230 名で、全体の 7 割弱を占めた。相談内容は、労働基準法、雇用保険、解雇に関すること、ハラスメントなどが多かった。	368 名 (うち女性 233 名)	343 名 (うち女性 230 名)
77	講演会やセミナーの開催	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課) 人権・男女共同参画担当課	令和元年度は、事業所向けセミナーを 11 回実施し、155 名の方が参加した。	149 名参加 (10 回実施)	155 名参加 (11 回実施)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>平成 30 年度より、事前予約による相談件数は減少したが、来所による相談件数は同水準だった。「相談したことによって悩みや疑問を解消できた。」「どこに相談していいのかわからなかったので、話を聴いてもらえてよかった。」という声をいただいた。</p>	<p>継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民の方及び事業者にご利用してもらえるように努める。</p>	<p>再掲 (課題 1 施策)</p>
<p>人事労務担当者が知っておきたい内容を盛り込んでおり、「勉強になる」と大変喜ばれている。毎回継続して参加して下さる企業もあり好評である。</p>	<p>継続実施。多様な働き方が選択できる社会の実現に向け企業側への支援を引き続き続けていく。</p>	

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

施策 事業者への働きかけと支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
78	事業者への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」を企業等に配布し情報提供を行った。また、新たに企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「待ったなし 働き方改革とテレワーク」を作成した。 公社が実施する社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談は27件あった。	35件	企業向け情報誌「待ったなし 働き方改革とテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でのハラスメントの相談 27件
79	男女共同参画先進事業者の表彰	人権・男女共同参画担当課	パンフレット、区報、区ホームページ、情報紙らぶらすにて広く紹介	4団体表彰 パンフレット：3,000部発行	4団体表彰 パンフレット：3,000部発行
80	情報媒体を活用した先進的な取組みの紹介	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者をパンフレットや情報紙「らぶらす」、区HPにて紹介した。また、「地域で遊ぼう！ファミリーデー キャンペーン」において、前年度の受賞事業者が地域のイベントにブースを出展した。	年1回	年1回
81	ワーク・ライフ・バランス推進の専門家派遣の検討	人権・男女共同参画担当課	未実施		
82	区内事業者や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施した。	延69人参加	延91人参加
83	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和元年度は事前予約、定期相談をあわせて343名の相談があった。うち女性の相談が230名で、全体の7割弱を占めた。相談内容は、労働基準法、雇用保険、解雇に関する事、ハラスメントなどが多かった。	368名 (うち女性233名)	343名 (うち女性230名)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>事業者への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。企業の職場環境整備促進事業については、企業3社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。</p>	<p>引き続き、事業者への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。企業の職場環境整備促進事業については、令和2年度も引き続き実施する。</p>	<p>再掲 (課題2施策)</p>
<p>着実に実施することで、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進することができた。</p>	<p>性の多様性への配慮や、働き方改革を実践している事業者が応募しやすいようにしながら、引き続き事業者の顕彰に取り組むことで、区内事業者の男女共同参画意識の向上を図っていく。</p>	<p>再掲 (課題2施策)</p>
<p>情報媒体に加え、地域のイベントで事業者の男女共同参画への取組みを紹介することにより、女性の活躍推進を支援することができた。</p>	<p>引き続き、情報紙らぶらすや区 HP 等の情報媒体を活用して、先進的な取組みを紹介する。また、男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者に向けて「地域で遊ぼう！ファミリーデーキャンペーン」への参加を呼びかけ、身近な地域での取組み紹介につなげていく。</p>	<p>再掲 (課題2施策)</p>
<p>未実施のため、評価なし。</p>	<p>今後、時代情勢を鑑み、実施を検討する。</p>	
<p>各事業の参加者には、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する情報や講座等を届けることができた。定員200名に対し、45.5%となり、平成30年度を上回った。</p>	<p>令和2年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。</p>	<p>再掲 (課題2施策)</p>
<p>平成30年度より、事前予約による相談件数は減少したが、来所による相談件数は同水準だった。「相談したことによって悩みや疑問を解消できた。」「どこに相談していいのかわからなかったので、話を聞いてもらえてよかった。」という声をいただいた。</p>	<p>継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民の方及び事業者にご利用してもらえるように努める。</p>	<p>再掲 (課題1施策)</p>

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

施策 男女の育児・介護休業の取得促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
84	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性電話相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメルマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・ - ・ - ・月平均15回投稿 ・ - ・300通 (年18回)	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通 (年24回)
85	事業所への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」を企業等に配布し情報提供を行った。また、新たに企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「待ったなし 働き方改革とテレワーク」を作成した。 公社が実施する社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談は27件あった。	35件	企業向け情報誌「待ったなし 働き方改革とテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でのハラスメントの相談27件
86	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の発行内容 ・第79号(7月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣えみ子氏)何もなければどすべてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ほか ・第80号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
87	中小企業両立支援助成金制度等の周知及び法全体の周知	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	社会保険労務士が企業向けに、助成金や法改正に関するセミナーを実施した。	参加者53名 (年3回)	参加者49名 (年3回)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>事業者への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。企業の職場環境整備促進事業については、企業3社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。</p>	<p>引き続き、事業者への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。企業の職場環境整備促進事業については、令和2年度も引き続き実施する。</p>	<p>再掲 (課題2施策)</p>
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1施策)</p>
<p>参加者については平成30年度と同水準であり、事業所からはセミナー内容について好評であった。</p>	<p>引き続き継続実施の予定</p>	

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

施策 区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
88	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画担当課	未実施		
89	情報媒体を活用した先進的な取組みの紹介	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者をパンフレットや情報紙「らぶらす」、区HPにて紹介した。また、「地域で遊ぼう！ファミリーデー キャンペーン」において、前年度の受賞事業者が地域のイベントにブースを出展した。	年1回	年1回

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
未実施のため、評価なし。	5年に1度実施。次回は令和2年度に実施予定。	再掲 (課題1施策)
情報媒体に加え、地域のイベントで事業者の男女共同参画への取組みを紹介することにより、女性の活躍推進を支援することができた。	引き続き、情報紙らぶらすや区 HP 等の情報媒体を活用して、先進的な取組みを紹介する。また、男女共同参画先進事業者表彰受賞事業者に向けて「地域で遊ぼう！ファミリーデー キャンペーン」への参加を呼びかけ、身近な地域での取組み紹介につなげていく。	再掲 (課題2施策)

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

施策 保育等の拡充

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
90	新BOP学童クラブ運営	児童課 生涯学習・地域 学校連携課	保護者が就労や病気等により、放課後に家庭で保護・育成にあたれない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供し、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮。保護者の多様な働き方及び保護者の帰宅時間が遅くなることへの対応のため、新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業を5か所で2年間実施し、時間延長の効果や適切な手法等を検討するとともに、子どもの自立に向けた支援のあり方について検証・検討する。	全区立小学校 61箇所	全区立小学校 61箇所
91	新規開設園等の施設を活用した定期利用保育事業の実施	保育課	元年度は私立15園、区立2園で実施。	私立16園、 区立1園	私立15園、 区立2園
92	認可保育園増改築等に伴う定員拡充	保育課	私立保育園1園で実施。 大蔵ふたば保育園の改築	実績なし	大蔵ふたば保育園 定員 81 112
93	緊急保育・一時預かり保育の拡充	保育課	令和元年度は、 区立保育園では、分園を含む48園で実施した。 私立保育園では、分園を含む45園で実施した。	・区立： 延2,920人 ・私立： 延46,370人	・区立 延2,272人 ・私立 延42,463人
94	病児・病後児保育施設の拡充	保育課	令和元年度は、医療機関併設型5施設、医療機関連携型4施設、保育園併設型2施設の計11施設で実施した。(定員計79名)	・登録者数： 12,338人 ・利用延人数： 10,533人 ・利用実人数： 5,345人	・登録者数： 12,189人 ・利用延人数： 10,240人 ・利用実人数： 5,198人

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>小学校低学年及び配慮を要する児童に、遊びや安全な生活の場を提供するとともに、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮した。</p> <p>平成31年4月より新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業を開始し、保護者の多様な働き方に対応するとともに、小学校就学後からすぐに子どもが一人で過ごすことへの対応を行った。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>待機児童解消に繋がった。</p>	<p>今後も待機児童が多い年齢を中心に定期利用保育事業を行っていく。</p>	
<p>定員増により待機児童解消に寄与した。</p>	<p>引き続き待機児童対策として、既存施設の増改築等により保育定員を増やせるよう事業者へ働きかける。</p>	
<p>保護者の就労や通院等により、一時的に保育が必要となった児童を保育することにより、家庭における養育の支援に繋げることができた。</p>	<p>継続実施。今後も要件や定員の見直しを行い、多様な保育ニーズに対応できるよう努める。</p>	
<p>集団保育が困難な病児・病後児について、一時的に病児・病後児保育施設で保育することにより、就労等にある保護者を支援することができた。</p>	<p>継続実施。今後もニーズ調査の結果を見据え、整備の必要性について検討していく。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
95	就労形態の多様化に伴う保育ニーズへの対応(幼稚園預かり保育、延長保育、休日・年末保育)	保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 ・休日・年末保育 ・幼稚園預かり保育 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の施設を除きほぼ全園実施 ・5園で実施 ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の施設を除きほぼ全園実施 ・休日保育 6園で実施 ・年末保育 5園で実施 ・(新制度移行園・私立認定こども園)私立幼稚園預かり保育 3園で実施
96	保育施設再整備方針に基づく保育施設の整備	保育課	区立拠点園(世田谷地域)1園の再整備計画の建設工事が竣工した。玉川総合支所分庁舎跡地の活用により、拠点園(玉川地域)の実施設計を策定した。また、新たに区立松丘幼稚園跡地の活用により、区立西弦巻・弦巻保育園の移転・統合計画を発表した。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事竣工 3ヶ所 (拠点園2ヶ所、統合園1ヶ所) ・建設工事着工 1ヶ所(拠点園) ・基本設計策定及び実施設計着手 1ヶ所(拠点園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事竣工 1か所 ・実施設計着手 1か所 ・新たな再整備計画発表 1か所
97	第三者評価受審の促進、地域保育ネットワーク等による保育の質の向上	保育課	新規開設の私立保育園が増加している中、各地域における保育ネットワークの活動の中でも、研修の充実を図った。地域のニーズに合わせ、今年度地域ごとの、保育実践研修を各1~2回企画・実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園 17園、認証保育所 19園で実施 ・5地域で計12回実施し延べ530名が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園 17園、認証保育所 17園で実施 ・5地域で計12回実施し延べ570名が参加 ・地域ごとの研修は、全17回980名が参加
98	障害児保育の充実	保育課	医療的ケア児の公立保育園での受け入れ枠を、今年度4施設4名とした。看護師を対象とした、実地研修を実施し、スキルアップを図ってきた。また認可保育施設に対しては、専門機関による巡回指導を引き続き実施し、障害児保育の充実を図ってきた。	烏山地域の区立指定保育園(松沢保育園)で医療的ケア児1名の受け入れを開始	烏山・北沢・世田谷・砧地域の区立指定園(松沢保育園・豪徳寺・世田谷・希望丘)で各一名の受け入れを行っている。
99	認可外保育施設新制度移行支援事業	保育認定・調整課	<ul style="list-style-type: none"> ・適格性審査実施回数 ・適格性審査応募施設数 ・世田谷区認可外保育施設等認可化移行支援事業費補助金交付施設 ・世田谷区認可外保育施設新制度移行支援事業改修費等補助金交付施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・2回 ・3施設 ・2施設 ・1施設 令和元年7月1日移行予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・2回 ・6施設 ・2施設 ・6施設 令和2年4月1日移行：7施設

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>多様な就労形態に対応出来た。</p>	<p>昨年度は休日保育実施園を1園増やした。今後も延長保育や休日・年末保育実施園を拡充し、多様な就労形態に対応出来るよう努める。</p>	
<p>他所管課と連携しながら計画を進めており、当初スケジュールに基づき、予定通り事業を進めることができた。また、「区立保育園の今後のあり方」に基づき、新たな再整備計画を発表し、新たな再整備対象園の決定にあたっての考え方を定めることができた。</p>	<p>継続実施。現在進行中の再整備計画を着実に進めるとともに、「区立保育園の今後のあり方」を踏まえ、待機児童対策や多様な保育、在宅子育て支援などの施策をより効率的、効果的に推進する。</p>	
<p>保育ネットでは地域ごとの施設のつながりを強め、日常的に、施設の種別を越えた子ども同士の交流も行っている。各地域の保育ネットごとの研修機会を増やしたことにより、現場の保育職員の交流・学びの場を確保することができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引続き第3者評価の受審を促す。 ・保育ネットは認可外保育施設にも参加を促し、地域での連携を深めながら、保育の質の向上につなげていく。 	
<p>年度ごとに、医療的ケア児の受け入れ枠を確実に増やしてきた。受け入れ実施園を増やしたことに伴い、看護師間のバックアップ体制を構築してきた。</p>	<p>令和4年度の玉川地域拠点園の開設に向け、引き続き看護師間の連携体制を強化していく。障害児受け入れ園に対する巡回指導の継続とともに、集合研修の中でも障害児に対する理解を深めるカリキュラムを実施していく。</p>	
<p>適格性審査において、給付対象施設へ移行する施設を新たに6施設選定し、令和2年4月1日に7施設が移行した。今後さらに5施設が移行を予定しており、引き続き支援を行うことで、来年度以降の保育の拡充や充実が見込まれる。</p>	<p>支援期間が令和元年度末で終了する予定であったが、これまでの課題や保育の質の確保への対応等を見据え、継続実施。令和2年度からは、認可保育所への移行支援に加え、認証保育所への移行支援、認可外保育施設が指導監督基準を満たすための支援も行う。国や都の制度に合わせて補助金の見直しを行うしつつ、整備計画数量及び予算との整合を図りながら、令和6年度まで支援を行う。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
100	私立認可保育園の整備による定員拡充	保育計画・整備支援担当課		8 施設 571 名分	13 施設 636 名分
101	認証保育所の整備による定員拡充	保育計画・整備支援担当課		0 施設 0 名分	0 施設 0 名分
102	小規模保育事業等の整備による定員拡充	保育計画・整備支援担当課		4 施設 68 名分	2 施設 34 名分
103	ほっとステイ事業の推進	子ども家庭課	ほっとステイ(19 か所)(子育てステーション 5 か所含む)	利用延人数 23,275 人	利用延人数 24,710 人

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>認可保育園等の保育施設整備により、令和元年度は前年度と比べ 802 人の保育定員の拡大に努め、これまでの施設整備の積み上げ等により、令和 2 年 4 月時点で保育待機児童は解消した。一方で、いまだ希望する保育園に入れない世帯も多く、認可保育園の利用希望者は依然として多い状況にある。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により新規の保育施設整備が厳しい状況にある中で、保育待機児童ゼロの継続に向けて、既に事業決定している案件を中心に施設整備を進める。あわせて、認可外保育施設を含めた一部の既存施設に空きがありながら利用されていない状況を踏まえ、認証保育所への支援策等を通じて、既存施設の有効利用の促進を図る。</p>	
<p>認可保育園等の保育施設整備により、令和元年度は前年度と比べ 802 人の保育定員の拡大に努め、これまでの施設整備の積み上げ等により、令和 2 年 4 月時点で保育待機児童は解消した。一方で、いまだ希望する保育園に入れない世帯も多く、認可保育園の利用希望者は依然として多い状況にある。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により新規の保育施設整備が厳しい状況にある中で、保育待機児童ゼロの継続に向けて、既に事業決定している案件を中心に施設整備を進める。あわせて、認可外保育施設を含めた一部の既存施設に空きがありながら利用されていない状況を踏まえ、認証保育所への支援策等を通じて、既存施設の有効利用の促進を図る。</p>	
<p>認可保育園等の保育施設整備により、令和元年度は前年度と比べ 802 人の保育定員の拡大に努め、これまでの施設整備の積み上げ等により、令和 2 年 4 月時点で保育待機児童は解消した。一方で、いまだ希望する保育園に入れない世帯も多く、認可保育園の利用希望者は依然として多い状況にある。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により新規の保育施設整備が厳しい状況にある中で、保育待機児童ゼロの継続に向けて、既に事業決定している案件を中心に施設整備を進める。あわせて、認可外保育施設を含めた一部の既存施設に空きがありながら利用されていない状況を踏まえ、認証保育所への支援策等を通じて、既存施設の有効利用の促進を図る。</p>	
<p>実施施設が増えた結果、利用延人数が昨年度より増加した。</p>	<p>引き続き、実施施設を確保するためおでかけひろばの整備に合わせて、おでかけひろば内の預かり事業を実施するように整備予定事業者に働きかけを行う。</p>	

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

施策 育児に関するサービスの充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
104	乳児期家庭訪問指導の充実	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊娠期面接による妊娠期からの情報も活用し乳児期家庭訪問を実施し、虐待予防のための早期介入、支援を実施。	<ul style="list-style-type: none"> 出生数 7,374 人 乳児期家庭訪問実施数 7,159 人 実施率 97.1% 	<ul style="list-style-type: none"> 出生数 6,905 人 乳児期家庭訪問実施数 6,635 人 実施率 96.1%
105	EPDSを導入した、産後うつ病の早期発見と予防	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	訪問時に EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)等の質問票を用いて母親のメンタルヘルスや育児に関する状況把握。必要時継続支援。	乳児期家庭訪問からの継続支援 実数 3,644 人 継続支援率 50.9%	乳児期家庭訪問からの継続支援 実数 3,313 人 継続支援率 50.0%
106	乳幼児健診、離乳食講習会	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	乳幼児の発育発達を確認し必要時医療や療育につなげる。保護者への育児相談実施。栄養士による離乳食講習会は、各支所前期講習会を毎月、後期講習会を2か月に1回実施。講習会後には、必要に応じて栄養士による個別相談を行った。		
107	児童館での出張育児相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	乳幼児(主に0歳、1~2歳)のひろばに保健師、栄養士、歯科衛生士が育児相談を実施。		
108	歯科衛生士による歯の相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児歯科保健相談 歯科予防処置 歯科衛生士による相談 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 172 回、受診者数 3,360 人 2,280 人 214 件 	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 172 回、受診者数 3,037 人 2,424 人 214 件
109	子ども初期救急診療所の運営	保健医療福祉推進課	初期救急診療所(小児科)の開設 平日 19:30~22:30 2ヶ所 土曜 17:00~22:00 3ヶ所 日曜 9:00~17:00 2ヶ所 日曜 17:00~22:00 3ヶ所		
110	産前・産後セルフケア事業の実施	児童課	安定期以降の妊娠中の女性及び5ヶ月未満の赤ちゃんがいる母親を対象に、講座内でストレッチを行ったり、地域の子育て情報を提供した。	<ul style="list-style-type: none"> 503 人参加 全児童館各 2 回、計 50 回実施 	<ul style="list-style-type: none"> 505 人参加 21 児童館各 2 回、4 児童館各 1 回 計 46 回実施

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
対象者のいる家庭への全戸訪問をめざし、9割の家庭へ訪問実施。妊娠期面接等の関わりからの切れ目ない支援となっている。	継続実施予定	
母親の記入した質問票をもとに面接し、既往歴や家族の協力体制、育児不安や育児負担感、母親の気持ち等を把握。必要時早期介入・支援ができています。	継続実施予定	
ほぼ9割近い乳幼児と保護者が来所する乳幼児健診は、健診をきっかけに孤立した育児の辛さや児への心配事等を吐露する母親もいるため、児の発育発達の確認のみでなく虐待予防の視点でも介入できる貴重な機会となっている。離乳食講習会では、簡単な離乳食の作り方や食べさせ方などを両親で共有してもらおう機会となっている。	継続実施予定	
参加者同士の交流、育児の困りごとなどの対処法の共有の場となっている。。	継続実施予定	
4歳未満の乳幼児を対象に、歯科健診、相談及び歯科保健指導を行っている。保護者がむし歯リスクを理解し、コントロール力やセルフチェック力をつけてもらうことができる。	継続実施予定	
一般の医療機関では休診が多い休日や夜間に診療所を開設することで、子どもの急病時に対する保護者の不安の解消を図った。	引き続き、事業を継続する。 なお、診療所1ヶ所(子ども初期救急診療所)は、令和2年4月保健医療福祉総合プラザ1階に移転した。	
講座内のストレッチや、子育て情報を提供することで、産前・産後の母親に対し必要な支援を提供した。	継続実施	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
111	子ども医療費助成	子ども育成推進課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	子ども(区内に住所がある0~15歳到達後最初の3月31日までの子ども)の医療費のうち、保険診療分の自己負担分と、入院時の食事療養費の定額負担分の助成を実施	平成31年3月末 113,873人	令和2年3月末 114,596人
112	子どものショートステイ、トワイライトステイ	児童相談支援課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものショートステイ ・トワイライトステイ ・赤ちゃんショートステイ ・要支援家庭を対象としたショートステイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・延672日 (235人) ・延2日(2人) ・延136日(30人) ・延142日(40人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延791日 (実96人) ・延2日(実2人) ・延189日 (実28人) ・延102日 (実6人)
113	産前・産後子育て支援ヘルパーの派遣(さんさんサポート)	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・産前産後支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー派遣数：4,500回 ・利用会員：1,770人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー派遣数：3,654回 ・利用会員：1,376人
114	産後ケア事業の実施	児童相談支援課	<p>産後ケアセンターでのショートステイ、デイケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子ショートステイ ・母子デイケア ・きょうだいショートステイ ・きょうだいデイケア <p>ママズルームでのデイケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子デイケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・4,072日 ・633日 ・119日 ・24日 ・368日 	<ul style="list-style-type: none"> ・3,592日 ・835日 ・93日 ・28日 ・316日
115	子育ての悩み、不安、子どもの家庭環境の問題、出産費用等の相談	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てについての不安や悩みについて、各地域の総合支所保健福祉センター生活支援課と関係機関が連携しながらDV、生活や家庭問題などの相談にも対応 ・その他子育てサービスを情報提供 ・出産費用の援助について、入院費用を支払うのが困難なときに、入院・分娩費用を援助 	入院助産：19件	入院助産：23件

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、子育てを支援している。</p>	<p>児童の増減に合わせ、給付制度を維持していく。</p>	
<p>保護者の心身の安定及び育児に関する負担感の軽減を図り、児童の健やかな成長を支援すること及び保護者が安心して育児に取り組む環境を整えることができた。また、要支援家庭(保護者の強い育児疲れや育児不安または不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれがある家庭)への継続的な支援を実施した。</p>	<p>従来のショートステイ内容に加え、協力家庭(個人宅でのショートステイ事業)を開始。</p>	
<p>ヘルパーやベビーシッターを派遣し、家事や育児の支援を行うことにより、利用者の負担感や不安の軽減が図れた。</p>	<p>・事業の再構築により本事業は、平成 30 年度で利用券の配布を終了している。今後はすでに利用券を持っている方のみ利用できるものとし、令和 3 年 1 月末で事業終了予定。</p>	
<p>助産師、臨床心理士等の専門職が、ショートステイやデイケアを通じて母体ケアやカウンセリングを行い。母親の育児不安や体調不良の解消を図った。</p>	<p>子ども家庭支援センター利用者支援と連携しながら実施し、引き続き、育児不安や育児疲れの軽減を図っていく。</p>	
<p>平成 30 年度と比較すると実施件数は増加している。出産費用の援助が必要な母親への援助をすることが出来た。</p>	<p>関係機関との情報共有と連携を図りながら、引き続き出産費用の援助が必要な母の支援を行う。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
116	世田谷子ども・子育てテレフォン (電話相談事業)	児童相談支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する相談 ・子どもからの相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,483 件 ・ 179 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1638 件 ・ 77 件
117	世田谷版ネウボラ (妊娠期からの切れ目のない子育て支援)	子ども家庭課 世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期面接数 ・ 母子保健コーディネーター ・ 子育て応援相談員 ・ 地域子育て支援コーディネーター - 《ひろば型》 ・ せたがや子育て利用券登録事業者 ・ ネウボラ・チームによる医療機関への訪問 ・ 世田谷版ネウボラ推進協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7,062 件 ・ 18 名 ・ 13 名 ・ 6 か所 ・ 191 事業者 (区内:125 事業者、 区外:66 事業者) ・ 37 か所 ・ 3 回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6,581 件 ・ 18 名 ・ 13 名 ・ 6 か所 ・ 230 事業者 (区内:142 事業者、 区外:88 事業者) ・ 24 か所 ・ 4 回開催

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>子ども家庭支援センターの受付時間外の夜間・休日に子ども本人や保護者の悩みや相談に対応し、専門的なアドバイス、必要なサービスの案内及び適切な機関を紹介し、子育て支援と児童虐待の未然防止を図ることができた。</p>	<p>引き続き、夜間・休日に電話での相談を実施し、子ども本人や子育ての悩みの解消や児童虐待の未然防止を図っていく。</p>	
<p>せたがや子育て利用券への事業参加を地域の子育て活動団体等へ呼びかけを行うことで、区内の登録事業者数が増え、地域で子育てを支える環境を充実させることができた。</p> <p>地域における身近で気軽な相談支援体制の充実として、利用者支援事業(地域子育て支援コーディネーター《ひろば型》)を引き続き実施し、他機関等との連携強化をさらに図ることができた。</p> <p>外部有識者による世田谷版ネウボラ推進協議会を開催し、世田谷版ネウボラの取組みの課題を議論し、世田谷版ネウボラの推進を図るとともに、令和2年度からの子ども計画(第2期)後期計画に反映させることができた。</p>	<p>母親学級と連動したおでかけひろばでの妊婦向け講座の実施など妊娠期からおでかけひろば等につながる仕組みづくりの充実を図る。</p> <p>妊婦や子育て家庭を地域で支えるためのさらなる地域資源の充実を図る。</p> <p>区、医療、地域のそれぞれの支援の担い手が機能的に連携する顔の見えるネットワーク体制の強化を図る。</p>	

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

施策 子育て世代への支援と地域交流

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
118	乳児健診前の母親を対象に、情報提供、仲間づくりをサポートする交流会を実施	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	各支所で月1回の交流会を実施。参加者は生後2~3か月児と保護者。身近に知り合いができるよう地区別にグループをつくり運営している。個別の育児相談も行った。		
119	妊娠から育児に関する不安や悩みの相談・支援	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊娠期面接実施率は83.6%。平日の面接及び各支所年5回の土曜日面接を実施。特に土曜日はパートナーと一緒に来所をする場合が多い。妊娠期面接や両親学級の講和等を通じてパートナーと協力して子育てするイメージづくりをした。	妊娠期面接率 89.1%	妊娠期面接率 83.6%
120	乳幼児健康診査など、子どもの発育発達に関する相談・支援	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	106と同様		
121	地域の育児グループ等の活動支援	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	107と同様		
122	地域支えあい活動「子育てサロン」への支援	世田谷区社会福祉協議会(生活福祉課)	子育てサロンの運営支援に取り組み、子育て世代の孤立化防止や多世代とのつながりづくりに取り組んだ。活動の継続に向けては、主任児童委員へのつなぎなど地域との関係づくりを意識した。また、児童館やお出かけ広場と連携を図り、相互交流の機会を確保した。	登録グループ数 93	登録グループ数 95

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>外出しづらい時期に安心して参加し、同じぐらいの月令の児のいる母親同士が交流できる機会として活用されている。母親同士の知り合いをつくる場となっている。</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>妊娠期面接及び母親学級・両親学級で、父親・母親に主体的な育児参画について話をすることができた。</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>106 と同様</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>107 と同様</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>年度末の登録グループ数は2グループ増となったが、実際には9団体の新規開始及び7団体の廃止があった。今後は、会場やスタッフ確保などの取組みを一層強化する。</p>	<p>これまでの集い型の子育てサロンとともに、ICTの活用による絆づくりなど、「新しい生活様式」を意識した新たな活動形態を検討していく。また子育て世代を地域で支える契機として、子育て広場や児童館など地域の拠点との関係づくりを一層強化していく。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
123	児童館の子育てひろば事業	児童課	0歳から3歳まで乳幼児の保護者を対象に、わらべ歌や手遊びなどの親子で楽しめる活動や登録制のサークル活動、子育てに関する講座を行うなど、親子で集い、交流・相談できる場を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・654講座 ・参加者 20,562人 	<ul style="list-style-type: none"> ・591講座 ・参加者 17,029人
124	子育てサポーターの人材発掘と参画の場の提供	児童課	講座等により、地区・地域での子育て支援者(サポーター)の人材発掘及び育成に取り組んだ。	サポーター 72名	サポーター 85名
125	地域での子育て交流の開催	児童課	周辺地域で活動している子育て支援活動団体及び個人との連携協力をめざして関係づくりを進めた。	<ul style="list-style-type: none"> ・5地域1回実施 ・参加者数 1,091人 	<ul style="list-style-type: none"> ・4地域1回実施 1地域2回実施 ・参加者数 937人
126	子ども基金による子ども・子育て支援団体の活動への支援	子ども家庭課	区民、地域団体、事業者より寄附を募るとともに、子育て活動団体等を支援するための助成事業を年2回、区の広報やホームページ等で募集。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 助成19件 (22件申請、うち2件取下げ) ・第2回 助成6件 (11件申請、うち4件取下げ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 助成18件 (25件申請、うち2件取下げ) ・第2回 助成8件 (10件申請、うち1件取下げ)
127	子育て活動団体への助成	子ども家庭課	活動経費の一部補助	11団体	10団体
128	世田谷区ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・援助活動延件数(未就学児、就学児) ・年度末会員数(利用会員、援助会員、両方会員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・41,726件 (30,006件、11,720件) ・9,152人 (8,160人、928人、64人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・43,299件 (32,887件、10,412件) ・10,817人 (9,719人、1,030人、68人)
129	おでかけひろば事業の実施	子ども家庭課 保育課	おでかけひろば(38か所)(子育てステーション5か所含む) <ul style="list-style-type: none"> ・利用組数 ・利用延人数 	<ul style="list-style-type: none"> ・147,555組 ・332,778人 	<ul style="list-style-type: none"> ・137,894組 ・298,463人

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>子育て中の保護者に、親子で楽しめる活動や子育てに関する情報を提供するとともに、親子で交流・相談できる場を提供した。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>講座等を通し新規の人材を発掘するとともに、子育てひろば活動や講座での運営補助活動を通じて、子育て支援者(サポーター)と参加者の交流を促進した。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>周辺地域で活動している子育て支援活動団体及び個人との連携協力をめざして関係づくりを進めた。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>例年同様の申請数があり、一定数を保つことができた。</p>	<p>継続実施。 引き続き、広報・啓発活動に努め、申請数の増加に努める。</p>	
<p>例年と同規模の申請数があり、一定数を保つことができた。新たに自主保育団体に対する要綱を制定し、運営形態にあわせて2種類の補助体系となった。</p>	<p>継続実施。引き続き活動団体等への周知に努める。</p>	
<p>事業の周知が進むとともに、アドバイザーの地域配置による相談しやすさ等により、利用会員及び援助活動件数が増加し続けている。一方、援助会員は利用会員ほど増加していないため、必要性が高い援助活動の開始に時間がかかるなどの課題が生じている。</p>	<p>利用会員のうち実利用者が20%を下回っていること、事業開始から5年を経過したことを踏まえ、地域での子育ての相互援助がより効果的に実施できるように、制度の見直しを検討する。</p>	
<p>実施施設が増えた結果、毎月の利用延人数は昨年度より増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、年間の利用組数・延べ人数は昨年度を下回った。</p>	<p>感染症拡大(予防)対策を図りながら、引き続き事業の周知を行うとともに、おでかけひろば整備事業者の確保に努める。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
130	子育てメッセの開催	子ども家庭課	子育て中の保護者等に地域の子育て情報を提供するとともに、地域子育て活動団体同士の交流を促進。	来場者数： 約1,100人	来場者数： 約1,080人
131	認証取得マンションの情報提供	居住支援課	令和元年度において世田谷区で実施している「子育て支援マンション認証制度」の認証を受けている住宅は0件であったが、東京都で実施している「東京都子育て支援住宅認定制度」の認証を受けている住宅を案内した。		
132	キッズルーム整備事業	居住支援課	区より「子育て支援マンション」として認証を受けた共同住宅のキッズルーム整備費用に対する補助制度について、区ホームページやリーフレットの配布等により周知を行った。	補助金交付実績 0件	補助金交付実績 0件
133	認証基準による子育てに配慮した住宅供給の誘導	居住支援課	子育てしやすい居住環境が整備され、一定の基準を満たした共同住宅を「子育て支援マンション」として認証する制度について、区ホームページやリーフレットの配布等により周知を行った。	認証実績：0件	認証実績：0件

施策 介護者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
134	介護保険サービス、障害福祉サービスの提供	介護保険課 障害施策推進課 (各総合支所保健福祉センター 保健福祉課)	<p>【介護保険課】 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)に基づき、相談支援体制の充実、サービスの質の向上及び制度の趣旨普及を行った。</p> <p>【障害施策推進課】 居宅介護等訪問系サービスが円滑に提供されるよう事業者に対する支援等を行った。また、総合支所において適切な支給決定が行われるよう、必要な調整を行った。</p>		
135	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)での介護相談	介護予防・地域支援課	身近な地区での相談窓口であるほか、平日だけでなく土曜日も開設した。		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
これまでのブースで待つスタイルの情報発信ではなく、来場者との積極的な関わりを持っているような情報発信のスタイルに変えたり、会場もお子さん連れの来場者がより参加しやすい雰囲気にするなど工夫し、大盛況な子育てメッセとなった。	継続実施。今後の開催地域や内容については、子育てメッセ開催の方向性も含め随時検討を行う。	
一定の効果があつた。	継続実施。	
事業者のニーズと事業内容が合致せず、補助金の申請には至らなかった。実績を踏まえ、事業の見直しを行う必要がある。	東京都においても、子育てに配慮した住宅の供給促進のため、平成28年2月より「東京都子育て支援住宅認定制度」を実施している。東京都と協議の上、東京都の認定制度を活用した補助制度を検討する。	
事業者のニーズと事業内容が合致せず、認証の申請には至らなかった。実績を踏まえ、事業の見直しを行う必要がある。	東京都においても、子育てに配慮した住宅の供給促進のため、平成28年2月より「東京都子育て支援住宅認定制度」を実施している。東京都と協議の上、区の認証制度の仕組みについて検討する。	

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>【介護保険課】 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に沿って施策に取り組むことができた。</p> <p>【障害施策推進課】 サービスの提供実績は増加している。今後も支給決定に伴う調整や事業者への支援等を行う必要がある。</p>	<p>【介護保険課】 第7期計画の取組み実績を踏まえ、第8期計画の策定に取り組む。</p> <p>【障害施策推進課】 引き続き、支給決定に伴う調整や事業者への支援等を行っていく。</p>	
相談しやすい環境を整備し、問題の早期発見、早期解決につなげることができる。高齢者以外の相談も受けることで、ダブルケア(高齢者の介護と子育ての両方を行う)等の複合的な課題に関する相談もしやすくなった。	気軽に相談してもらえよう周知に努めるとともに、相談を受けるスタッフの充実も図る。	

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

施策 男性の家事・育児・介護等への参画促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
136	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の発行内容 ・第79号(7月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣えみ子氏)何もなければどすべてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ ほか ・第80号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。 ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
137	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性電話相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメールマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・ - ・ - ・月平均15回投稿 ・ - ・300通 (年18回)	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通 (年24回)
138	父親向けの育児講座の開催(男女共同参画センター)	人権・男女共同参画担当課	・シネマサロン ・パパ・バギーの日 ・参加型トークイベント	・ - ・延80人 (年3回) ・25名(年1回)	・31名(年1回) ・ - ・ -
139	父親向けの育児講座の開催	児童課	子育て支援「父親の育児参加」として年間事業計画を策定し、親子体操や父親参加のベビーマッサージ、手作りおもちゃづくりなどを実施	・22講座 ・参加者数459人	・30講座 ・参加者数547人
140	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・シネマサロン ・パパ・バギーの日 ・参加型トークイベント	・ - ・延80人 (年3回) ・25名(年1回)	・31名(年1回) ・ - ・ -

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1施策)</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>父親には、WLBの意義と、育児への参画促進。母親には、育児の負担軽減を図る取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。</p>	<p>らぶらすでは、男性の積極的育児参加の促進を目指して、10年以上にわたり、パパ・バギーの日、父と子のコミュニケーション講座、父と子のクッキング講座、家族で楽しめるシネマサロン等を実施してきた。その結果、区内の児童館・子育て支援施設等で父親向けの講座が開催されるようになったことを機に、らぶらすでの父親向け育児支援講座を終了する。</p>	<p>男女共同参画センター事業含む</p>
<p>父親を対象とした育児参加について、子どもとのふれあい及び父親同士の交流を図るなど、児童館特有の子育て支援に寄与することができた。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>父親には、WLBの意義と、育児への参画促進。母親には、育児の負担軽減を図る取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。</p>	<p>らぶらすでは、男性の積極的育児参加の促進を目指して、10年以上にわたり、パパ・バギーの日、父と子のコミュニケーション講座、父と子のクッキング講座、家族で楽しめるシネマサロン等を実施してきた。その結果、区内の児童館・子育て支援施設等で父親向けの講座が開催されるようになったことを機に、らぶらすでの父親向け育児支援講座を終了する。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
141	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)いきいき講座の実施	介護予防・地域支援課	広く関心をもたれるテーマの講座のほか、男性対象の講座(地域デビュー、料理、体操等)などを開催した。		
142	介護予防、認知症ケアに関する講習会、講演の実施	介護予防・地域支援課	フレイル(虚弱)予防に運動・食・認知機能・社会参加が重要であることを講演会にて周知した。認知症ケアの家族会については、男性介護者に特化した家族会を実施した。		
143	子育て情報紙の発行	子ども家庭課	発行配布先:各支所健康づくり課、生活支援課、出張所、区立保育園、区立幼稚園、私立保育園、私立幼稚園、図書館、児童館など	各 40,500 部 (年 4 回)	各 37,600 部 (年 4 回)
144	両親学級・ぶれパパママ講座の開催	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	各総合支所で月 1 回ずつ、計 60 回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により、3 月は中止としたため、55 回実施となった。 休日開催の講座も 67 回予定していたが 57 回実施となった。	・ 2,259 人 (うち男性 641 人、28.3%) ・ 3,053 人 (うち男性 1,523 人、49.8%)	・ 2,117 人 (うち男性 698 人、32.8%) ・ 2,709 人 (うち男性 1,345 人、49.6%)
145	男の料理教室の開催	世田谷保健所健康推進課	自らの希望で自分で料理できるようになりたいと申込みしている参加者が多い。 1 地域で年度末開催予定だったが新型コロナウイルス感染症予防対策として開催できなかった。	495 人参加(北沢支所 23 回、砧支所 10 回)	360 人参加(北沢支所 22 回、砧支所 5 回)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>男性が参加しやすいよう講座の工夫を行い、介護等への普及啓発を図ることができた。</p>	<p>男性の介護等への参画促進を図れるよう講座の拡充や工夫、周知に取り組む。</p>	
<p>社会参加の必要性、参加できる社会資源等情報提供により、住民主体の活動参加促進につながった。男性介護者に参加しやすい場を提供することで悩みやストレスを抱え込まず、介護負担の軽減を図ることができた。</p>	<p>引き続き、講演会や講座の実施により介護予防や社会参加の重要性について普及啓発を図っていく。男性介護者に特化した家族会の定期開催等について検討していく。</p>	
<p>多胎児や子どものごはんをテーマとし、地域の子育て世代が必要としている情報を届けるよう努めた。</p>	<p>twitter や子育て応援アプリも活用し、紙媒体での周知以外の方法から、より広く区民への情報発信へ努める。</p>	
<p>男性の参加率が微増しており、家族で子育てを考える機会となっていると考える。 新型コロナウイルス感染拡大により対面講座の実施ができない時期があった。このような機会を妊婦とパートナーおよび家族に提供し続けられるよう手法の工夫が必要である。</p>	<p>新型コロナウイルス感染下であっても、妊婦とその家族が講座を受講できるように、ぶれパパママ講座をオンライン開催する予定。オンライン講座では実技や交流を取り入れにくいいため、感染が収束している期間には感染防止対策を講じながら対面講座を開催する。</p>	
<p>食べる楽しみとともに自分、家族の健康づくりのために食生活を考えるきっかけとなっている。 教室参加をきっかけに同じ目的をもった仲間づくりとなっており、周囲にも食の大切さを伝える地域活動にも発展している。</p>	<p>継続実施を予定しているが、開催の時期、開催方法について検討が必要である。</p>	

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題6 防災・地域活動等への参画促進

施策 防災・災害復興の分野への女性の参画促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
146	地域防災計画や避難所運営等への男女共同参画の視点からの導入	災害対策課	平成 29 年度に取組み終了		
147	地域防災計画修正段階からの女性の参画	災害対策課	平成 29 年度に取組み終了		
148	避難所運営マニュアル改定ワークショップの実施、研修・HUG訓練の実施	災害対策課	平成 29 年度に取組み終了		
149	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	災害時のトイレに関する啓発展示の実施(せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動した展示)	34 人(研修講座参加者へ展示紹介)	
150	復興住宅計画への反映	居住支援課 都市計画課	都市復興プログラム実践訓練において講演会やワークショップを開催し、女性職員(都市整備領域等)の参加促進に努めた。 防災・仮住まいワークショップに関し、様々な立場からの意見を集約するため、女性の参加を促した。	研修会や講演会に参加した女性職員 延 25 名	講演会やワークショップに参加した女性職員 延 6 名 (参加者の約 2 割)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
	地域防災計画の修正に向けて、現行の計画やマニュアルにおける多様性に配慮した女性の視点に関する新たな課題の抽出に取り組んでいく。	
	地域防災計画の修正に向けて、新たな課題やその対策方法についての検討に女性の参画を促進できるよう努めていく。	
	次回の修正に向け、新たに出てくる課題について検討を進め、各避難所単位での運営体制をより充実させていくよう努める。	
せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動させて啓発展示を実施することにより、防災・災害分野への男女共同参画の視点の重要性を周知することができた。	せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。	男女共同参画センター事業
女性職員の参加について、一定程度の成果は出ている。	女性職員が都市復興プログラム実践訓練に参加する機会を増やし、訓練において更に男女共同参画の視点の啓発を図る。 平成 30 年度に開始された区市町村住宅復興連絡会は令和元年度に開催がなかったが、今後開催される中で、女性の参画を含めて住宅復興の課題へ対応していく。	

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題6 防災・地域活動等への参画促進

施策 地域活動への参画支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
151	企画講座の開催	各総合支所地域振興課	社会的な問題や日頃の関心事などを学習することを目的に、企画員を公募し、企画員が企画・運営などを行う区民企画方式と、職員が企画などを行う職員企画方式で事業を展開。区民企画は年1本、職員企画は年3本程度実施。	・各支所区民企画講座 年1本程度 ・職員による講座 年3本程度	・各支所区民企画講座 年1本程度 ・職員による講座 年3本程度
152	生涯学習セミナー	各総合支所地域振興課	55歳以上の区民を対象に、「生きがいを求めて、ともに学び、新しい友だちをつくる」ことを目的として、健康や地域を知るための講座、施設見学など、13～16回程度のプログラムを組み実施。修了後も、受講者で自主的なサークルをつくり、学習活動の継続を目指す。	各支所 全13～16回	各支所 全13～16回
153	生涯現役ネットワークへの支援	市民活動・生涯現役推進課	1 シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」 ：講座年1回 ：講座年1回 ：講座全4日 ：町会HP作成・運用支援 ：講座 ：ポータルサイト 2 地域活動団体PRイベント「大人の学園祭」	・延148名参加 ・延41名参加 ・延92名参加 ・4町会 ・3日×4団体、延103名参加 ・アプリ化実施 ・延300名参加(年1回)	・延118名参加 ・延54名参加 ・延37名参加 ・3町会 ・2日×3団体、延63名参加 ・WEB版、アプリ版の運営 ・延300名参加(年1回)
154	生涯現役情報ステーションでの地域活動団体等に関する情報発信	市民活動・生涯現役推進課	高齢者に対する情報の提供として、分野別の情報の収集、展示を行った。また無料のWiFi環境の開放や閲覧用PCの設置により、紙媒体だけではなく、インターネットからの情報収集も可能となるよう環境を構築した。		
155	NPO等市民活動に関する相談	市民活動・生涯現役推進課	団体や個人からの相談や相談業務の一環として運営基盤安定化に向けたセミナーの実施。	47件	相談件数37件
156	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	災害時のトイレに関する啓発展示の実施(せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動した展示)	34人(研修講座参加者へ展示紹介)	

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>区民の目線で講座を企画する機会を通して、学びの場をつくり出すきっかけや地域での仲間づくりを行った。 また講師に地域で活躍する方を迎え、地域活動団体の紹介等を行うことで地域活動への理解を深めた。</p>	<p>継続実施。</p>	
<p>生涯学習セミナーを通し、地域の歴史や自然に触れることで地元地域への関心を高めた。 また、修了後の自主サークル活動の促進により、仲間との学びの場を継続していくことで、地域活動への参加意欲に繋げていく。</p>	<p>令和2年度はコロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 以降は継続実施。</p>	
<p>各種講座やPRイベントの開催を通じて、中高年齢者の地域活動の参加促進を図ることができた。また、4年間継続実施してきたため、効果的な講座日数や内容等のノウハウを得ることができた。</p>	<p>4年間の実績を踏まえて事業内容の見直しを図りながら、引き続き中高年齢者の地域活動への参加促進に向けた取組みを実施していく。</p>	
<p>展示スペースが広く、高齢者向けの情報が一つの場所で網羅できるような場所となっている。また、紙媒体や閲覧用PCの設置だけでなく、無料のWiFi環境の提供により、より多くの人が最新の情報にアクセスできるようにしている。</p>	<p>継続実施。今後は情報の提供だけでなく、ステーションの運営ボランティアが企画したイベントの実施などにより、地域活動への参加の促進を図る。</p>	
<p>これから活動したい方や活動初期の団体運営の課題についての相談支援を行うことで、地域活動への参画や活動団体の運営基盤安定化に寄与することができた。</p>	<p>引き続き、区内で活動する団体や個人に向けて、相談支援を行っていく。砧ボランティアビューローの10月開設にあたり、相談事業のPRチラシによる広報を実施する。</p>	
<p>せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動させて啓発展示を実施することにより、防災・災害分野への男女共同参画の視点の重要性を周知することができた。</p>	<p>せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効果的・効果的な啓発を進める。</p>	<p>再掲 (課題6施策) 男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
157	総合型地域スポーツ・文化クラブの支援	生涯学習・地域学校連携課 スポーツ振興財団	子どもから高齢者まで様々な世代の区民がスポーツや文化活動に参加するクラブに対して物品貸付を行った。また学校や地域にクラブの目的や活動を周知した。	8箇所	8箇所
158	区民農園・体験農園	都市農業課	区民農園：区内各地域において、広く区民に土に親しむ機会を提供した。 体験農園：農家が主導する、地域に根差した農業体験を通じ、地域コミュニティの形成を推進した。	区民農園：21園、990区画 体験農園：5園、121区画、117名利用	区民農園：20園、833区画 体験農園：6園、136区画
159	区民講師による出前講座の実施	消費生活課	消費生活に関する出前講座を、学校やPTA、地域の学習会、通所介護施設等に、区民講師を派遣し、実施した。 さらに、区民講師の育成を目的とした講座を開設した。 ・ステップアップ講座 ・フォローアップ研修(区民講師登録者対象)	・40回実施、受講者数1,048人、派遣講師数延133人 ・19名参加、修了12名(全20回) ・全3回延参加者89名	・50回実施受講者数1,234人派遣講師数延155人 ・21名参加、修了16名(全20回) ・全3回延参加者49名
160	地域支えあい活動の支援	世田谷区社会福祉協議会(生活福祉課)	活動の担い手不足への対応として地区サポーター等新たな人材の活動へのマッチングを行った。また、公共施設等だけでなく、民間スペースの開拓など、活動場所の確保に努めた。	登録グループ数736団体	登録グループ数743団体(内訳) ふれあいいきいきサロン 578 支えあいミニデイ 70 子育てサロン 95

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>クラブに対する物品貸付を行うことによって、様々な世代が参加するクラブ活動が円滑に活動できるような支援を行えた。学校や地域にクラブの目的や活動を周知することにより、学校との円滑な連携、地域へのクラブの目的や活動の理解促進を図ることができた。</p>	<p>既存のクラブへの物品貸付の継続実施を行う。また学校を拠点とした新規クラブの新設に取り組み、地域コミュニティづくりを図っていく。</p>	
<p>区民農園：区民の応募数も依然多く、農業に興味・関心を持ってもらう機会を提供できている。</p> <p>体験農園：親子・家族での利用など、さまざまな区民に年間を通じた農業体験をしてもらうことで、利用者間のネットワーク構築にも寄与している。</p>	<p>区民農園：継続実施。ニーズの高さから多くの待機者を抱えているため、新たな農園開設へ向けた働きかけを行っていく。</p> <p>体験農園：継続実施。農園主の高齢化もあり、年間を通じて農作業指導を行うサポート体制の検討。新規開設への働きかけ。</p>	
<p>消費生活に関する出前講座を、多様な実施主体に対し行うことができた。また、区民講師の登録者は、昨年度に引き続き女性が7割を越えており、地域における積極的な活動の支援を実現できている。</p>	<p>継続して、「出前講座」の実施、および区民講師育成のための各講座を実施し、引き続き内容の充実を図っていく。</p>	
<p>新規登録グループの増加に努めたとともに、参加者の高齢化なども進み、サロン活動の廃止も多かった。この点、今後は集い型のみならず、多様な支えあい活動の検討と社協としての新たな支援策の構築が急務である。</p>	<p>地域資源開発事業による第2層協議体などを活用し、地区の実情に応じた新たな活動形態や場・人材の確保に引き続き取り組んでいく。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
161	住民主体・住民参画による介護予防	介護予防・地域支援課	住民参加による高齢者の生活支援やグループの交流会や講習会、講演会等により、住民主体による通いの場づくり等の住民の地域活動への参画支援を行った。また、主体的な地域活動の機会となるよう介護予防事業のプログラム見直しを行った。		
162	子育てサポーターの人材発掘と参画の場の提供	児童課	講座等により、地区・地域での子育て支援者(サポーター)の人材発掘及び育成に取り組んだ。	サポーター 72名	サポーター 85名
163	子育て支援者養成研修	児童相談支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待予防基礎講座 ・講師派遣 ・出前型研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・3回 ・9回 ・9回 	<ul style="list-style-type: none"> ・3回 ・20回 ・2回

施策 地域活動における女性リーダーの育成支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
164	町会・自治会長の女性割合状況調査の実施	人権・男女共同参画担当課	地域活動における女性リーダーの参画状況について実態を把握し、課題解決に取り組む。	11.8%	13.3%
165	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	災害時のトイレに関する啓発展示の実施(せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動した展示)	34人(研修講座参加者へ展示紹介)	
166	防災士資格取得助成事業の実施(女性枠の拡充)	災害対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営本部組織の強化のため、組織における人材育成の一環として防災士資格の取得をした区民に対し、受講料を助成。 ・平成28年度(2016年度)からは、避難所運営に女性の視点を取り入れるため、助成対象に女性枠を設け、女性リーダーの育成を実施。 	助成対象者11名 (うち女性6名)	助成対象者11名 (うち女性6名)
167	避難所運営組織における女性リーダー育成研修の実施	災害対策課	平成30年度から令和元年度にかけて、区内在住・在勤の女性を対象とした「せたがや女性防災コーディネーター養成研修」を実施した。	研修受講者：39名	せたがや女性防災コーディネーター養成者数：38名

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
講演会等を通し、社会参加の必要性、参加できる社会資源等情報提供により、住民主体の活動参加促進につながった。介護予防事業のプログラム改善の結果、新たな住民主体の自主グループの立ち上げにつながった。	元気高齢者施策との連携を図り、引き続き、総合事業の多様なサービスの充実及び、社会参加による介護予防について普及啓発を実施し、高齢者の地域活動への参画を推進していく。	
講座等を通し新規の人材を発掘するとともに、子育てひろば活動や講座での運営補助活動を通じて、子育て支援者(サポーター)と参加者の交流を促進した。	継続実施	再掲 (課題5 施策)
関係機関を対象とした基礎講座のほか、講師の派遣、出前型研修を実施し、児童虐待に関する理解と知識を深めることができた。	継続実施。虐待予防基礎講座については、基礎知識に加えて、現場等が必要な知識を考慮した研修内容としていく。	

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
町会・自治会長の女性の割合は徐々に増加している。	継続して町会・自治会長の女性割合状況調査を実施し、状況に合わせて、地域活動における女性リーダーの参画に取り組む。	
せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動させて啓発展示を実施することにより、防災・災害分野への男女共同参画の視点の重要性を周知することができた。	せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。	再掲 (課題6 施策) 男女共同参画 センター事業
令和元年度は助成対象者の半数近くが女性ということで、女性視点の避難所運営に必要な女性リーダーの育成をすることができた。	今後も、引き続き女性枠を設けて、更なる女性リーダーの育成に努めていく。	
町会・自治会だけでなく、青少年委員や消防団をはじめ、地域での活動に積極的な区民に受講していただくとともに、当初の予定人数を上回る女性リーダーを養成することができた。	養成した女性リーダーと連携の上、避難所運営組織等において、多様性に配慮した女性の視点からの防災対策の推進を目的とした研修を実施していく。	

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題6 防災・地域活動等への参画促進

施策 男性の地域活動への参画支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
168	企画講座の開催	各総合支所地域振興課	社会的な問題や日頃の関心事などを学習することを目的に、企画員を公募し、企画員が企画・運営などを行う区民企画方式と、職員が企画などを行う職員企画方式で事業を展開。区民企画は年1本、職員企画は年3本程度実施。	・各支所区民企画講座 年1本程度 ・職員による講座 年3本程度	・各支所区民企画講座 年1本程度 ・職員による講座 年3本程度
169	生涯学習セミナー	各総合支所地域振興課	55歳以上の区民を対象に、「生きがい求めて、ともに学び、新しい友だちをつくる」ことを目的として、健康や地域を知るための講座、施設見学など、13～16回程度のプログラムを組み実施。修了後も、受講者で自主的なサークルをつくり、学習活動の継続を目指す。	各支所 全13～16回	各支所 全13～16回
170	生涯現役ネットワークへの支援	市民活動・生涯現役推進課	1 シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」 ：講座年1回 ：講座年1回 ：講座全4日 ：町会HP作成・運用支援 ：講座 ：ポータルサイト 2 地域活動団体PRイベント「大人の学園祭」	・延148名参加 ・延41名参加 ・延92名参加 ・4町会 ・3日×4団体、延103名参加 ・アプリ化実施 ・延300名参加(年1回)	・延118名参加 ・延54名参加 ・延37名参加 ・3町会 ・2日×3団体、延63名参加 ・WEB版、アプリ版の運営 ・延300名参加(年1回)
171	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	災害時のトイレに関する啓発展示の実施(せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動した展示)	34人(研修講座参加者へ展示紹介)	
172	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・シネマサロン ・パパ・バギーの日 ・参加型トークイベント	・ - ・延80人(年3回) ・25名(年1回)	・31名(年1回) ・ - ・ -

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>区民の目線で講座を企画する機会を通して、学びの場をつくり出すきっかけや地域での仲間づくりを行った。 また講師に地域で活躍する方を迎え、地域活動団体の紹介等を行うことで地域活動への理解を深めた。</p>	<p>継続実施。</p>	<p>再掲 (課題6 施策)</p>
<p>生涯学習セミナーを通し、地域の歴史や自然に触れることで地元地域への関心を高めた。 また、修了後の自主サークル活動の促進により、仲間との学びの場を継続していくことで、地域活動への参加意欲に繋げていく。</p>	<p>令和2年度はコロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 以降は継続実施。</p>	<p>再掲 (課題6 施策)</p>
<p>各種講座やPRイベントの開催を通じて、中高年齢者の地域活動の参加促進を図ることができた。また、4年間継続実施してきたため、効果的な講座日数や内容等のノウハウを得ることができた。</p>	<p>4年間の実績を踏まえて事業内容の見直しを図りながら、引き続き中高年齢者の地域活動への参加促進に向けた取組みを実施していく。</p>	<p>再掲 (課題6 施策)</p>
<p>せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動させて啓発展示を実施することにより、防災・災害分野への男女共同参画の視点の重要性を周知することができた。</p>	<p>せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。</p>	<p>再掲 (課題6 施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>父親には、WLB の意義と、育児への参画促進。母親には、育児の負担軽減を図る取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。</p>	<p>らぶらすでは、男性の積極的育児参加の促進を目指して、10年以上にわたり、パパ・バギーの日、父と子のコミュニケーション講座、父と子のクッキング講座、家族で楽しめるシネマサロン等を実施してきた。その結果、区内の児童館・子育て支援施設等で父親向けの講座が開催されるようになったことを機に、らぶらすでの父親向け育児支援講座を終了する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策) 男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
173	区民農園・体験農園	都市農業課	区民農園：区内各地域において、広く区民に土に親しむ機会を提供した。 体験農園：農家が主導する、地域に根差した農業体験を通じ、地域コミュニティの形成を推進した。	区民農園：21 園、990 区画 体験農園：5 園、121 区画、117 名利用	区民農園：20 園、833 区画 体験農園：6 園、136 区画
174	地域福祉アカデミー	世田谷区社会福祉協議会 (生活福祉課)	30 年度より事業改廃	受講者 112 名	
175	子育て支援者養成研修	児童相談支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待予防基礎講座 ・講師派遣 ・出前型研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・3 回 ・9 回 ・9 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・3 回 ・20 回 ・2 回
176	「男性のための健康教室」の実施	世田谷保健所健康企画課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課) (世田谷区保健センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・等々力児童館・上北沢児童館の2 館と共催で壮年期世代対象講座の開催。 ・男性向け健康増進指導(講座・教室)の開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館共催事業 6 回開催(各館とも全 2 回講座) 延 50 人参加 ・男性向けヨーガ教室及びスクワット体験教室 延 15 回、延 63 人参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館共催事業 4 回開催(各館とも全 2 回講座) 延 28 人参加 ・男性向けヨーガ教室及びファイティング教室 延 24 回、延 421 人参加
177	区立小・中学校の P T A や「おやじの会」活動の活性化・参画促進	生涯学習・地域学校連携課	<ul style="list-style-type: none"> ・おやじの会情報交換会を「オール世田谷おやじの会」との共催で実施 ・世田谷区小学校 P T A スポーツ大会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・57 人参加(年 2 回) ・全 41 チーム、約 900 人参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・- ・全 41 チーム、約 900 人参加
178	「おやじの会」等が企画・運営し、親と子どもを参加対象にしたイベントの開催	生涯学習・地域学校連携課	おやじと子どもフェスタを「オール世田谷おやじの会」との共催で実施	約 3,500 人参加	約 3,500 人参加

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>区民農園：区民の応募数も依然多く、農業に興味・関心を持ってもらう機会を提供できている。</p> <p>体験農園：親子・家族での利用など、さまざまな区民に年間を通じた農業体験をしてもらうことで、利用者間のネットワーク構築にも寄与している。</p>	<p>区民農園：継続実施。二つの高さから多くの待機者を抱えているため、新たな農園開設へ向けた働きかけを行っていく。</p> <p>体験農園：継続実施。農園主の高齢化もあり、年間を通じて農作業指導を行うサポート体制の検討。新規開設への働きかけ。</p>	<p>再掲 (課題6施策)</p>
<p>関係機関を対象とした基礎講座のほか、講師の派遣、出前型研修を実施し、児童虐待に関する理解と知識を深めることができた。</p>	<p>継続実施。虐待予防基礎講座については、基礎知識に加えて、現場等が必要な知識を考慮した研修内容としていく。</p>	<p>再掲 (課題6施策)</p>
<p>・児童館と連携することで壮年期世代の参加を促した。</p> <p>・通常の講座では女性の参加率が高いため、男性が気兼ねなく参加できる講座を開催し、参加を促した。</p>	<p>・男性向けの講座を継続的に開催していく。</p>	
<p>・PTAスポーツ大会については、多数の学校のPTA男性会員が参加し、学校を越えたつながりを作ることができた。</p>	<p>・継続実施。世田谷区小学校PTAスポーツ大会実行委員会と共催で事業を実施し、男性保護者同士の親睦を深める機会を提供していく。</p>	
<p>子ども達がステージでの発表や手作り工作など、様々な体験をすることができたと同時に、イベントに参画するおやじの会も増え、おやじの会が相互に交流する機会にもなった。</p>	<p>継続実施。今後もオール世田谷おやじの会と協力し、子ども達が様々な体験ができる場、各校おやじの会が参画し、相互の交流を深める機会として発展できるように努める。</p>	

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

課題6 防災・地域活動等への参画促進

施策 高齢者の社会参画の促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
179	生涯現役ネットワークへの支援	市民活動・生涯現役推進課	1 シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」 : 講座年1回 : 講座年1回 : 講座全4日 : 町会HP作成・運用支援 : 講座 : ポータルサイト 2 地域活動団体PRイベント「大人の学園祭」	・延148名参加 ・延41名参加 ・延92名参加 ・4町会 ・3日×4団体、延103名参加 ・アプリ化実施 ・延300名参加(年1回)	・延118名参加 ・延54名参加 ・延37名参加 ・3町会 ・2日×3団体、延63名参加 ・WEB版、アプリ版の運営 ・延300名参加(年1回)
180	ミニ面接会の開催	世田谷区産業振興公社(工業・ものづくり・雇用促進課)	令和元年度はミニ面接会を26回実施し、107名の参加があった。	36名参加(年9回)	107名参加(年26回)
181	高齢者の就業相談の実施	世田谷区産業振興公社(工業・ものづくり・雇用促進課)	令和元年度のキャリアカウンセリングは、2,219件。うち高齢者の相談は540件で前年度より大幅に増加した。平成30年度に引き続き応募書類の書き方や面接対策、キャリアプランについての相談が多かった。	高齢者356名(全2,105件)	高齢者540名(全2,219件)
182	住民主体・住民参画による介護予防	介護予防・地域支援課	住民参加による高齢者の生活支援やグループの交流会や講習会、講演会等により、住民主体による通いの場づくり等の住民の地域活動への参画支援を行った。また、主体的な地域活動の機会となるよう介護予防事業のプログラム見直しを行った。		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>各種講座やPRイベントの開催を通じて、中高年齢者の地域活動の参加促進を図ることができた。また、4年間継続実施してきたため、効果的な講座日数や内容等のノウハウを得る事ができた。</p>	<p>4年間の実績を踏まえて事業内容の見直しを図りながら、引き続き中高年齢者の地域活動への参加促進に向けた取組みを実施していく。</p>	<p>再掲 (課題6施策)</p>
<p>求職者にとっては、必ず企業担当者に会えることは有意義なことであり、ミスマッチを防ぐことに繋がった。</p>	<p>継続実施予定。ハローワークと連携を取り、求職者と企業双方に有意義なものになるよう検討していく。</p>	<p>再掲 (課題3施策)</p>
<p>確実な就労につなげるため、継続して相談を利用するよう促した。</p>	<p>継続実施。引き続き周知活動を実施する。より多くの高齢者の利用を増やし、セカンドキャリアの実現に向けて寄り添った支援を行えるよう努める。</p>	
<p>講演会等を通し、社会参加の必要性、参加できる社会資源等情報提供により、住民主体の活動参加促進につながった。介護予防事業のプログラム改善の結果、新たな住民主体の自主グループの立ち上げにつながった。</p>	<p>元気高齢者施策との連携を図り、引き続き、総合事業の多様なサービスの充実及び、社会参加による介護予防について普及啓発を実施し、高齢者の地域活動への参画を推進していく。</p>	<p>再掲 (課題6施策)</p>

基本目標 女性に対する暴力の根絶

基本目標 女性に対する暴力の根絶

課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止

施策 暴力の未然防止と早期発見

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
183	DV防止啓発物の充実	人権・男女共同参画担当課	DVやデートDVの理解のための情報提供及び、DV等の未然防止・早期発見のため、啓発物を配布した。 ・DV防止カード ・DV防止ハンドブック ・デートDV小冊子 ・デートDV防止啓発リーフレット	・5,000枚増刷 ・5,250部増刷 ・15,300枚増刷 ・配布	・3,000枚配布 ・5,250部配布 ・7,800部配布 ・2,500部作製・配布
184	デートDV防止リーフレットによる若年層への啓発	人権・男女共同参画担当課	主にデートDV防止出前講座にて、デートDV防止啓発リーフレットを配布し、啓発を行った。	区内都立高校4校 区立中学校7校 私立中学校2校	区内高校2校 区内中学校7校 区内中学校は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講座は中止となったが、リーフレットのみ配布した。
185	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・離婚をめぐる法律・制度活用講座 ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座 ・上映会&トーク「女を修理する男」(平和資料館×男女共同参画センターらぶらす連動企画)	・延41人(年2回) ・延20人(全6回) ・-	・延37人(年2回) ・4人 ・33人
186	区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課	高校生を対象に、デートDV防止をテーマに、学校出前講座を実施した。 区立中学校は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定していた3校すべてが中止となった。	10校 延2,194人	2校 延555人
187	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の発行内容 ・第79号(7月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣えみ子氏)何もなければどすべてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ほか ・第80号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>デートDV防止啓発リーフレットを区内高校向け出前授業(男女共同参画センター委託事業)で配布したことで、若年層へのデートDV防止に向けて働きかけることができた。</p>	<p>引き続き、デートDV防止啓発リーフレットを配布するとともに、DV防止カード、DV防止ハンドブック、DV防止啓発小冊子について適切に内容の見直しを行った上で増刷し、啓発に努める。</p>	
<p>講座の実施(男女共同参画センター委託事業)とあわせてリーフレットを配布することで、DVを防止する意識づくりの啓発をより深めることができた。</p>	<p>引き続き、デートDV防止出前講座において、デートDV防止リーフレットを配布し、啓発に努める</p>	
<p>各講座を実施により、DV被害者への支援、DV未然防止のため若年層への働きかけを行うことができた。令和元年度は、平和資料館を会場にし、シネマの上映会を行い、参加者にらぶらすの紹介と、パープルリボンツリーへの参加を促した。</p>	<p>継続して、「離婚をめぐる法律講座」を実施する。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>区立中学においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。しかし、各学校とは実施に向けての調整は進んでおり、教育委員会及び区内中学校とは、学校出前講座を実施することを目指し、人権尊重及び男女共同参画の理解を深めることができた。</p>	<p>継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1施策)</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
188	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	<p>情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性電話相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメールマガジン 	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・- ・- ・月平均15回投稿 ・- ・300通 (年18回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通 (年24回)
189	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集 随時(950冊を新たに収集) ・年6回 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回
190	パンフレット等の発行(「子ども虐待防止ハンドブック」、「初期対応マニュアル」等)	児童相談支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの虐待防止ハンドブック」や「初期対応マニュアル」を活用した、関係機関への講師派遣 ・出前型研修の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・9回 ・9回 	<ul style="list-style-type: none"> ・20回 ・2回

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行った。</p>	<p>継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>関係者向けマニュアル、パンフレットの配付と、マニュアルを活用した研修を実施し、気付きのポイントや初期対応の大切さの理解を深めることができた。</p>	<p>継続実施。マニュアルやパンフレットのほか、関係機関等にあわせた資料により研修内容を充実させる。</p>	

基本目標 女性に対する暴力の根絶

課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止

施策 相談体制の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
191	家庭相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	毎週月・水・金曜日の午後1～5時(予約制)	2,247件	2,465件
192	女性相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	女性が社会生活を営むうえでの問題全般に応じる中で、DV相談にも対応した。	817件	1,297件
193	女性のための悩みごと、DV相談の実施	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV電話相談」(DV被害者のほか、家族、知り合い等の周囲の方々からの相談)と「女性のための悩みごと相談」(生き方、家庭や職場などにおける悩みごと等に関する面接相談)を統合し、「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談を実施。 ・DV相談専用ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV電話相談 409件 ・女性のための悩みごと相談 382件 ・59件 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための悩みごと・DV相談 785件(内訳) ・電話 674件 ・面接 111件 ・160件
194	相談事業の充実と総合案内機能の検討	人権・男女共同参画担当課	令和元年度は、DV相談と女性の悩みごと相談を統合し、女性のなやみごとDV電話・面接相談とし、開設時間を拡大した。併せて、週1回受理会議、月1回専門家を招いてSVを行い、相談員の質の向上を目指した。全相談事業合同の拡大カンファレンスでは、各相談事業の相談員と担当課を含めて情報共有を行った。また、次年度以降の相談事業の内容・構成・時間帯等について改編準備を行った。さらに、居場所事業を増やし、多くの女性が参加できる場所づくりに努めた。	拡大カンファレンス 17人(年1回)	拡大カンファレンス 17人(年1回)
195	DV相談カード及びデートDV相談カードの区内施設内トイレ及び医療機関への設置	人権・男女共同参画担当課	各総合支所、子ども子育て総合センター、男女共同参画センターらぶらす、保健センター、図書館、子育てステーション、区内救急病院にDV相談カードを配布し、施設内女子トイレに設置の依頼を行った。(平成31年3月に作成したカードを配布した)	DV防止カード 5,000枚	3,000枚配布

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>家庭内の困りごとなどについて、調停申し立てや、法律相談を受ける前の問題整理ができる機会として家庭相談を案内し、相談に応じることができた。</p>	<p>継続実施。家族関係が多様化していくなかで、法律的な問題についての助言指導を実施する。</p>	
<p>女性相談の一環として、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談にも対応することができた。</p>	<p>継続実施。女性が自らの意思に基づいて、個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択することができるよう支援していく。</p>	
<p>悩みごと相談とDV相談を統合し相談事業を実施することで、様々な悩みごとに広く対応すると同時に、DV被害者がより相談に繋がりがやすくなり、必要な人が必要な支援につながることを支援できた。 また、DV相談専用ダイヤルの運営により、区民の相談機会を拡大することができた。</p>	<p>「女性のための悩みごと・DV相談」は引き続き、電話相談及び面接相談を統合して実施する。令和2年度中にメールによる相談受付を開始するとともに、今度、SNSによる相談対応を検討する。</p>	<p>男女共同参画センター事業含む</p>
<p>「相談」、「講座」、「情報収集・提供」が有機的につながり、男女共同参画社会を目指すために必要な環境を整えることができた。女性のための悩みごとDV相談では、電話から面接という、相談の基本ルートが各地で確保され、相談の質の充実に図ることができた。</p>	<p>SNSを使った相談事業の検討を開始する。拡大カンファレンスを年間2回実施する。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>被害女性が加害者の目を気にすることのない女子トイレにDV相談カードを設置することで、早期発見に向けた働きかけができた。</p>	<p>今後はカードの配布方法の変更(相談者に手渡すために使っていただくなど)も検討していく。</p>	

基本目標 女性に対する暴力の根絶

課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止

施策 被害者の安全確保と体制整備

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
196	配偶者等暴力相談の実施(被害者の安全確保に向けた周知や情報提供を含む)	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	婦人相談員によるDV相談を実施。DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援に、関係機関と連携を図り取り組んだ。	1,169件	1,944件
197	配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等への緊急一時保護の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	DV被害者とその子どもなどの安全確保のため、一時保護を実施。婦人相談員が保護施設入所等、必要な支援を行った。	47件	67件
198	子ども家庭支援センターによる支援	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき支援した。 ・DV相談件数 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数	・1,169件 ・47件	・1,944件 ・67件

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援のため、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。	
区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。緊急の保護が必要なDV被害者の相談に応じ、関係機関と連携し、一時保護等を実施し、適切な支援を行う。	
多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明をして、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。	

基本目標 女性に対する暴力の根絶

課題8 DV被害者支援の充実

施策 被害者支援の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
199	配偶者等暴力相談の実施(被害者の安全確保に向けた周知や情報提供を含む)	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	婦人相談員によるDV相談を実施。DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援に、関係機関と連携を図り取り組んだ。	1,169件	1,944件
200	配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等への緊急一時保護の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	DV被害者とその子どもなどの安全確保のため、一時保護を実施。婦人相談員が保護施設入所等、必要な支援を行った。	47件	67件
201	子ども家庭支援センターによる支援	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき支援した。 ・DV相談件数 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数	・1,169件 ・47件	・1,944件 ・67件
202	女性のための悩みごと、DV相談の実施	人権・男女共同参画担当課	・「DV電話相談」(DV被害者のほか、家族、知り合い等の周囲の方々からの相談)と「女性のための悩みごと相談」(生き方、家庭や職場などにおける悩みごと等に関する面接相談)を統合し、「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談を実施。 ・DV相談専用ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口)	・DV電話相談 409件 ・女性のための悩みごと相談 382件 ・59件	・女性のための悩みごと・DV相談 785件(内訳) ・電話 674件 ・面接 111件 ・160件
203	相談事業の充実と総合案内機能の検討	人権・男女共同参画担当課	令和元年度は、DV相談と女性の悩みごと相談を統合し、女性のなやみごとDV電話・面接相談とし、開設時間を拡大した。併せて、週1回受理会議、月1回専門家を招いてSVを行い、相談員の質の向上を目指した。全相談事業合同の拡大カンファレンスでは、各相談事業の相談員と担当課を含めて情報共有を行った。また、次年度以降の相談事業の内容・構成・時間帯等について改編準備を行った。さらに、居場所事業を増やし、多くの女性が参加できる場所づくりに努めた。	拡大カンファレンス 17人(年1回)	拡大カンファレンス 17人(年1回)
204	DV被害者への同行支援の充実	人権・男女共同参画担当課	利用実績なし	1件(1人)計5回(事前協議1回、同行支援4回)	利用実績なし

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援のため、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。	再掲 (課題7施策)
区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。緊急の保護が必要なDV被害者の相談に応じ、関係機関と連携し、一時保護等を実施し、適切な支援を行う。	再掲 (課題7施策)
多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明をして、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。	再掲 (課題7施策)
悩みごと相談とDV相談を統合し相談事業を実施することで、様々な悩みごとに広く対応すると同時に、DV被害者がより相談に繋がりやすくなり、必要な人が必要な支援につながることを支援できた。 また、DV相談専用ダイヤルの運営により、区民の相談機会を拡大することができた。	「女性のための悩みごと・DV相談」は引き続き、電話相談及び面接相談を統合して実施する。令和2年度中にメールによる相談受付を開始するとともに、今度、SNSによる相談対応を検討する。	再掲 (課題7施策) 男女共同参画センター事業
「相談」、「講座」、「情報収集・提供」が有機的につながり、男女共同参画社会を目指すために必要な環境を整えることができた。女性のための悩みごとDV相談では、電話から面接という、相談の基本ルートが各地でされ、相談の質の充実を図ることができた。	SNSを使った相談事業の検討を開始する。 拡大カンファレンスを年間2回実施する。	再掲 (課題7施策) 男女共同参画センター事業
制度の周知と利用の促進に向けて、子ども家庭支援センターの担当者にむけた事務説明を行ったが、利用実績にはつながらなかった。	継続して、DV被害者への同行支援の充実のため、事業委託を行う。また、引き継ぎ、子ども家庭支援センターの担当に利用を促す	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
205	東京都の配偶者暴力相談支援センターとの連携の在り方と配偶者暴力相談支援センター機能の検討	人権・男女共同参画担当課	配偶者暴力相談支援センターの機能を区に整備した。 ・通報 ・保護命令申立に関する地方裁判所への書類提出 ・相談事実証明書作成 ・婦人相談員事例検討会 ・DV相談支援専門員の雇用 ・DV相談専用ダイヤル対応数	・2件(通報者あてに本人からの連絡を勧奨) ・0件 ・5件 ・7回 ・年36日 ・59件	・0件 ・0件 ・41件 ・9回 ・月6日 ・160件
206	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・離婚をめぐる法律・制度活用講座 ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座 ・上映会&トーク「女を修理する男」(平和資料館×男女共同参画センターらぶらす連動企画)	・延41人(年2回) ・延20人(全6回) ・-	・延37人(年2回) ・4人 ・33人

施策 被害者の中長期的支援(生活再建の支援)

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
207	DV被害者保護のための生活面での支援(生活保護や子どもの安全な転校支援)	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき、関係各機関と連携し支援した。	1,169件	1,944件
208	子ども家庭支援センターによる子育て支援	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 各総合支所保健福祉センター健康づくり課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき、関係各機関と連携し支援した。	・1,169件 ・47件	・DV相談件数；1,944件 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数；67件
209	暴力被害者に対する健康問題及び回復に関する相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	保健師による電話、面接、訪問等での相談を実施。関係機関と連携した支援を行った。		
210	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・離婚をめぐる法律・制度活用講座 ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座 ・上映会&トーク「女を修理する男」(平和資料館×男女共同参画センターらぶらす連動企画)	・延41人(年2回) ・延20人(全6回) ・-	・延37人(年2回) ・4人 ・33人
211	DV被害者に対する特例的な国民健康保険証の交付	国保・年金課	医療保険の面から、被害者支援を行った。		
212	公営住宅への単身入居機会の提供	住宅管理課	区営住宅募集において、DV被害者を入居資格対象者としている。(戸籍上の離婚を必要としない)。		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
庁内関係所管との連携を強化し、福祉の相談支援と人権施策としてのDV被害者支援の統括的な運用により、配偶者等暴力被害者支援に取り組むことができた。	庁内関係所管と連携して配偶者等暴力被害者支援に取り組むとともに、子ども家庭支援センターにおけるDV被害者への相談対応や支援実務の実施に際した支援を継続する。	
各講座を実施により、DV被害者への支援、DV未然防止のため若年層への働きかけを行うことができた。令和元年度は、平和資料館を会場にし、シネマの上映会を行い、参加者にらぶらすの紹介と、パープルリボンツリーへの参加を促した。	継続して、「離婚をめぐる法律講座」を実施する。	再掲 (課題7施策) 男女共同参画 センター事業

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明を行い、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。	
多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明を行い、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。	
DV被害者の支援は、状況に応じた必要な支援を、関係機関と連携しながら進める必要がある。	継続実施予定	
各講座を実施により、DV被害者への支援、DV未然防止のため若年層への働きかけを行うことができた。令和元年度は、平和資料館を会場にし、シネマの上映会を行い、参加者にらぶらすの紹介と、パープルリボンツリーへの参加を促した。	継続して、「離婚をめぐる法律講座」を実施する。	再掲 (課題7施策) 男女共同参画 センター事業
各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援センターと連携し、被害者支援の充実を図ることができた。	被害者に関する個人情報等に細心の注意を払いながら、継続して実施する。	
相談及び申込みに適正に対応する。	今後の募集においても引続き、本制度を継続するとともに、じゅうフォーメーション等を活用し、区民への周知を図る。	

基本目標 女性に対する暴力の根絶

課題8 DV被害者支援の充実

施策 被害者の子どもへの支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
213	子どもの人権擁護機関「せたがやホット」相談・救済事業	子ども家庭課	相談内容に応じて、関係機関との連携により対応	340件	272件
214	子どもの就学、転校の配慮	学務課	子ども家庭支援センター・児童相談所や、学校・他自治体等と連携しながら、DV被害者の子どもの就学機会の確保に向けて、相談・受付業務を随時実施した。		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>広報や啓発活動を通じて、「せたホッと」に対する認知が広まりつつある。また、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、対応を行うことができた。</p>	<p>引き続き、広報・啓発活動に努め、「せたホッと」の認知度の向上を図っていくとともに、相談内容に応じて関係機関との連携により対応を行っていく。</p>	
<p>各関係機関と密接に連携し、通常であれば保護者や学校間でやりとりする転学関係書類を教育委員会経由とする等、児童・生徒の状況に応じた配慮を行い、円滑に就学・転校の手続きを行うことができた。</p>	<p>引き続き、各関係機関と密接に連携し、慎重な対応を継続していく</p>	

基本目標 女性に対する暴力の根絶

課題8 DV被害者支援の充実

施策 支援体制の充実と関係機関との連携強化

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
215	住民票等の交付拒否による保護と支援措置	住民記録・戸籍課 (各総合支所地域振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV・ストーカー等の加害者が被害者の住所を探索する目的で住民票の写し等の交付等の請求があった場合、不当な目的があるとして拒否をした。 (参考)令和元年12月1日現在支援措置対象者数：1,076人 除票者を除く ・ガイドラインに基づき、支援措置情報の提供を必要とする所管課より情報提供の1件請求があり、1件情報提供をした。 	・4件	・1件
216	DV被害者への同行支援の充実	人権・男女共同参画担当課	利用実績なし	1件(1人)計5回 (事前協議1回、同行支援4回)	利用実績なし
217	区職員向けDV被害者対応の手引き配付	人権・男女共同参画担当課	平成31年3月に改訂・発行した「DV被害者対応職員ハンドブック」を、関係窓口所管を中心とした全庁に配布した。庁内イントラネットにも掲載を行うことで、直接的な関係が薄く配布部数が少ない課においても確認ができるようにした。	「DV被害者対応職員ハンドブック」約900冊 (平成31年3月発行)	「DV被害者対応職員ハンドブック」約900冊 (平成31年3月発行)
218	区職員へのDV防止研修の実施	人権・男女共同参画担当課 (研修担当課)	DV防止研修(研修担当課との共催研修)を実施。	参加人数42人 (年1回) 講師：池田ひかり (明治学院大学ハラスメント相談支援センター専門相談員)	参加人数40人 (年1回) 講師：池田ひかり (明治学院大学ハラスメント相談支援センター専門相談員)
219	DV被害者支援団体連絡会の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の支援に携わる民間団体、区職員、関係機関による連携会議 ・連携会議とあわせてDV被害者支援者研修を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回実施 ・20人 (第2回連絡会と同時開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回実施 (第2回は悪天候の予報につき中止) ・23人 (第2回連絡会と同時開催)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>DV・ストーカー等被害者への支援措置情報の活用ガイドラインに基づき、庁内の支援措置情報を必要とする所管課へ情報提供ができ、連携が強化された。</p>	<p>継続実施。</p>	
<p>制度の周知と利用の促進に向けて、子ども家庭支援センターの担当者にむけた事務説明を行ったが、利用実績にはつながらなかった。</p>	<p>継続して、DV被害者への同行支援の充実のため、事業委託を行う。また、引き継ぎ、子ども家庭支援センターの担当に利用を促す</p>	<p>再掲 (課題8施策)</p>
<p>「DV被害者対応職員ハンドブック」の全庁配布及び庁内イントラネットへの掲載を行ったことで、関係所管のみならず、区職員全体のDV被害者対応力の向上を図ることができた。</p>	<p>児童相談所の開設にあたって、「DV被害者対応職員ハンドブック」も適宜改定を行い、全庁に配布を行う。</p>	
<p>DVに関する基礎知識、DV被害の現状や防止への取組み、DV被害者への対応について学び、職員の資質向上を図ることができた。また、様々な所管の職員が同時に学ぶことで、他所管での対応状況に対する理解が深まったため、今後の連携に期待ができる。</p>	<p>令和2年度も継続して、全区職員を対象としてDV防止研修を実施する。</p>	
<p>DV被害者の支援に携わる民間団体、区職員、関係機関による連携会議を実施、情報交換や意見交換を行うことで連携を強化することができた。区内警察署については、代表1署から区内全4書に参加案内を拡大送付し、また、区内母子生活支援施設にも早津</p>	<p>令和2年度も連携強化のため、継続して実施する。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
220	D V防止ネットワーク会議の開催	人権・男女共同参画担当課	区及び関係団体、関係機関等が配偶者からの暴力等の防止並びに被害者の早期発見及び保護をめざし、並びにこれらの問題に対する認識及び相互の連携を図る。	年 2 回	年 2 回
221	区民・団体によるD V被害者支援及び支援者養成活動への支援	人権・男女共同参画担当課	D V被害者支援団体連絡会において、D V被害者支援スキルの更なる向上のために研修会を実施	・初任者(新任・横転者向け) 1回 ・経験者向け 1回	・初任者(新任・横転者向け) 1回 ・経験者向け 1回
222	要保護児童支援協議会、要保護児童支援地域協議会の開催	児童相談支援課(各総合支所保健福祉センター生活支援課)	関係機関の代表者による全区協議会と、各地域の関係機関による地域協議会を開催し、早期発見を早期支援につなぐための関係機関のネットワークの強化を図った。	・全区 2 回・地域 14 回・テーマ別部会 2 回・進行管理会議 18 回	・全区 2 回・地域 12 回・テーマ別部会 2 回・進行管理会議 17 回

施策 高齢者、障害者の被害者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
223	障害者虐待防止対策	障害施策推進課(各総合支所保健福祉センター保健福祉課)	区民ふれあいフェスタ(障害者雇用促進フォーラム)・自立支援協議会等と連携し、情報コーナーを設置するとともに、虐待防止ハンドブックの改訂を行い、当事者や支援者・区民への理解促進を図った。		
224	高齢者虐待対策事業	高齢福祉課(各総合支所保健福祉センター保健福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・被虐待者の入所措置として福祉緊急対応、緊急一時宿泊を実施した。 特別養護老人ホーム入所 短期入所生活介護利用 緊急一時宿泊利用 ・高齢者虐待対応担当者会 ・高齢者虐待対策地域連絡会 ・高齢者虐待対応研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24 件 ・ 16 件 ・ 1 名 6 日 ・ 年 2 回 ・ 年 1 回 ・ 年 3 回 (161 名参加)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23 件 ・ 5 件 ・ 1 名 2 日 ・ 年 2 回 ・ 年 1 回 ・ 年 3 回 (154 名参加)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>区及び関係団体、関係機関等による会議を実施、区の取組み状況の報告や事業の紹介等を行うことで、問題に対する認識を深めてもらうとともに、相互の連携を図ることができた。</p>	<p>令和2年度も問題認識や連携強化のため、継続して実施する。</p>	
<p>初任者向けの研修を新たに実施した。DV被害者支援団体連絡会構成メンバーを中心に、それ以外の区関係所管にも参加を呼びかけ実施することで、DV被害者支援対応力の強化と連携の促進を図ることができた。</p>	<p>令和2年度、初任者向け研修は、新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。経験者向け研修は、継続して区関係所管に広く参加を呼びかけて実施する。</p>	
<p>全区協議会では、グループ討議「これからの要保護児童支援協議会について」と「子どもの生活実態調査」から見世田谷区の子どもの現状～DV・虐待への影響～をテーマに、代表者の理解の促進を図ることができた。地域協議会では関係機関の実務担当者がグループワーク等を行うことで、顔の見える関係を作ることができた。</p>	<p>引き続き、全区協議会と地域協議会を開催して、ネットワークの強化を図る。</p>	

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>自立支援協議会等との連携を行い、地域課題や事例、発信すべき事柄の共有を図ることができた。また、各イベントにおいて、情報コーナーの設置や虐待防止ハンドブックの配布による周知活動を行い、障害者の虐待に対する理解をより促進することができた。</p>	<p>関係機関との連携をより強化しつつ、区民への周知活動を継続して実施するとともに、支援者向けに障害者の虐待防止をテーマにした研修を行い、理解促進が進むように、体制強化に努める。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・各施設へ入所措置を行い被虐待者の保護を行うことができた。 ・担当者会、連絡会で前年度の取組みへの各委員、学識経験者等の意見、今年度の計画の共有ができた。 ・研修を実施し高齢者虐待に対する知識を深めることができた。 	<p>引き続き、被虐待者の施設への入所措置を行う。高齢者虐待対策地域連絡会や高齢者虐待対策検討担当者会を実施、同様に研修も開催し、地域や地区ごとに更なる啓発活動を進めていく予定である。</p>	

基本目標 女性に対する暴力の根絶

課題8 DV被害者支援の充実

施策 男性、性的マイノリティの被害者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
225	家庭相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	毎週月・水・金曜日の午後1～5時(予約制)	2,247件	2,465件
226	DV相談の実施	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV電話相談」(DV被害者のほか、家族、知り合い等の周囲の方々からの相談)と「女性のための悩みごと相談」(生き方、家庭や職場などにおける悩みごと等に関する面接相談)を統合し、「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談を実施。 ・DV相談専用ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV電話相談 409件 ・女性のための悩みごと相談 382件 ・59件 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための悩みごと・DV相談 785件(内訳) ・電話 674件 ・面接 111件 ・160件
227	性的マイノリティの相談、居場所事業の実施	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいるひろば電話相談 ・セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいるひろば交流スペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・92件(年47回) ・65人(年12回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・131件(年47回) ・34人(年9回) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、2月、3月は中止
228	DV被害者への同行支援の充実	人権・男女共同参画担当課	利用実績なし	1件(1人)計5回(事前協議1回、同行支援4回)	利用実績なし
229	DV被害者支援団体との連携	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止ネットワーク会議 ・DV被害者支援団体連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回 ・年2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回 ・年2回
230	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区政PRコーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>家庭内の困りごとなどについて、調停申し立てや、法律相談を受ける前の問題整理ができる機会として家庭相談を案内し、相談に応じることができた。</p>	<p>継続実施。家族関係が多様化していくなかで、法律的な問題についての助言指導を実施する。</p>	<p>再掲 (課題7施策)</p>
<p>悩みごと相談とDV相談を統合し相談事業を実施することで、様々な悩みごとに広く対応すると同時に、DV被害者がより相談に繋がりがやすくなり、必要な人が必要な支援につながることを支援できた。 また、DV相談専用ダイヤルの運営により、区民の相談機会を拡大することができた。</p>	<p>「女性のための悩みごと・DV相談」は引き続き、電話相談及び面接相談を統合して実施する。令和2年度中にメールによる相談受付を開始するとともに、今度、SNSによる相談対応を検討する。</p>	<p>再掲 (課題7施策) 男女共同参画センター事業含む</p>
<p>潜在的で深刻化しやすい性的マイノリティのDV被害者が相談しやすい環境を整備することで、支援をすることができた。</p>	<p>継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>制度の周知と利用の促進に向けて、子ども家庭支援センターの担当者にむけた事務説明を行ったが、利用実績にはつながらなかった。</p>	<p>継続して、DV被害者への同行支援の充実のため、事業委託を行う。また、引き継ぎ、子ども家庭支援センターの担当に利用を促す</p>	<p>再掲 (課題8施策)</p>
<p>それぞれの会議において、DV被害者支援団体を始め、区関係所管、関係機関・団体に区の取り組み事業について報告する等情報共有を行ったことで、連携強化を図ることができた。</p>	<p>令和2年度も連携強化のため、継続して実施する。</p>	
<p>配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。</p>	<p>今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
231	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の発行内容 ・第79号(7月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣えみ子氏)何もないけれどすべてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ ほか ・第80号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。 ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
232	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性電話相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメールマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・ - ・ - ・月平均15回投稿 ・ - ・300通 (年18回)	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通 (年24回)
233	男性が相談しやすい相談事業の充実	人権・男女共同参画担当課	平成30年度より、男性のための専用相談を開設した。	2件(年7回)	15件(年11回) 台風による休館のため10月は中止

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1施策)</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>相談の機会が少ない男性に向けて事業を実施し、男女共同参画の実現に向けた環境を整備することができた。</p>	<p>ポスター・PRカードの作成、掲示、配布等により広報活動に注力し、件数を伸ばすよう努める。 男性の相談を受ける機会を増やすため、回数を毎月1回に増やし、実施する。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>

基本目標 女性に対する暴力の根絶

課題9 暴力を容認しない意識づくり

施策 人権尊重と暴力防止の意識づくり

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
234	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の発行内容 ・第79号(7月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣えみ子氏)何もなければいけなくてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ほか ・第80号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
235	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区政PRコーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。		
236	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性電話相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメルマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・ - ・ - ・月平均15回投稿 ・ - ・300通 (年18回)	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通 (年24回)
237	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(950冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回
238	職員に対する人権研修の実施	人権・男女共同参画担当課	区職員(管理職)に対し、犯罪被害者支援に関する人権問題講演会を実施	40人参加	38人参加

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1施策)</p>
<p>配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。</p>	<p>今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。</p>	<p>再掲 (課題8施策)</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行った。</p>	<p>継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>職員としての人権課題の認識を深めることができた。</p>	<p>年度ごとに内容を検討しながら、継続して実施する。</p>	

基本目標 女性に対する暴力の根絶

課題9 暴力を容認しない意識づくり

施策 学校における人権教育の推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
239	区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課	高校生を対象に、デートDV防止をテーマに、学校出前講座を実施した。 区立中学校は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定していた3校すべてが中止となった。	10校 延2,194人	2校 延555人
240	区内中学3年生を対象としたデートDV防止啓発小冊子の配布	人権・男女共同参画担当課	区内中学3年生すべてに配布し、デートDV防止の啓発を実施	区内国公立中学校46校、 約6,100部配布	区内国公立中学校46校、 約7,800部配布
241	男女平等教育等の人権教育の推進	教育指導課	各教科等の年間指導計画において計画的に実施		
242	区立学校教職員を対象とした人権教育推進にかかわる研修の実施	教育指導課	性の役割や性同一性障害者、性的指向等の内容について、基礎的な理解だけでなく、学校現場における具体的な対応や児童・生徒への理解について、教員研修で啓発		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>区立中学においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。しかし、各学校とは実施に向けての調整は進んでおり、教育委員会及び区内中学校とは、学校出前講座を実施することを目指し、人権尊重及び男女共同参画の理解を深めることができた。</p>	<p>継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。</p>	<p>再掲 (課題7施策) 男女共同参画 センター事業</p>
<p>区内中学3年生全員を対象に、中学生でも理解がしやすい漫画を主としたデートDV啓発小冊子を配布することで、意識啓発を図ることができた。</p>	<p>令和2年度も若年層への意識啓発を目的として区内中学3年生を対象に配布を行う。</p>	
<p>性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。</p>	<p>引き続き継続的に実施する。</p>	<p>再掲 (課題1施策)</p>
<p>研修参加者の感想より、理解の深まりと各学校での対応の見直し等を図ることができた。</p>	<p>引き続き同様の研修を実施する。特に、夏季研修において、小学校の実践事例を紹介していただくなど、より具体的な取組をイメージできるようにしていく。</p>	<p>再掲 (課題1施策)</p>

基本目標 女性に対する暴力の根絶

課題9 暴力を容認しない意識づくり

施策 性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
243	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の発行内容 ・第79号(7月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣えみ子氏)何もなければどすべてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ ほか ・第80号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。 ほか	各 4,200 部 (年 2 回)	各 4,200 部 (年 2 回)
244	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区政 PR コーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。		
245	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性電話相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメールマガジン	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 4 回) ・ - ・ - ・月平均 15 回投稿 ・ - ・ 300 通 (年 18 回)	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 4 回) ・ 1,400 部 ・ 3,000 部 ・月平均 23 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・ 500 通 (年 24 回)
246	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(950 冊を新たに収集) ・年 6 回	・図書資料の収集 随時(932 冊を新たに収集) ・年 6 回
247	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・離婚をめぐる法律・制度活用講座 ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座 ・上映会&トーク「女を修理する男」(平和資料館×男女共同参画センターらぶらす連動企画)	・延 41 人(年 2 回) ・延 20 人(全 6 回) ・ -	・延 37 人(年 2 回) ・ 4 人 ・ 33 人
248	校長会、副校長会、生活指導主任研修会等での説明	教育指導課	校長会・副校長会、生活指導主任研修会等で啓発		
249	虐待防止についての周知啓発	教育指導課	文部科学省及び東京都教育委員会からの通知に基づき、校長会等を通じて全校へ周知した。		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1施策)</p>
<p>配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。</p>	<p>今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。</p>	<p>再掲 (課題8施策)</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行った。</p>	<p>継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>各講座を実施により、DV被害者への支援、DV未然防止のため若年層への働きかけを行うことができた。令和元年度は、平和資料館を会場にし、シネマの上映会を行い、参加者にらぶらすの紹介と、パープルリボンツリーへの参加を促した。</p>	<p>継続して、「離婚をめぐる法律講座」を実施する。</p>	<p>再掲 (課題7施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>特に管理職に周知を行うことで、学校全体に暴力防止への意識づくりを推進することができた。</p>	<p>引き続き継続的に実施する。</p>	
<p>子どもに係る虐待防止への理解を深めることができた。</p>	<p>引き続き継続的に実施する。</p>	

基本目標 女性に対する暴力の根絶

課題9 暴力を容認しない意識づくり

施策 セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等暴力の防止

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
250	女性相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	女性が社会生活を営むうえでの問題全般に広がる中で、DV相談にも対応した。	817件	1,297件
251	女性のための悩みごと、DV相談の実施	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> 「DV電話相談」(DV被害者のほか、家族、知り合い等の周囲の方々からの相談)と「女性のための悩みごと相談」(生き方、家庭や職場などにおける悩みごと等に関する面接相談)を統合し、「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談を実施。 DV相談専用ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> DV電話相談 409件 女性のための悩みごと相談 382件 59件 	<ul style="list-style-type: none"> 女性のための悩みごと・DV相談 785件(内訳) <ul style="list-style-type: none"> 電話 674件 面接 111件 160件
252	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	<p>令和元年度の発行内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 第79号(7月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣えみ子氏)何もないけれどすべてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ほか 第80号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。ほか 	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
253	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	<p>情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ライブラリーニュースの発行 相談総合リーフレット 男性電話相談カード Twitter Facebook 男女共同参画センターらぶらすメルマガジン 	<ul style="list-style-type: none"> 各2,500部(年4回) 各2,500部(年4回) - - 月平均15回投稿 - 300通(年18回) 	<ul style="list-style-type: none"> 各2,500部(年4回) 各2,500部(年4回) 1,400部 3,000部 月平均23回投稿 月平均7回投稿 500通(年24回)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>女性相談の一環として、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談にも対応することができた。</p>	<p>継続実施。女性が自らの意思に基づいて、個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択することができるよう支援していく。</p>	<p>再掲 (課題7施策)</p>
<p>悩みごと相談とDV相談を統合し相談事業を実施することで、様々な悩みごとに広く対応すると同時に、DV被害者がより相談に繋がりがやすくなり、必要な人が必要な支援につながることを支援できた。 また、DV相談専用ダイヤルの運営により、区民の相談機会を拡大することができた。</p>	<p>「女性のための悩みごと・DV相談」は引き続き、電話相談及び面接相談を統合して実施する。令和2年度中にメールによる相談受付を開始するとともに、今度、SNSによる相談対応を検討する。</p>	<p>再掲 (課題7施策) 男女共同参画センター事業含む</p>
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1施策)</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
254	男女共同参画関連 図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同 参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(950冊を 新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(932冊を 新たに収集) ・年6回
255	区内大学、企業等 への働きかけ	人権・男女共同 参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課	・企業向け女性の活躍支援情報誌「せたがや+W」及び企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」を区内大学・企業等に配布し情報提供を行った。 また、新たに企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「待ったなし 働き方改革とテレワーク」を作成した。 公社が実施する社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談は27件あった。	・35件	企業向け情報誌「待ったなし 働き方改革とテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でのハラスメントの相談 27件

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行った。</p>	<p>継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>区内大学・企業等への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。 企業の職場環境整備促進事業については、企業3社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。</p>	<p>引き続き、区内大学・企業等への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。 企業の職場環境整備促進事業については、令和2年度も引き続き実施する。</p>	

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 10 性差に応じたところと身体健康支援

施策 疾病予防、健康づくりの推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
256	区民健診	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	食事診断やレーダーチャートを活用した結果返しなど生活習慣の改善につながるよう工夫		合計受診者 1708人
257	思春期のこころと体の普及・啓発・相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	心と体の変化の大きい思春期について、その特徴と関わり方を普及啓発し、保護者や関係者が適切な対処法を学べるよう講演会を実施。		実施回数：5支所全6回、参加者216人
258	更年期障害等に関する情報発信	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	健康教室や児童館支援、出前講座等で女性の健康づくりの一環として講話等情報発信。		健康教室「エイジレスボディ」参加者23人に女性向けの健康情報冊子配布 乳幼児健診や区民健診等に来所の希望者(7月から10月)170人に骨密度測定実施。更年期前に骨密度を高めておく必要性を啓蒙普及。
259	リプロダクティブヘルス/ライツ(からだと性に関する女性の健康と権利)に関するセミナー	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしのなかのアサーティブ・トレーニング講座 女性のためのニットカフェ リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示 居場所事業「乳がん・婦人科がん経験のある女性のためのからだところサロン」交流会 「乳がん・婦人科がん経験のある女性のためのからだところサロン」特別編(講座) 区民企画協働事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・延60人(年3回) ・延121人(年6回) ・平成31年3月1日~3月31日 ・- ・- ・「女性がん患者の身体と心」講演会&交流会 延36人 	<ul style="list-style-type: none"> ・延61人(年3回) ・延92人(年5回) ・令和元年3月1日~3月31日 ・延24人(年4回) ・22人 ・本格ハンドマッサージ講座 延61人(3回連続実施)
260	総合型地域スポーツ・文化クラブの支援	生涯学習・地域学校連携課 スポーツ振興財団	子どもから高齢者まで様々な世代の区民がスポーツや文化活動に参加するクラブに対して物品貸付を行った。また学校や地域にクラブの目的や活動を周知した。	8箇所	8箇所

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>16 歳以上 40 歳未満の健診を受ける機会がない方の生活習慣予防・健康づくりの取組みを促す重要な場となっている。</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>思春期に起こりやすい問題や課題等について保護者が理解を深め、思春期の親としての心積もりや具体的な対応の仕方、身近な相談先の情報提供をする予防的な普及啓発は重要である。</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>・健康教室や児童館支援、出前講座等で女性の健康づくりの一環として講話等情報発信。 ・自身の健康に関心が向かない子育て世代にも働きかける工夫をした。</p>	<p>機会を捉えて得て継続実施</p>	
<p>こころと身体の健康について正確な知識・情報を提供し、健康づくりを支援することができた。また、女性が安心・安全に過ごせる場所と時間を提供することで、心身のリラックスを促し、女性をエンパワーメントすることができた。</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(からだと性に関する女性の健康と権利)に関する展示と、「女性のためのニットカフェ」「アサーティブ・トレーニング講座」の実施に加え、婦人科がん経験者を対象とした居場所事業「女性のためのからだところサロン」及び講座形式での情報提供、支援を引き続き実施する。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>クラブに対する物品貸付を行うことによって、様々な世代が参加するクラブ活動が円滑に活動できるような支援を行えた。学校や地域にクラブの目的や活動を周知することにより、学校との円滑な連携、地域へのクラブの目的や活動の理解促進を図ることができた。</p>	<p>既存のクラブへの物品貸付の継続実施を行う。また学校を拠点とした新規クラブの新設に取り組み、地域コミュニティづくりを図っていく。</p>	<p>再掲 (課題6 施策)</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
261	配食サービス	高齢福祉課 (各総合支所保健福祉センター保健福祉課)	・ひとりぐらし高齢者等の身体状況や生活状況に応じた食事を提供 ・配食している法人と連絡会を実施し、高齢者の健康支援等について情報交換	登録者数：356人	登録者数：98人
262	会食サービス	高齢福祉課 (各総合支所保健福祉センター保健福祉課)	ひとりぐらし高齢者等へ、協力員が調理した食事を地区会館等で提供	登録者数：649人	登録者数：619人
263	介護予防に関する普及・啓発、介護予防講座の実施	介護予防・地域支援課	フレイル(虚弱)予防に運動・食・認知機能・社会参加が重要であることを講演会や介護予防普及啓発講座通して普及啓発した。また、高齢者自身による介護予防の取り組みを支援する介護予防手帳を発行し、配布した。		
264	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)もの忘れ相談	介護予防・地域支援課	身近な福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、認知症に関する様々な相談ができるよう「もの忘れ相談窓口」の設置及び認知症専門相談員を配置し、必要な支援を早期に行えるよう面接、電話、訪問等に対応した。		
265	世田谷区地域・職域連携推進連絡会における取組み	世田谷保健所健康企画課	区内の地域保健及び職域保健に係る機関の相互連携を推進し、区民の継続的な健康管理を支援するための環境を整備することを目的とした取組みを実施	・連絡会：1回 ・作業部会：2回 ・経営力向上セミナー：1回	・連絡会：1回 ・作業部会：1回 ・経営力向上セミナー：1回
266	成人健診	世田谷保健所健康企画課	令和元年6月5日、対象者に案内を一斉発送した。	受診者数1,438件 (令和元年6月現在)	受診者数1,435件 (令和2年6月現在)
267	がん検診(肺がん、子宮がん、乳がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん)及び胃がんリスク(ABC)検査	世田谷保健所健康企画課 (各総合支所健康づくり課) (世田谷区保健センター)	・胃がん検診 ・肺がん検診 ・大腸がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・胃がんリスク(ABC)検査	・10,773件 ・48,101件 ・46,820件 ・27,241件 ・18,584件 ・-	・10,156件 ・46,177件 ・43,965件 ・26,256件 ・17,702件 ・6,575件

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>高齢者ごとにアセスメントを行うことで、高齢者個々の状況に対応することができた。</p>	<p>(プランの取組みから削除) 当該事業は、令和2年度末をもって終了することを政策決定している。 また、健康づくりを推進する側面は有するが、男女共同参画プランに基づく取組みにはなじまないため、令和3年(2021年)に策定予定の調整計画から削除する。</p>	
<p>協力員が調理した食事を、地域の皆と会食することで、社会参加や地域交流の機会が確保できた。</p>	<p>(プランの取組みから削除) 当該事業は、健康づくりを推進する側面は有するが、男女共同参画プランに基づく取組みにはなじまないため、令和3年(2021年)に策定予定の調整計画から削除する。</p>	
<p>フレイル予防の必要性の周知が図れた。また介護予防手帳の発行により取組みの記録や支援者との共有に活用するなどにより自助の取組み意識を高めることができた。</p>	<p>引き続き、講演会や講座の実施により介護予防や社会参加の重要性について普及啓発を図っていく。</p>	
<p>「もの忘れ相談窓口」の相談件数のうち継続相談の件数は年々増加し、相談者として本人からの相談件数が最も多くなり、支援が必要な方への早期対応・早期支援が図られた。</p>	<p>「もの忘れ相談窓口」のさらなる周知及び相談を受ける職員の質の向上を図る。</p>	
<p>「世田谷区地域・職域推進連絡会」において、経済産業省が示す女性の活躍促進の課題等の共有を図った。また、データでみるせたがやの健康2019の改訂にあたり、関係機関からの意見等を参考にした。</p>	<p>ライフステージに応じた女性特有の病気や体調の変化、やせ志向など外見優先の誤った認識の定着、若い世代の生活習慣の乱れなど、ヘルスリテラシー(健康に関する正しい情報を自ら収集し活用できる力)を高めていくため、啓発や理解促進に向けた取組みを進めていく。</p>	
<p>生活支援課と連携し、DV被害者など住民登録のない方に対しても案内を送付し、受診の勧奨を行った。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>女性特有のがんのうち、死亡率減少効果が科学的に証明されている子宮がん、乳がん検診を実施して、性差を考慮した支援を行うことができた。</p>	<p>継続実施</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
268	がん相談コーナー	世田谷保健所健康企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・対面相談(第2・4土曜日) ・電話相談(第1~4木曜日(うち第1・3週看護師による専門相談、第2・4週がん体験者によるピア相談)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・20件(就労相談4件含む) ・15件(うち専門相談8件、ピア相談7件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・27件(就労相談8件含む) ・23件(うち専門相談10件、ピア相談13件)
269	エイズや性感染症の抗体検査・相談対応	世田谷保健所感染症対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・予約不要、匿名、無料でHIV検査を実施 ・電話相談 ・来所相談 ・検査実施件数 ・夜間検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・73件 ・0件 ・950件 ・延39人(年2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・12件 ・0件 ・1049件 ・延43人(年2回)
270	せたがや元気体操リーダー養成	世田谷保健所健康企画課	各年で養成講座と上級を開催し元年度は養成講座を開催した。講座終了後のフォローのために、登録リーダー対象にスキルアップ講座・交流会を開催した。また実際の現場での指導状況を把握しアドバイスをする指導実習を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・上級養成11名 ・研修会6回 延282人参加 ・交流会6回 延276人参加 ・指導実習30名 	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座開催10名を認定 ・登録リーダー69名 ・スキルアップ講座・交流会各6回 ・指導実習29回
271	食育講座等の食育事業の普及・啓発	世田谷保健所健康推進課(各総合支所健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の健康づくりを支援するため、区民、大学、区内事業者等と協働した食育を推進した。 ・世田谷区食育ガイドブック活用講座 ・地域における共食を通じた食育推進事業 ・“おいしい適塩等の食体験ができる講座”等による適塩等の普及啓発 ・大学生食育プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・延91名(年2回) ・延949名(年23回) ・延2,075名(年79回) ・延45名(年3回実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延79名(年2回) ・延711名(年15回) ・延3,487名(年158回) ・延79名(年2回×2大学で実施)
272	学校を中心とした食育推進事業の普及・啓発、健康教育推進研修の実施	教育指導課	世田谷3快プログラム研修において、食育リーダー・保健主任の役割や食育・がん教育の推進の講義・実践発表等を実施	4回	4回

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>がんに罹患した家族の介護を行う方や、治療と就労の両立に不安を抱える方の相談に対応できた。</p>	<p>既存事業(対面・電話相談)は、電話相談を1時間拡大し、継続実施する。 また、令和2年度から区立保健センターに開設したがん情報コーナーにおいて、資料の閲覧等ができるようにするとともに、同コーナーにおいて、専門スタッフが必要に応じて情報提供や対面相談の予約を受付ける一次相談を実施する。</p>	
<p>前年度より検査件数が増加。エイズや性感染症への不安や質問に対し、年代や状況にあわせた対応をすることができた。</p>	<p>開催内容や回数を検討する。</p>	
<p>自主団体が活動時に「元気体操リーダー」を派遣要請。その要請に対し約4000回対応した。</p>	<p>派遣先(自主団体)のニーズに合わせた講座運営を継続し、リーダーを安定的に派遣できる体制を維持する。</p>	
<p>食育体験をすることにより、自分や、家族の健康づくりのために、食の大切さを実感し、実践に結びつく取組みが実施できた。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症予防対策を考慮した食育体験の実施を検討していく。 行政だけでなく、地域の関係機関、施設等と連携した取組みを働きかけていく。</p>	
<p>食育の推進や健康教育を実践していくための資質・能力の向上を図ることができた。</p>	<p>引き続き継続的に実施する。</p>	

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 10 性差に応じたところと身体健康支援

施策 ところの健康対策

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
273	相談体制の充実	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	<p>子どもから大人までのところの健康に関して、保健師による電話・面接・訪問等での相談を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神関連保健師訪問 <p>精神科医・保健師によるところの健康相談を実施(予約制)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ところの健康相談 <p>世田谷保健所の「多職種チーム」が保健福祉センター保健師と連携し、困難ケースに対応(R1.6月「多職種チームによる訪問支援事業」開始)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健相談員による訪問支援 ・保健師との連携 ・多職種チームによる訪問支援事業 		<ul style="list-style-type: none"> ・5支所 実数1,404人、 延数3,479人 ・5支所 全101回 利用者実数269人、 延数281人 ・実数34人、 延数236人
274	思春期ところの健康相談(子ども・思春期)	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	思春期に多い不安や悩みから起こるところの問題について、児童思春期精神科医・保健師による思春期ところの相談を実施。	144人(延148人) 各支所年11~12回、全58回	実施回数:5支所 全58回、 利用者実数79人、 延数92人
275	ところの健康相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	ところの病を心配している方とその家族・関係者等を対象に医師・保健師による健康相談を実施	240人 全108回	全101回 利用者実数269人 延数281人
276	EPDSを導入した、産後うつ病の早期発見と予防	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	訪問時にEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)等の質問票を用いて母親のメンタルヘルスや育児に関する状況把握。必要時継続支援。	乳児期家庭訪問からの継続支援 実数3,644人 継続支援率50.9%	乳児期家庭訪問からの継続支援 実数3,313人 継続支援率50.0%
277	依存症相談(アルコール等)	世田谷・烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課	依存症に関連する問題の明確化と対応の理解を進め、健康回復・社会復帰を図るために、医師等による専門相談(個別相談・家族講座)を予約制で実施 保健師の相談は随時実施	実人数62人、 延63人(2支所、 年16~24回) 同日に家族講座を実施:29人(延119人)(全24回)	実人数55人、 延63人(2支所、 年18~24回) 同日に家族講座を実施:実人数25人(延92人)(全24回)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>精神疾患の発症予防・再燃予防・社会復帰に関して、保健師や精神科医による相談・介入で、生活の改善がみられる事例がある。一方、対応困難事例も多く、多職種チームなど関係機関と連携して支援することは重要。</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>思春期に起こりやすいこころの問題について専門医による見立てや、対応方法の助言、および医療機関・社会資源紹介のニーズがあるため必要である。</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>こころの病についての理解が深まるように、病気の説明や困りごとの対応方法についての助言などを行った。相談することで対応により変化がみられたり、専門機関などにつながる事例もあった。</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>母親の記入した質問票をもとに面接し、既往歴や家族の協力体制、育児不安や育児負担感、母親の気持ち等を把握。必要時早期介入・支援ができています。</p>	<p>継続実施予定</p>	<p>再掲 (課題5 施策)</p>
<p>依存症に関連する問題の明確化と対応の助言、医療機関、社会資源の紹介等を実施した。家族講座では対応についての講義やグループワークを実施。</p>	<p>継続実施予定。状況により家族教室に託児の活用を検討。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
278	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の発行内容 ・第79号(7月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣えみ子氏)何もなければいけなくてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ほか ・第80号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。ほか	各4,200部 (年2回)	各4,200部 (年2回)
279	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区政PRコーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。		
280	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性電話相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメールマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・ - ・ - ・月平均15回投稿 ・ - ・300通 (年18回)	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通 (年24回)
281	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(950冊を新たに収集) ・年6回	・図書資料の収集 随時(932冊を新たに収集) ・年6回
282	女性のためのこころと身体の健康講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・暮らしのなかのアサーティブ・トレーニング講座 ・女性のためのニットカフェ ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示 ・居場所事業「乳がん・婦人科がん経験のある女性のためのからだこころサロン」交流会 ・「乳がん・婦人科がん経験のある女性のためのからだこころサロン」特別編(講座) ・区民企画協働事業	・延60人 (年3回) ・延121人 (年6回) ・平成31年3月1日～3月31日 ・ - ・ - ・「女性がん患者の身体と心」講演会&交流会 延36人	・延61人 (年3回) ・延92人 (年5回) ・令和元年3月1日～3月31日 ・延24人 (年4回) ・22人 ・本格ハンドマッサージ講座 延61人 (3回連続実施)
283	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)もの忘れ相談	介護予防・地域支援課	身近な福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、認知症に関する様々な相談ができるよう「もの忘れ相談窓口」の設置及び認知症専門相談員を配置し、必要な支援を早期に行えるよう面接、電話、訪問等に対応した。		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1施策)</p>
<p>配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。</p>	<p>今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。</p>	<p>再掲 (課題8施策)</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲(課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行った。</p>	<p>継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>こころと身体の健康について正確な知識・情報を提供し、健康づくりを支援することができた。また、女性が安心・安全に過ごせる場所と時間を提供することで、心身のリラックスを促し、女性をエンパワーメントすることができた。</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(からだと性に関する女性の健康と権利)に関する展示と、「女性のためのニットカフェ」「アサーティブ・トレーニング講座」の実施に加え、婦人科がん経験者を対象とした居場所事業「女性のためのからだところサロン」及び講座形式での情報提供、支援を引き続き実施する。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>「もの忘れ相談窓口」の相談件数のうち継続相談の件数は年々増加し、相談者として本人からの相談件数が最も多くなり、支援が必要な方への早期対応・早期支援が図られた。</p>	<p>「もの忘れ相談窓口」のさらなる周知及び相談を受ける職員の質の向上を図る。</p>	<p>再掲 (課題10施策)</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
284	事業者や医療関係者と連携した普及・啓発	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域において、健康せたがやプランのネットワークや、家族会、当事者グループ、学校などとの連携によって講演会や健康教育を実施した。 ・毎年医療従事者対象のゲートキーパー講座は、薬剤師会と共催、医師会後援で開催している。 <p>また、自殺対策協議会およびその部会や、グリーフサポート検討会、思春期青年期精神保健部会、精神障害者支援連絡協議会等の委員である、学識経験者、東京都、医療機関、障害者団体、支援機関の関係者からの意見を元に普及啓発事業に反映させた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー講座 参加延 106 人 ・入院中の方の地域移行に向けた支援検討(講演・事例紹介含) 参加者 181 人 ・地域ネットワークでの講演会・学校教職員を対象にした事例検討会事例検討会 参加者 85 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域精神保健ネットワーク 33 回 452 人 ・依存症家族講座(教室) 24 回 92 人 ・ゲートキーパー講座(医療従事者対象) 参加者 43 人 <p>その他講演会実績・数値については No.284 以降の値に準ずる。</p>
285	こころの健康づくりに関する講座の開催	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)	精神保健講演会の開催 (精神疾患の理解、思春期のこころの理解、自殺予防対策、アルコールや薬物など依存症に関することなど)	年 30 回 参加者延 863 人	年 20 回 参加者延 1,150 人
286	世田谷区自殺対策協議会の開催	世田谷保健所健康推進課	<p>医療機関・医師会・薬剤師会・警察署・消防署・鉄道会社・支援機関・相談機関・家族会等と自殺対策についての協議を実施した。 令和元年 10 月に「自殺対策基本方針」を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策協議会 ・庁内自殺対策連絡会およびグリーフサポート事業連絡会 ・ゲートキーパー講座(一般区民) ・中学生向け啓発冊子配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者延 106 人 ・4,120 部 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者延 62 人 ・5,604 部
287	こころスペース(思春期の匿名相談)	世田谷保健所健康推進課	思春期のこころの相談を、アクセスしやすい場所で、予約なく匿名で受けられる機会を提供	17 件(全 15 回)	22 件(全 12 回)
288	思春期青年期精神保健部会の開催	世田谷保健所健康推進課 (学校健康推進課)	世田谷区子ども・若者支援協議会の実務者会議として、また思春期・青年期の世代のこころの健康づくりについて協議する場として開催	年 2 回	年 2 回

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>こころの健康づくりに関する啓発活動を、関係機関に向けてあるいは関係機関とともに実施することで、区民のこころの健康づくり理解の促進とともに、ネットワークの構築につながり効果的であった。</p>	<p>継続して実施していく。 また、令和3年度に向けて、こころの健康づくりの効果的な普及啓発について検討を行い、一部の普及啓発事業を令和2年4月に開設した区立保健センターに移行する準備を行う。 地域のネットワークと連携した、こころの健康づくりや講演会は引き続き実施する。</p>	
<p>参加人数は目標を達成している状況である。アンケート等からの参加者の講演会に対する満足度も高かった。</p>	<p>同様に継続予定。</p>	
<p>自殺は追い込まれた末の死であり、誰にでも起こりうるこころの危機として、単に精神保健上の問題だけでないと、啓発等を実施してきた。 自殺予防、自殺対策は区の様々な対人サービス事業が関連するものと位置づけて裾野が拡大した。</p>	<p>継続実施。 令和元年10月に世田谷区自殺対策基本方針を策定し、引き続き、協議会においても、区の体制整備を進める。</p>	
<p>平日の午前 午後、夕方と時間帯を変えて実施した。相談回数を3回減らしたが、相談者は増加した。 匿名・予約の、敷居の低い相談として機能し、継続相談が必要な方は、相談者の同意の上地区担当保健師等につないだ。</p>	<p>学校へちらしを配布時は一時的に相談者が増加するため、効果的に配布する。さらに、HPやツイッター等で相談の周知の充実を図っていく。</p>	
<p>学校健康推進課と共同事務局として運営することで、教育と保健医療分野との相互理解の場所となった。</p>	<p>継続実施</p>	

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 10 性差に応じたところと身体健康支援

施策 母子の健康支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
289	低所得世帯への出産費補助	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 子ども家庭課	子育ての悩み、不安、子どもの家庭環境の問題、出産費用等の相談を実施	19件	22件
290	児童館での出張育児相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	乳幼児(主に0歳、1~2歳)のひろばに保健師、栄養士、歯科衛生士が育児相談を実施。		
291	食生活・歯科相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊娠期・乳幼児期の食生活や歯と口の健康についての個別相談を実施 ・食生活相談 ・歯科相談 ・すくすく歯科相談 ・歯科予防処置 ・歯みがき準備教室	・1,344件 ・3,360件 ・- ・- ・-	・2,749件 ・- ・529件 ・381件 ・251件
292	親子の心身の健康相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	・妊娠期面接等のネウボラ・チームによる関わりを通して、妊娠期からの情報も乳児期家庭訪問に活かしている ・訪問後は必要時地区担当保健師の支援を実施 ・乳幼児健診等の医師の診察後、本人の希望や必要な方に保健師、心理士、栄養士の個別相談		
293	離乳食講習会、4か月、1歳6か月、3歳児健診及び両親学級等の機会での食に関する啓発	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊婦や乳幼児の食生活に関する知識の普及および妊婦とパートナーを対象として、家族の食生活を見直すきっかけとなる生活習慣病予防についての啓発を行う。 ・前期離乳食講習会 ・後期離乳食講習会 ・4か月児健診 ・1歳6か月児健診 ・3歳児健診 ・両親学級	・72回 ・30回 ・148回 ・96回 ・114回 ・60回	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常の開催回数よりも減となっている。 ・66回 ・26回 ・136回 ・96回 ・104回 ・55回
294	非課税世帯への保健指導票の交付	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	経済的理由により医療機関での保健指導を受けがたい妊婦および乳幼児に対し、診察および検査等必要な保健指導を受けられるよう交付	205件	260件

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、女性の生き方に応じた妊娠・出産に関わる選択を尊重し、支援する体制の充実が図られた。</p>	<p>継続実施。今後も経済的理由により、子を産み育てることに関わる権利が損なわれないように努める。</p>	
<p>参加者同士の交流、育児の困りごとなどの対処法の共有の場となっている。</p>	<p>継続実施予定</p>	<p>再掲 (課題5施策)</p>
<p>妊娠期や乳幼児の食事の相談を通じて、生活習慣病などの疾病予防につなげている。また、保護者がむし歯のリスクを理解し、歯に良い生活習慣を身に付ける機会を提供している。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>乳幼児健診は、健診をきっかけに孤立した育児の辛さや児への心配事等を吐露する母親もいるため、児の発育発達の確認のみでなく虐待予防の視点でも介入できる貴重な機会となっている。</p>	<p>継続実施予定</p>	
<p>離乳食講習会や各種健診など、様々な機会を通じて、妊婦とそのパートナー、乳幼児の保護者に、食に関する正しい知識を提供することができた。新型コロナウイルス感染拡大予防のための健診等中止の間は電話相談を行った。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>経済的な負担軽減をはかり、診察及び検査等、必要な保健指導の機会を提供することで、妊婦及び乳幼児の健康な発育・発達につなげることができた。</p>	<p>継続実施</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
295	児童館事業での食育推進	児童課	全児童館において「食育」をテーマに年間事業計画を策定し、子どもたちのライフステージに合わせたクッキング事業を実施	全児童館 25 館	全児童館 25 館
296	世田谷版ネウボラ(妊娠期からの切れ目のない子育て支援)	子ども家庭課世田谷保健所健康推進課(各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期面接数 ・母子保健コーディネーター ・子育て応援相談員 ・地域子育て支援コーディネーター《ひろば型》 ・せたがや子育て利用券登録事業者 ・ネウボラ・チームによる医療機関への訪問 ・世田谷版ネウボラ推進協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・7,062 件 ・18 名 ・13 名 ・6 か所 ・191 事業者(区内:125 事業者、区外:66 事業者) ・37 か所 ・3 回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・6,581 件 ・18 名 ・13 名 ・6 か所 ・230 事業者(区内:142 事業者、区外:88 事業者) ・24 か所 ・4 回開催
297	母子健康手帳の交付	世田谷保健所健康推進課(各総合支所保健福祉センター健康づくり課)(各出張所・まちづくりセンター等)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届による交付 ・その他(再交付等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・7,824 件 ・225 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・7,815 件 ・228 件
298	妊婦健康診査	世田谷保健所健康推進課	交付件数は同上。	受診延件数 90,468 件 初回受診率 93.8%	受診延件数 77,520 件 初回受診率 91.6%
299	妊娠高血圧症候群等医療助成	世田谷保健所健康推進課(各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	妊娠高血圧症候群等にかかり支給要件に該当する妊婦に対し、入院医療費を助成	申請 7 件	申請 6 件
300	母親学級・両親学級の開催	世田谷保健所健康推進課(各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・各総合支所で月 1 回ずつ、55 回実施。新型コロナウイルス感染拡大により、3 月は中止とした。 ・休日開催は 57 回実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2,258 人(うち男性 637 人、28.2%) ・3,053 人(うち男性 1,523 人、49.8%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2,117 人(うち男性 694 人、32.8%) ・2,709 人(うち男性 1,345 人、49.6%)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>健康世田谷プランに基づき、総合支所健康づくり課とも連携し、食育を通して健康支援に寄与するとともに、会食では異年齢児間の交流も行った。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>せたがや子育て利用券への事業参加を地域の子育て活動団体等へ呼びかけを行うことで、区内の登録事業者数が増え、地域で子育てを支える環境を充実させることができた。 地域における身近で気軽な相談支援体制の充実として、利用者支援事業(地域子育て支援コーディネーター《ひろば型》)を引き続き実施し、他機関等との連携強化をさらに図ることができた。 外部有識者による世田谷版ネウボラ推進協議会を開催し、世田谷版ネウボラの取組みの課題を議論し、世田谷版ネウボラの推進を図るとともに、令和2年度からの子ども計画(第2期)後期計画に反映させることができた。</p>	<p>母親学級と連動したおでかけひろばでの妊婦向け講座の実施など妊娠期からおでかけひろば等につながる仕組みづくりの充実を図る。 妊婦や子育て家庭を地域で支えるためのさらなる地域資源の充実を図る。 区、医療、地域のそれぞれの支援の担い手が機能的に連携する顔の見えるネットワーク体制の強化を図る。</p>	<p>再掲 (課題5施策)</p>
<p>世田谷区オリジナルの母子保健バッグは好評。内容の説明等窓口職員にも周知した。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>母胎の心身の負担を把握し、必要な支援につなげる一助として活用できた。 医療機関との連携の一助とした。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>母胎の心身の負担を把握し、必要な支援につなげる一助として活用できた。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>男性の参加率が増加しており、家族で子育てを考える機会となっていると考える。 新型コロナウイルス感染拡大により対面講座の実施ができない時期があった。このような機会を妊婦とパートナーおよび家族に提供し続けられるよう手法の工夫が必要である。</p>	<p>新型コロナウイルス感染下、ぷれパママ講座をオンライン開催する予定だが、オンライン講座では実技や交流を取り入れにくいいため、平日開催の講座は感染が収束している期間には感染防止対策を講じながら対面講座を開催する。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
301	乳幼児健康診査	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ・3~4か月児健診 ・1歳6ヶ月児歯科健診 ・3歳児健診 これらの受診率はおよそ80~95%と減少している。 <ul style="list-style-type: none"> ・経過観察健診 ・精密検査受診票を発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・148回 ・96回 ・111回 <ul style="list-style-type: none"> ・60回 ・乳児230件 ・幼児494件 	<ul style="list-style-type: none"> ・148回 ・91回 ・106回 新型コロナウイルス感染拡大により、3月の1歳6か月児歯科健診と3歳児健診を中止した。 <ul style="list-style-type: none"> ・60回 ・乳児279件 ・幼児402件
302	不妊治療費の助成	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	区としては、不妊治療助成はするが、検査の助成は行わない。	・助成件数 1,070件	・助成件数 1,287件
303	家庭教育学級での保護者への食育推進	生涯学習・地域学校連携課	食育に関する講座の実施	67回	73回

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>すべての子どもに対して、健康的な生活の基礎となる健康診査の機会を提供し、保護者とともに家庭養育の状況を確認と、必要な支援へのつなぎをした。しかし、新型コロナウイルス感染拡大が続くと、乳幼児健診の継続実施ができなくなり、支援が必要な母子の発見と早期支援ができなくなる。</p>	<p>感染防止策を講じた乳幼児健診の継続開催。再度新型コロナウイルスの感染拡大により健診を中止せざるを得なくなっても、子育て質問票の返送や電話等による発見とアプローチを継続する。</p>	
<p>昨年度より申請数が増加した。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大により不妊治療の延期を余儀なくされている方に対し、東京都は令和2年度のみ次元的に年齢要件を緩和、区も東京都にならう。</p>	
<p>共通テーマに基づき、食育推進を行うことができた。 家庭教育学級で学んだ食育の知識を各家庭でも活用されることが期待される。</p>	<p>今後も家庭教育学級を通じて、食育の重要性について学ぶ機会を提供していく。</p>	

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 10 性差に応じたところと身体健康支援

施策 年代に応じた性教育の普及

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
304	エイズ予防啓発活動	世田谷保健所感染症対策課	第2庁舎1階ロビーにて、12月1日世界エイズデーに合わせてエイズ予防啓発のロビー展を実施。 実施期間：11/26～12/7		
305	学園祭やイベント会場でのキャンペーン	世田谷保健所感染症対策課	区内の学校へ感染症予防啓発のポスターを配布及び掲示 ・区内高校 ・区内大学・短大	・38校 ・17校	・38校 ・14校
306	差別や偏見をなくするためのPR活動	世田谷保健所感染症対策課	HIV・性感染症検査会場にて避妊具の展示・配布 展示場所を工夫した。		
307	エイズ/性感染症相談・検査の実施、充実	世田谷保健所感染症対策課	予約不要、匿名、無料でHIV検査を実施 ・電話相談 ・来所相談 ・検査実施件数 ・夜間検査	・73件 ・0件 ・950件 ・延39人 (年2回)	・12件 ・0件 ・1,049件 ・延43人 (年2回)
308	学校への計画的な保健師等の派遣	世田谷保健所感染症対策課	・助産師等専門職による研修として、「いのちと性の健康教育」をテーマに要請があった中学校で実施 ・区立小・中学校の養護教諭対象の課題研修として教育指導課とともに実施講師を派遣した。	・6校、延699人 (資料のみ提供1校 265人) ・48名	・1校、95人 ・95名
309	予防啓発用媒体・資料の貸し出し、配布	世田谷保健所感染症対策課	区立中学3年生へ感染症予防のための「HAPPY HANDBOOK」を配布(私立・国立中学および区内高校へはサンプルを送付、希望があれば配布した。) ・区立中学校 ・私立・国立中学校 ・私立・都立・国立高校	・3,790部 ・22校 1,710部 ・38校 980部	・3,575部 ・22校 1,980部 ・38校 290部
310	性教育の推進	教育指導課	体育・保健体育の年間指導計画において、計画的に実施		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
第2庁舎ロビーに展示したことにより、普段エイズに関心のない方にも知ってもらう機会となった。啓発グッズの配布も好評で、関心の持続に寄与することができた。	継続実施。より関心を持ってもらえるよう展示の工夫に努める。	
H I V・性感染症の検査案内のポスターを学校内に掲示したことにより、多くの学生の目に触れ、H I V検査を知るきっかけづくりができた。	継続実施、より学生の関心を高められるよう、内容を検討する。	
検査会場で避妊具の展示場所をトイレの前等、必ず通るが他人の視線が届かないところに展示することにより、手に取りやすく持ち帰る方が多くいた。また、カウンセリングの際、説明しながら配布するなど、性感染症予防の啓発につながった。	継続実施。より関心を持ってもらえるよう展示の工夫に努める。	
前年度より検査件数が増加。エイズや性感染症への不安や質問に対し、年代や状況にあわせた対応をすることができた。	開催内容や回数を検討する。	
他5校の中学校から依頼があったが、3月休校に伴い中止となった。実施校の生徒からの感想文よりこのような機会を設けることの重要性を感じた。教職員研修においては、おおよその教諭が児童・生徒指導に役に立つと回答しており、研修の成果を感じる事ができた。	継続実施。研修内容については各学校の意見等を踏まえて実施する。	
エイズも含めた感染症全般の予防啓発について、生徒向けにわかりやすい表現にした冊子を作成し、区立のみならずより広範囲に普及啓発を行うことができた。	継続実施。内容については、適宜見直しに努める。	
体の発育・発達について、思春期の体の変化などについて、理解を深めることができた。	平成31年3月に東京都教育委員会が作成した「性教育の手引き」を活用した授業実践を行っていく。	

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 1 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

施策 ひとり親家庭への相談・情報提供の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
311	家庭相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	毎週月・水・金曜日の午後1～5時(予約制)	2,247件	2,465件
312	シングルマザー支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・シンママカフェ(シングルマザーのためのグループ相談会) ・シングルマザー応援フェスタ(講演会、相談会、情報提供等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延27人(年6回) ・426人 	<ul style="list-style-type: none"> ・延29人(年5回) 台風による休館のため10月は中止 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い中止
313	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	<p>令和元年度の発行内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第79号(7月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣えみ子氏)何もなければどすべてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ほか ・第80号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。ほか 	各4,200部(年2回)	各4,200部(年2回)
314	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区政PRコーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。		
315	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	<p>情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性電話相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメルマガジン 	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・- ・- ・月平均15回投稿 ・- ・300通(年18回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通(年24回)
316	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集随時(950冊を新たに収集) ・年6回 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集随時(932冊を新たに収集) ・年6回

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>家庭内の困りごとなどについて、調停申し立てや、法律相談を受ける前の問題整理ができる機会として家庭相談を案内し、相談に応じることができた。</p>	<p>継続実施。家族関係が多様化していくなかで、法律的な問題についての助言指導を実施する。</p>	<p>再掲 (課題7 施策)</p>
<p>シングルマザー(プレシングルマザー＝離婚準備中・検討中を含む)のための支援講座を実施することで、ひとり親家庭の自立支援を図ることができた。</p>	<p>グループ相談会については名称を変更して実施し、より多くの方に参加いただけるよう周知に努める。シングルマザー応援フェスタについては、継続して実施予定。</p>	<p>男女共同参画 センター事業</p>
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題1 施策)</p>
<p>配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。</p>	<p>今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。</p>	<p>再掲 (課題8 施策)</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1 施策) 男女共同参画 センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行った。</p>	<p>継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題1 施策) 男女共同参画 センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
317	シングルマザーのための居場所事業の充実	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・シンママカフェ(シングルマザーのためのグループ相談会) ・シングルマザー応援フェスタ(講演会、相談会、情報提供等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 27 人 (年 6 回) ・ 426 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 29 人 (年 5 回) 台風による休館のため 10 月は中止 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い中止
318	子ども家庭支援センターによる支援	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき支援した。 <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談件数 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,169 件 ・ 47 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,944 件 ・ 67 件
319	養育費相談会	子ども家庭課 人権・男女共同参画担当課	離婚を考えている方やひとり親等を対象に、養育費に関する周知啓発の講義を含めた個別相談会を実施した。	56 名(年 7 回)	41 名(年 6 回)

施策 ひとり親家庭の親への就労支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
320	母子・父子自立支援プログラム	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	母子・父子自立支援プログラム策定員と母子・父子自立支援員が、自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携しながら就業支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 20 件 ・プログラム策定件数 8 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 17 件 ・プログラム策定件数 8 件
321	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	就業に必要な教育訓練講座を受講した場合に、経費の一部を支給	1 件	4 件
322	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	就業に有利な資格取得を促進し、生活の負担軽減を図るため、受講期間の一定期間について支給	22 件	20 件
323	ひとり親家庭等の高等卒業程度認定試験合格支援事業	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のため講座を受講したとき、経費の一部を支給	0 件	0 件

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
シングルマザー(プレシングルマザー = 離婚準備中・検討中を含む)のための支援講座を実施することで、ひとり親家庭の自立支援を図ることができた。	グループ相談会については名称を変更して実施し、より多くの方に参加いただけるよう周知に努める。シングルマザー応援フェスタについては、継続して実施予定。	男女共同参画センター事業
多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明をして、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。	再掲 (課題7施策)
各総合支所の家庭相談員が個別相談を実施し、相談会からさらに各地域で実施している家庭相談へつなげることが出来た。	引き続き、区民への広報活動を行い、事業の周知を行う。また、人権・男女共同参画担当課とも連携を図り、広く周知を行う。	

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
ひとり親家庭の個々の状況に寄り添いながら、経済的自立に向けて、ハローワークと連携を図りながら就業支援を行った。	引き続き、関係機関と連携を図りながら、自立支援プログラムを策定し、ひとり親家庭の就業を支援する。	
29年度の制度の一部改正において、雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方も本事業の支給対象になったこと等から、30年度と比較して事前相談件数が増加したものと思われる。	引き続き区民への周知を行いながら、ひとり親家庭の就業を支援する。	
30年度と比較して新規申請者数は減少したが、区報等で事業周知を図りながら、就業に有利な資格取得を促進し、ひとり親家庭の生活の負担軽減のため、給付金を支給した。	引き続き区民への周知を行いながら、ひとり親家庭の就業を支援する。	
チラシ・区報・Twitter等で事業周知を図り、子ども家庭支援センターへの相談はあったものの、受講中の費用負担が大きいこと等から、実績には繋がらなかった	引き続き区民への周知を行い、実績につなげる。	

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 1 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

施策 ひとり親家庭への生活支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
324	児童扶養手当	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	ひとり親家庭の状況に応じて迅速かつ長期的な経済的支援を行った。また、申請時や年1回の現況届時にひとり親支援施策の周知を徹底した。	平成31年3月末受給者数2,895人	
325	児童育成手当	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	ひとり親家庭の状況に応じて迅速かつ長期的な経済的支援を行った。また、申請時や年1回の現況届時にひとり親支援施策の周知を徹底した。	平成31年3月末支給対象児童数6,718人	
326	ひとり親家庭等医療費助成	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	ひとり親家庭の状況に応じて迅速かつ長期的な経済的支援を行った。また、申請時や年1回の現況届時にひとり親支援施策の周知を徹底した。	対象者数7,565人	
327	母子及び父子福祉資金等貸付	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課(生活福祉課)	経済的に困窮するひとり親家庭への支援を行った。	310件	269件
328	母子生活支援施設入所	子ども家庭課(各総合支所保健福祉センター生活支援課)	関係機関と連携しながら、区内にある母子生活支援施設3施設で、ひとり親の支援を実施した。	13人(3施設)	15人(3施設)
329	ひとり親等家事援助ホームヘルパーの訪問	児童相談支援課(各総合支所保健福祉センター生活支援課)	小学3年生以下の児童を扶養する日常生活の自立が困難なひとり親家庭を対象 ・延利用時間数 ・利用回数 ・利用実世帯	・2,371時間 (内訳：時間内367時間、時間外2,004時間) ・1,003回 ・27世帯	・3,503時間 (内訳：時間内1,107時間、時間外2,396時間) ・1,172回 ・37世帯

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>家庭相談やDV相談においても相談員と連携して制度周知を行うことができた。また、住民記録情報と連携して世帯の状況を随時把握し、的確な案内ができた。</p>	<p>特に、母子世帯は父子世帯に比べて収入が低く、経済的に困窮するケースが少ないが、父子世帯に対する経済的支援も必要となっている。ひとり親家庭が安定した生活を営むまでの長期的な支援を継続していく。</p>	
<p>家庭相談やDV相談においても相談員と連携して制度周知を行うことができた。また、住民記録情報と連携して世帯の状況を随時把握し、的確な案内ができた。</p>	<p>特に、母子世帯は父子世帯に比べて収入が低く、経済的に困窮するケースが少ないが、父子世帯に対する経済的支援も必要となっている。ひとり親家庭が安定した生活を営むまでの長期的な支援を継続していく。</p>	
<p>家庭相談やDV相談においても相談員と連携して制度周知を行うことができた。また、住民記録情報と連携して世帯の状況を随時把握し、的確な案内ができた。</p>	<p>特に、母子世帯は父子世帯に比べて収入が低く、経済的に困窮するケースが少ないが、父子世帯に対する経済的支援も必要となっている。ひとり親家庭が安定した生活を営むまでの長期的な支援を継続していく。</p>	
<p>ひとり親家庭の父母が扶養している児童の就学支度資金や修学資金を中心に支援を行なうとともに、父母の技能修得や住居確保等に資金融資を行った。このことで、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援し、扶養している児童の福祉を増進することが出来た。</p>	<p>継続実施。ひとり親世帯のうち経済的に困窮している世帯を支援することで、世帯の経済的自立を促し、貧困の連鎖を防ぐことができることから、今後も支援の充実に努める。</p>	
<p>関係機関との情報共有・連携を図りながら、各母子生活支援施設においてひとり親の母が自立に向けた支援を実施することができた。</p>	<p>関係機関との情報共有と連携を図りながら、引き続きひとり親の母への支援の充実が図れるように母子生活支援施設の活用による支援を実施する。</p>	
<p>ニーズの高い訪問に対応できる委託事業者が増えたことにより、実績が平成30年度を大きく上回った。</p>	<p>引き続き、多様なニーズに応えられる事業者の確保に努める。</p>	

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 1 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

施策 ひとり親家庭の子どもへの支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
330	ひとり親家庭等の 子どもの学習支援 事業	子ども家庭課	学習習慣の定着と苦手科目の克服をめざし学習支援を実施 ・登録生徒数計 ・参加生徒累計 ・参加ボランティア累計	・ 77 名 ・ 873 名 ・ 758 名	・ 89 名 ・ 899 名 ・ 831 名
331	ひとり親家庭等の 高等卒業程度認定 試験合格支援事業	子ども家庭課 (各総合支所保健 福祉センター生活 支援課)	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のため講座を受講したとき、経費の一部を支給	0 件	0 件
332	教育相談	教育相談・特別支 援教育課	・教育相談室：心理教育相談員が集団への適応や発達、性自認等に関して悩みを抱える幼児・児童・生徒及び保護者からの相談に対し、心理的な支援を実施。 また、学校からの相談に対し、スクールソーシャルワーカーを中心として、ひとり親家庭等が抱える福祉的課題の解決に向けても支援を実施。 ・区立小中学校：スクールカウンセラーが教員や関係機関と連携しながら同様の支援を実施。	・教育相談回数： 15,984 回 ・学校支援件数： 1,667 件 ・スクールカウンセラー相談回数： 93,352 回	・教育相談回数： 15,404 回 ・学校支援件数： 1,581 件 ・スクールカウンセラー相談回数： 85,276 回

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>関係機関との情報共有・連携を図りながら子どもたちの個々のペース、課題解決に向けて寄り添った学習支援を実施することが出来た。</p>	<p>関係機関との連携を図りながら、引き続きひとり親家庭等の子どもたちの学習習慣の定着や苦手科目等の克服を目指す。</p>	
<p>チラシ・区報・Twitter 等で事業周知を図り、子ども家庭支援センターへの相談はあったものの、受講中の費用負担が大きいこと等から、実績には繋がらなかった</p>	<p>引き続き区民への周知を行い、実績につなげる。</p>	<p>再掲 (課題 11 施策)</p>
<p>心理教育相談員を 1 名増員し、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携した学校内外の相談体制の一層の強化に取り組むことができた。</p>	<p>複雑化・多様化する相談内容に対して各機関が連携し適切な支援につなげるため、引き続き学校内外の教育相談体制の充実に取り組んでいく。</p>	

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 2 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

施策 就労・災害時等における性的マイノリティへの支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
333	地域防災計画への配慮等の取組みの位置づけ	災害対策課	平成 29 年度に取組み終了		
334	性的マイノリティの相談・居場所事業の充実	人権・男女共同参画担当課	・「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談、交流スペース」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 92 件 (年 47 回) ・交流スペース 延 65 人 (年 12 回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 92 件 (年 47 回) ・交流スペース 34 人 (年 9 回) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、2 月、3 月は中止
335	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和元年度は事前予約、定期相談をあわせて 343 名の相談があった。うち女性の相談が 230 名で、全体の 7 割弱を占めた。相談内容は、労働基準法、雇用保険、解雇に関する事、ハラスメントなどが多かった。	368 名 (うち女性 233 名)	343 名 (うち女性 230 名)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
	令和3年修正予定の地域防災計画において、より充実した多様性に配慮した女性の視点の取組みを反映していく。	
当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、ご家族や支援者の方からの相談に応じることで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図ることができた。	継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。	男女共同参画センター事業
平成30年度より、事前予約による相談件数は減少したが、来所による相談件数は同水準だった。「相談したことによって悩みや疑問を解消できた。」「どこに相談していいのかわからなかったので、話を聞いてもらえてよかった。」という声をいただいた。	継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民の方及び事業者にご利用してもらえるように努める。	再掲 (課題1施策)

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 2 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

施策 性的マイノリティへの理解の促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
336	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画担当課	区政 PR コーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。		
337	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の発行内容 ・第79号(7月発行) 内容：巻頭インタビュー(稲垣えみ子氏)何もなければすべてがある～地域と繋がるゴキゲンな暮らし～ ほか ・第80号(12月発行) 内容：巻頭インタビュー(LiLiCo氏)「女性だから」とは思わない 仕事も育児も好きなようにやる。 ほか	各 4,200 部 (年 2 回)	各 4,200 部 (年 2 回)
338	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	・図書資料の収集 随時(950 冊を新たに収集) ・年 6 回	・図書資料の収集 随時(932 冊を新たに収集) ・年 6 回
339	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性電話相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメールマガジン	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 4 回) ・ - ・ - ・月平均 15 回投稿 ・ - ・ 300 通 (年 18 回)	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 4 回) ・ 1,400 部 ・ 3,000 部 ・月平均 23 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・ 500 通 (年 24 回)
340	性的マイノリティ理解講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	・セクシュアル・マイノリティフォーラム(全 1 回)パネルディスカッション、分科会、交流会等 ・セクシュアル・マイノリティ支援者養成研修講座 令和元年度の実施内容 基礎編：全 4 回 16 講座 実践編：全 4 回 11 講座	・延 435 人 ・延 997 人	・延 446 人 ・延 1,400 人

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。</p>	<p>今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。</p>	<p>再掲 (課題 8 施策)</p>
<p>区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、男女共同参画先進事業者表彰など、区の施策についても情報発信をすることができた。</p>	<p>今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。</p>	<p>再掲 (課題 1 施策)</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行った。</p>	<p>継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題 1 施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題 1 施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>講演会や分科会を開催することで、性的マイノリティについての正しい知識を提供するとともに、当事者や支援者と交流を図る機会を提供することで、性的マイノリティへの理解促進に寄与することができた。また、支援者養成研修講座では、性的マイノリティの相談や支援を行う人材を養成することができた。</p>	<p>継続して、性的マイノリティ理解促進のための講座を実施する。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 2 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

施策 同性パートナーシップに関する取組み

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
341	世田谷区パートナーシップ宣誓の取組み	人権・男女共同参画担当課	同性カップルである区民がその自由な意思によるパートナーシップの宣誓を区長に対して行い、同性カップルの気持ちを区が受け止め、区長名の宣誓書受領証を交付	平成 30 年度:20 件 (平成 27 年度:25 件、平成 28 年度 23 件、平成 29 年度 19 件)	令和元年度:30 件 (平成 27 年度:25 件、平成 28 年度 23 件、平成 29 年度 19 件、平成 30 年度:20 件)
342	世田谷区パートナーシップ宣誓の取組みの関係機関への働きかけ	人権・男女共同参画担当課	条例PRリーフレットの配布や、男女共同参画情報紙「らぶらす」での記事掲載、掲載区政PRコーナーでの掲示など、性的マイノリティに対する理解や支援を呼びかけた。	条例PRリーフレットの配布により関係所管に性的マイノリティ支援を呼びかけ	条例PRリーフレットの配布により関係所管に性的マイノリティ支援を呼びかけ
343	住まいの確保の支援	住宅管理課	区営、区立住宅募集において、同性者を入居資格対象者としている。		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>令和元年度より、希望する方に小型受領の交付を開始したことで、制度の利便性を向上することができた。また、パートナーシップ宣誓の取組みを継続して実施することで、当事者の気持ちを受け止めると同時に、広く区民へも LGBT に関する理解促進を図ることができた。</p>	<p>継続して実施する。</p>	
<p>パートナーシップ宣誓の取組みについて継続して情報発信することで、広く理解促進を図ることができた。</p>	<p>状況に応じ、継続して実施する。</p>	
<p>相談及び申込みに適正に対応する。</p>	<p>今後の募集においても引続き、本制度を継続するとともに、じゅうフォメーション等を活用し、区民への周知を図る。</p>	

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 2 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

施策 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
344	こころの健康相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	こころの病を心配している方とその家族・関係者等を対象に医師・保健師による健康相談を実施	240人 全108回	全101回 利用者実数269人 延数281人
345	思春期こころの健康相談(子ども・思春期)	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	思春期に多い不安や悩みから起こるこころの問題について、児童思春期精神科医・保健師による思春期こころの相談を実施。	144人(延148人) 各支所年11~12回、全58回	実施回数：5支所 全58回、 利用者実数79人、 延数92人
346	性的マイノリティの相談・居場所事業の充実	人権・男女共同参画担当課	・「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談、交流スペース」の実施	・電話相談 92件 (年47回) ・交流スペース 延65人 (年12回)	・電話相談 92件 (年47回) ・交流スペース 34人 (年9回) 新型 コロナウイルス感 染症の拡大防止に 伴い、2月、3月は 中止
347	こころスペース(思春期の匿名相談)	世田谷保健所健康推進課	思春期のこころの相談を、アクセスしやすい場所で、予約なく匿名で受けられる機会を提供	17件(全15回)	22件(全12回)
348	教育相談	教育相談・特別支援教育課	・教育相談室：心理教育相談員が集団への適応や発達、性自認等に関して悩みを抱える幼児・児童・生徒及び保護者からの相談に対し、心理的な支援を実施。 また、学校からの相談に対し、スクールソーシャルワーカーを中心として、ひとり親家庭等が抱える福祉的課題の解決に向けても支援を実施。 ・区立小中学校：スクールカウンセラーが教員や関係機関と連携しながら同様の支援を実施。	・教育相談回数： 15,984回 ・学校支援件数： 1,667件 ・スクールカウンセラー相談回数： 93,352回	・教育相談回数： 15,404回 ・学校支援件数： 1,581件 ・スクールカウンセラー相談回数： 85,276回

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>こころの病についての理解が深まるように、病気の説明や困りごとの対応方法についての助言などを行った。相談することで対応により変化がみられたり、専門機関などにつながる事例もあった。</p>	<p>継続実施予定</p>	<p>再掲 (課題 10 施策)</p>
<p>思春期に起こりやすいこころの問題について専門医による見立てや、対応方法の助言、および医療機関・社会資源紹介のニーズがあるため必要である。</p>	<p>継続実施予定</p>	<p>再掲 (課題 10 施策)</p>
<p>当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、ご家族や支援者の方からの相談に応じることで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図ることができた。</p>	<p>継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。</p>	<p>再掲 (課題 12 施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>平日の午前 午後、夕方と時間帯を変えて実施した。相談回数を 3 回減らしたが、相談者は増加した。 匿名・予約の、敷居の低い相談として機能し、継続相談が必要な方は、相談者の同意の上地区担当保健師等につないだ。</p>	<p>学校へちらしを配布時は一時的に相談者が増加するため、効果的に配布する。さらに、HP やツイッター等で相談の周知の充実を図っていく。</p>	<p>再掲 (課題 10 施策)</p>
<p>心理教育相談員を 1 名増員し、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携した学校内外の相談体制の一層の強化に取り組むことができた。</p>	<p>複雑化・多様化する相談内容に対して各機関が連携し適切な支援につなげるため、引き続き学校内外の教育相談体制の充実に取り組んでいく。</p>	<p>再掲 (課題 11 施策)</p>

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

課題 1 2 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

施策 区職員・教育分野等における理解促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
349	介護職員研修による理解促進	高齢福祉課 保健医療福祉推進課	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、世田谷区福祉人材育成・研修センターの新任者向けの4つの研修でリーフレットを配付 昨年度に引き続き、世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、「多様性を認め合いより良い支援を目指して～性的マイノリティの理解のために～」研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 4 研修 約 140 名 集団指導参加者 約 380 名 研修受講者 46 名 	<ul style="list-style-type: none"> 4 研修 約 160 名 研修受講者 23 名
350	職員に対する研修の実施	世田谷保健所健康推進課 人権・男女共同参画担当課	職員向けに性的マイノリティ理解促進研修を実施した。受講者には性的マイノリティ支援(ALLY)バッチを配付。自殺対策実務者連絡会を、研修担当課との共催「自殺予防普及啓発」研修に変更し、性的マイノリティやDVの問題を含む区民の困りごとの気づきを促し、必要な支援につなぐための職員育成を実施している。	性的マイノリティ研修 100 人 実務担当者連絡会 27 人	性的マイノリティ研修 109 人 実務担当者連絡会 50 人
351	区立学校教職員を対象とした人権教育推進にかかわる研修の実施	教育指導課	性の役割や性同一性障害者、性的指向等の内容について、基礎的な理解だけでなく、学校現場における具体的な対応や、児童・生徒への理解について、教員研修で啓発		年 3 回 実施
352	実践的な人権教育の計画的な実施	教育指導課	令和 2 年度の教育課程届出においても、人権教育全体計画に人権課題として「性同一性障害者」「性的指向」を取り入れるよう周知		
353	性的マイノリティの理解の授業のための教材の検討	教育指導課	平成 29 年度に作成した性的マイノリティの理解の授業のための教材を活用した授業公開を実施		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>性的マイノリティ等多様な性に関し基本的な知識を身につけると共に、普段の業務に活かすことができるような研修を実施することができた。</p>	<p>世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、性的マイノリティに関する内容も包括した研修を実施する等、理解促進に努めていく。</p>	
<p>毎年繰り返し職員に研修を実施することで、一人ひとりの理解を促進するとともに、所属での伝達により職場の多様な性へ配慮し支援する体制づくりの継続につながった。令和元年10月策定の自殺対策基本方針の施策に性的マイノリティーも謳ったことで、職員周知の機会が広がった。</p>	<p>同様に継続予定</p>	
<p>研修参加者の感想より、理解の深まりと各学校での対応の見直し等を図ることができた。</p>	<p>引き続き同様の研修を実施する。特に、夏季研修において、小学校の実践事例を紹介していただくなど、より具体的な取組をイメージできるようにしていく。</p>	
<p>意図的・計画的に性的マイノリティ等多様な性への理解促進を図ることができた。</p>	<p>引き続き、推進していく。</p>	
<p>区立中学校全校で、性的マイノリティ理解の授業内容が、同水準で行えるようになった。</p>	<p>各校で新たな教材を活用した授業が行えるように啓発していく。</p>	

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

施策 男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」機能拡充

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
1	学習・研修、情報収集・提供、相談機能の拡充と総合的運用	人権・男女共同参画担当課	令和元年度は、DV相談と女性の悩みごと相談を統合し、女性の悩みごとDV電話・面接相談とし、開設時間を拡大した。併せて、週1回受理会議、月1回専門家を招いてSVを行い、相談員の質の向上を目指した。全相談事業合同の拡大カンファレンスでは、各相談事業の相談員と担当課を含めて情報共有を行った。また、次年度以降の相談事業の内容・構成・時間帯等について改編準備を行った。さらに、居場所事業を増やし、多くの女性が参加できる場所づくりに努めた。	相談事業： DV電話相談 週2回 女性の悩みごと相談 週1回 性的少数者電話相談 週1回 働き方サポート相談 月3回 男性電話相談 年7回 居場所事業： 情報提供ひろば 月1回 サポートグループ 月1回 性的少数者交流スペース 月1回 拡大カンファレンス 17人(年1回)	相談事業： 女性の悩みごとDV電話相談 週4回 女性のためのサポートグループ 月1回 性的少数者電話相談 週1回 働き方サポート相談 月4回 女性のための起業・経営相談 月1回 男性電話相談 月1回 居場所事業： シンママカフェ～シングルマザーのためのグループ相談会～ 月1回 女性のためのブックカフェ 隔月1回 女性のためのニットカフェ 隔月1回 女性のためのからだところサロン 隔月1回 性的少数者交流スペース 月1回 拡大カンファレンス 17人(年1回)
2	調査研究機能の整備	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにおける相談事業を対象にした調査報告を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度に実施した学校出前講座受講生アンケートをまとめ、報告書を作成 回答数：区内中学生5校755人 ・学校出前講座事業の振り返りを、区教育委員会指導主事を交え実施 ・区内大学生を対象にファシリテーター養成講座を実施 	相談事業の受託を機に「男女共同参画センターにおけるDV等相談事業の意義と役割」についてまとめ、相談員、相談担当専門職員を対象に研修を実施
3	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	令和元年度は、50代の女性を対象にした講座に加え、区民企画協働事業の中で、子育て世代の女性を対象にした講座を行った。 ・「女性のための就労支援講座 50歳からの仕事・生き方・私」 ・「『私らしい毎日、家族のかたち』を見つけるワークショップ」	<ul style="list-style-type: none"> ・延43人参加(全2回) ・- 	延69人参加 ・59人参加(全3回) ・10人参加(全3回)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>「相談」、「講座」、「情報収集・提供」が有機的につながり、男女共同参画社会を目指すために必要な環境を整えることができた。女性のための悩みごと・DV相談では、電話から面接という、相談の基本ルートが確立され、相談の質の充実を図ることができた。</p>	<p>SNSを使った相談事業の検討を開始する。 拡大カンファレンスを年間2回実施する。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>らぶらす学校出前事業については教育委員会指導主事等との事業振り返りを経て、大学生ファシリテーターの例示等に改善を加え、中学生により理解しやすい内容にすることができた。 「男女共同参画センターにおけるDV等相談事業の意義と役割」を基本に、相談事業の再構築ができ、男女共同参画センターにおける相談事業への相談員の理解が深まった。</p>	<p>令和2年度(2020年度)以降、次の3件の調査を予定している。 ・新型コロナ感染拡大下におけるらぶらす起業ミニmesse出展者の現状調査 ・世田谷区における男女共同参画関連団体・グループの意識、実態調査 ・世田谷区のジェンダー統計の収集、資料の作成</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、それぞれのステージの特性に応じた講座を実施し、女性の就労支援を行った。</p>	<p>継続してライフステージ等に応じた女性の就労支援講座を実施する。</p>	<p>再掲 (課題3施策) 男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
4	女性起業家の育成支援の総合的取り組み(講座、相談、インキュベーション・スペース等)の拡充	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家交流会 ・女性のための起業・経営相談 ・女性のための起業支援塾&サロン ・起業ミニメッセ出展準備講座 ・起業ミニメッセ ・起業ステップアップ講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・らぶらす主体 14人(年1回) ・区民企画協働事業 延55人(年3回) ・延38人(年10回) ・延75人(全3回) ・延25人(年1回) ・1,483人 55団体 ・延25人(年2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・87人(全6回) ・延28人(全8回) 2月、3月は中止 ・延52人(全3回) ・23人 ・2,306人 47団体 ・-
5	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・シネマサロン ・パパ・バギーの日 ・参加型トークイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ・- ・延80人(年3回) ・25名(年1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・31名(年1回) ・- ・-
6	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	災害時のトイレに関する啓発展示の実施(せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動した展示)	34人(研修講座参加者へ展示紹介)	
7	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚をめぐる法律・制度活用講座 ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座 ・上映会&トーク「女を修理する男」(平和資料館×男女共同参画センターらぶらす連動企画) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延41人(年2回) ・延20人(全6回) ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・延37人(年2回) ・4人 ・33人
8	女性のためのこころと身体の健康講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしのなかのアサーティブ・トレーニング講座 ・女性のためのニットカフェ ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示 ・居場所事業「乳がん・婦人科がん経験のある女性のためのからだところサロン」交流会 ・「乳がん・婦人科がん経験のある女性のためのからだところサロン」特別編(講座) ・区民企画協働事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・延60人(年3回) ・延121人(年6回) ・平成31年3月1日~3月31日 ・- ・- ・「女性がん患者の身体と心」講演会&交流会 延36人 	<ul style="list-style-type: none"> ・延61人(年3回) ・延92人(年5回) ・令和元年3月1日~3月31日 ・延24人(年4回) ・22人 ・本格ハンドマッサージ講座 延61人(3回連続実施)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>女性起業家を対象に、起業支援塾や起業ミニメッセ出展準備講座による「学び」、起業ミニメッセ等での「実践」、女性起業家交流会等での「交流」の3つの柱を有機的につなげ、年間を通じた支援を行った。</p>	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、展示販売の機会が減少した現状から、らぶらすでは、女性起業家支援として、起業ミニメッセをはじめ、イベント事業や、マルシェを開催し、展示販売の機会を増やす。</p>	<p>再掲 (課題3施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>父親には、WLBの意義と、育児への参画促進。母親には、育児の負担軽減を図る取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。</p>	<p>らぶらすでは、男性の積極的育児参加の促進を目指して、10年以上にわたり、パパ・バギーの日、父と子のコミュニケーション講座、父と子のクッキング講座、家族で楽しめるシネマサロン等を実施してきた。その結果、区内の児童館・子育て支援施設等で父親向けの講座が開催されるようになったことを機に、らぶらすでの父親向け育児支援講座を終了する。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動させて啓発展示を実施することにより、防災・災害分野への男女共同参画の視点の重要性を周知することができた。</p>	<p>せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。</p>	<p>再掲 (課題6施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>各講座を実施により、DV被害者への支援、DV未然防止のため若年層への働きかけを行うことができた。令和元年度は、平和資料館を会場にし、シネマの上映会を行い、参加者にらぶらすの紹介と、パープルリボンツリーへの参加を促した。</p>	<p>継続して、「離婚をめぐる法律講座」を実施する。</p>	<p>再掲 (課題7施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>こころと身体の健康について正確な知識・情報を提供し、健康づくりを支援することができた。また、女性が安心・安全に過ごせる場所と時間を提供することで、心身のリラックスを促し、女性をエンパワーメントすることができた。</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(からだと性に関する女性の健康と権利)に関する展示と、「女性のためのニットカフェ」「アサーティブ・トレーニング講座」の実施に加え、婦人科がん経験者を対象とした居場所事業「女性のためのからだこころサロン」及び講座形式での情報提供、支援を引き続き実施する。</p>	<p>再掲 (課題10施策) 男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
9	シングルマザー支援講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・シンママカフェ(シングルマザーのためのグループ相談会) ・シングルマザー応援フェスタ(講演会、相談会、情報提供等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 27 人 (年 6 回) ・ 426 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 29 人 (年 5 回) 台風による休館のため 10 月は中止 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い中止
10	性的マイノリティ理解講座等の開催	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・マイノリティフォーラム(全 1 回)パネルディスカッション、分科会、交流会等 ・セクシュアル・マイノリティ支援者養成研修講座 令和元年度の実施内容 基礎編：全 4 回 16 講座 実践編：全 4 回 11 講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 435 人 ・延 997 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 446 人 ・延 1,400 人
11	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センターにて、図書資料を収集した他、ギャラリー展示を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集 随時(950 冊を新たに収集) ・年 6 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の収集 随時(932 冊を新たに収集) ・年 6 回
12	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画担当課	<p>情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性電話相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメールマガジン 	<ul style="list-style-type: none"> ・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 4 回) ・ - ・ - ・月平均 15 回投稿 ・ - ・ 300 通 (年 18 回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 4 回) ・ 1,400 部 ・ 3,000 部 ・月平均 23 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・ 500 通 (年 24 回)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>シングルマザー(プレシングルマザー＝離婚準備中・検討中を含む)のための支援講座を実施することで、ひとり親家庭の自立支援を図ることができた。</p>	<p>グループ相談会については名称を変更して実施し、より多くの方に参加いただけるよう周知に努める。シングルマザー応援フェスタについては、継続して実施予定。</p>	<p>再掲 (課題 11 施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>講演会や分科会を開催することで、性的マイノリティについての正しい知識を提供するとともに、当事者や支援者と交流を図る機会を提供することで、性的マイノリティへの理解促進に寄与することができた。また、支援者養成研修講座では、性的マイノリティの相談や支援を行う人材を養成することができた。</p>	<p>継続して、性的マイノリティ理解促進のための講座を実施する。</p>	<p>再掲 (課題 12 施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>男女共同参画関連図書資料の区民などへの貸し出しや、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を図ることができた。選書により不要となった図書について、区民への頒布を行った。</p>	<p>継続して、ギャラリー展示を行う。また男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲(課題 1 施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>再掲 (課題 1 施策) 男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
13	女性のための相談事業の充実と総合案内機能の検討	人権・男女共同参画担当課	令和元年度は、DV相談と女性の悩みごと相談を統合し、女性の悩みごとDV電話・面接相談とし、開設時間を拡大した。併せて、週1回受理会議、月1回専門家を招いてSVを行い、相談員の質の向上を目指した。全相談事業合同の拡大カンファレンスでは、各相談事業の相談員と担当課を含めて情報共有を行った。また、次年度以降の相談事業の内容・構成・時間帯等について改編準備を行った。さらに、居場所事業を増やし、多くの女性が参加できる場所づくりに努めた。	相談事業： DV電話相談 週2回 女性の悩みごと相談 週1回 性的少数者電話相談 週1回 働き方サポート相談 月3回 男性電話相談 年7回 居場所事業： 情報提供ひろば 月1回 サポートグループ 月1回 性的少数者交流スペース 月1回 拡大カンファレンス 17人(年1回)	相談事業： 女性の悩みごとDV電話相談 週4回 女性のためのサポートグループ 月1回 性的少数者電話相談 週1回 働き方サポート相談 月4回 女性のための起業・経営相談 月1回 男性電話相談 月1回 居場所事業： シンママカフェ～シングルマザーのためのグループ相談会～ 月1回 女性のためのブックカフェ 隔月1回 女性のためのネットカフェ 隔月1回 女性のためのからだところサロン 隔月1回 性的少数者交流スペース 月1回 拡大カンファレンス 17人(年1回)
14	ライフステージ等に応じた女性のための就労・起業支援相談の実施	人権・男女共同参画担当課	就職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立等、ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談「女性のための働き方サポート相談」を男女共同参画センターらばらすで実施した。	75件(月3回)	118件(年48回)
15	女性のための悩みごと、DV相談の実施	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> 「DV電話相談」(DV被害者のほか、家族、知り合い等の周囲の方々からの相談)と「女性のための悩みごと相談」(生き方、家庭や職場などにおける悩みごと等に関する面接相談)を統合し、「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話相談及び面接相談を実施。 DV相談専用ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口) 	<ul style="list-style-type: none"> DV電話相談 409件 女性のための悩みごと相談 382件 59件 	<ul style="list-style-type: none"> 女性のための悩みごと・DV相談 785件(内訳) ・電話 674件 ・面接 111件 160件

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>「相談」、「講座」、「情報収集・提供」が有機的につながり、男女共同参画社会を目指すために必要な環境を整えることができた。女性のための悩みごとDV相談では、電話から面接という、相談の基本ルートが各地でさるされ、相談の質の充実を図ることができた。</p>	<p>SNSを使った相談事業の検討を開始する。 拡大カンファレンスを年間2回実施する。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>就労を望む女性が抱える様々な課題を整理し、解決に向けて行動を促すことができた。令和元年度から相談日を土曜日と固定したことで、相談件数が増加した。</p>	<p>引き続き、土曜日を相談日とし、「女性のための働き方サポート相談」の定着を図る。</p>	<p>再掲 (課題3施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>悩みごと相談とDV相談を統合し相談事業を実施することで、様々な悩みごとに広く対応すると同時に、DV被害者がより相談に繋がりやすくなり、必要な人が必要な支援につながることを支援できた。 また、DV相談専用ダイヤルの運営により、区民の相談機会を拡大することができた。</p>	<p>「女性のための悩みごと・DV相談」は引き続き、電話相談及び面接相談を統合して実施する。令和2年度中にメールによる相談受付を開始するとともに、今度、SNSによる相談対応を検討する。</p>	<p>再掲 (課題7施策) 男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
16	シングルマザー・性的マイノリティ等の相談・居場所事業の充実	人権・男女共同参画担当課	<p>シングルマザーが、同じ立場の女性と分かち合いを行い、必要な情報を得ることが出来る相談会「シンママカフェ」と安心安全な地域の居場所「シングルマザー応援フェスタ」等を提供した。また、子ども家庭課の実施する「養育費相談会」と「PC講座」で、らぶらすの事業紹介を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンママカフェ～シングルマザーのグループ相談会～ ・シングルマザー応援フェスタ(講演会、相談会、情報提供等) <p>「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談、交流スペース」では、当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、その家族や支援者からの相談に応じることで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図った。さらに、「セクシュアル・マイノリティ支援者養成講座基礎編・実践編」を実施し、支援者を養成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談、交流スペース」 ・電話相談 ・交流スペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・27人(年6回) ・570人(年1回) ・92件(年47回) ・65人(年12回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・延29人(年5回) 台風による休館のため10月は中止 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い中止 ・電話相談延131人(全48回) ・交流スペース延35人(全9回) 12月は年末年始休館に重なったため実施なし。2月・3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
17	男性が相談しやすい相談事業の充実	人権・男女共同参画担当課	平成30年度より、男性のための専用相談を開設した。	2件(年7回)	15件(年11回) 台風による休館のため10月は中止
18	共働作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課 子ども家庭課	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、利用登録者37名のうち、約4割は女性であった。(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」について、2か所(砧地域・烏山地域)を開設し、区内計4か所での開設となった。(子ども家庭課)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース事業」(1か所)</p> <p>「子どもの近くで働くことができるワークスペース事業」(2か所)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」利用登録者37名(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」(2か所:砧地域・烏山地域)計4か所(子ども家庭課)</p>

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>シングルマザーに特化した支援講座を実施することで、シングルマザーが抱える課題の共有、仲間意識が醸成され、自立支援を図ることができた。</p> <p>相談、交流スペースの利用者は、潜在的で深刻化しやすい傾向がうかがえるため、身近な支援者を増やしていくために、「支援者養成研修講座」を実施することができたことは、性的マイノリティが相談しやすい環境の整備につながる。</p>	<p>継続して、シングルマザーや性的マイノリティへの相談、居場所事業を実施する。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>相談の機会が少ない男性に向けて事業を実施し、男女共同参画の実現に向けた環境を整備することができた。</p>	<p>ポスター・PRカードの作成、掲示、配布等により広報活動に注力し、件数を伸ばすよう努める。</p> <p>男性の相談を受ける機会を増やすため、回数を毎月1回に増やし、実施する。</p>	<p>再掲 (課題8施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、一時保育利用者に限定していた利用対象者の拡大を図り、就学前児童の保護者にも利用を開放した。利用者からは「保育所に預けた後自宅に戻らず仕事ができる」「集中して作業ができる」などがあった。(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」については、前年度の事業実績をもとに検証し、新たな事業者の開設前の相談に的確に対応したため、2か所を開設することができた。(子ども家庭課)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」については、令和2年3月で検証実施を終了し、令和2年4月からは世田谷区産業振興公社が運営する。(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」については令和2年度中に1か所整備し、区内全域で運営を開始することにあわせ、利用者アンケートの実施などを行い、より利用者の視点に立った事業をめざす。(子ども家庭課)</p>	<p>再掲 (課題3施策) 男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
19	子育て世代の地域活動等を支える一時保育事業の実施	人権・男女共同参画担当課	相談事業と男女共同参画センターの事業者の一本化にあわせ、ひととき保育を利用できる相談事業・居場所事業を拡大した。	<ul style="list-style-type: none"> 相談事業：2事業 居場所事業：5事業 	<ul style="list-style-type: none"> 相談事業：2事業 居場所事業：5事業
20	災害時の女性支援拠点としての機能の整備	人権・男女共同参画担当課	男女共同参画センター内部職員研修で、非常時における避難訓練を実施した。また、女性の視点を活かした震災時のトイレに関する啓発展示を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修として、非常時における来館者避難訓練を実施 災害時におけるトイレの啓発展示 	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修として、非常時における来館者避難訓練を実施 災害対策課事業に協力して、被災地(熊本、仙台)の女性リーダーを招いての施設管理等の講座を実施。同時に災害時におけるトイレの啓発展示
21	区民の主体的活動を支援するための施設整備の充実と柔軟な運営	人権・男女共同参画担当課	A V資料の試聴コーナーを再開した。館内での飲食利用を可能とした。	<ul style="list-style-type: none"> A V資料の視聴コーナーの再開を検討 館内での飲食を可能とした 	<ul style="list-style-type: none"> A V資料の視聴コーナーを再開 働き方サポート相談ブースを3階に設置

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>相談事業や居場所事業の参加者が子連れで来所参加できるようになり、利便性が向上した。</p>	<p>男女共同参画センターで実施する相談・居場所事業を拡大する際に、ひととき保育を設定する。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため9月から再開する。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>避難訓練を実施することで、非常時における職員の行動・対応について確認し、災害時の女性支援拠点の基盤を整えることができた。</p>	<p>世田谷区地域防災計画の修正(令和2年度実施予定)にあわせ、災害時における各種相談や就労支援等生活再建支援を含めた女性支援の拠点としての体制整備について検討する。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>AV視聴コーナーがあることで、AVの貸出に来館者もあり、視聴コーナーの設置によって、AV貸し出し増加につながった。また、館内での飲食可能としたことによって、研修室利用前後に、情報交流コーナーを利用する来館者が増えた。</p>	<p>来館者にとって、安心安全な場であることは担保しつつ、継続して来館したくなる施設を目指していく。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

施策 区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
22	NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の区民企画協働事業 ・パパと子どもの食育講座 ・心地よいコミュニケーション～本格ハンドマッサージ講座 ・「私らしい毎日、家族のかたち」を見つけるワークショップ ・レインボーパレンティン@らぶらす	年5団体 延198人参加	年4団体 延195人参加
23	区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画担当課	高校生を対象に、デートDV防止をテーマに、学校出前講座を実施した。 区立中学校は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定していた3校すべてが中止となった。	10校 延2,194人	2校 延555人
24	区内事業者や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区・関係機関が連携して実施した。	延69人参加	延91人参加
25	区、NPO等との連携・協働による男女共同参画視点での防災・災害・復興関連事業の実施	人権・男女共同参画担当課	・災害対策課が実施する女性防災コーディネーター養成講座連携して、女性の視点を活かした震災時のトイレに関する啓発展示を実施 ・「せたがやNPO防災アクション」に参加	・せたがや女性防災コーディネーター養成研修を災害対策課に協力して運営に参加 ・世田谷区女性防災リーダー育成検討委員会委員として活動(年6回) ・太子堂地区防災講演会の企画・開催に協力	・せたがや女性防災コーディネーター養成研修を災害対策課に協力して運営に参加 ・世田谷区女性防災リーダー育成検討委員会委員として活動(年3回) ・上町防災塾のワークショップの企画・開催に協力
26	“らぶらす”情報紙やホームページによる、連携・協働に関する情報発信	人権・男女共同参画担当課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性電話相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメールマガジン	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・ - ・ - ・月平均15回投稿 ・ - ・300通 (年18回)	・各2,500部 (年4回) ・各2,500部 (年4回) ・ - ・ - ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通 (年24回)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>男女共同参画についての課題解決を目指して地域で活動する団体と協働することで、きめ細かな事業を実施するとともに、団体の今後の活動を持続していくための支援を行うことができた。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、区民企画協働事業の募集業務を4月に開始することが困難なため、令和2年度は、らぶらすのイベント事業の中で、グループ・団体等と協働を進める。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>区立中学においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。しかし、各学校とは実施に向けての調整は進んでおり、教育委員会及び区内中学校とは、学校出前講座を実施することを目指し、人権尊重及び男女共同参画の理解を深めることができた。</p>	<p>継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。</p>	<p>再掲 (課題7施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>各事業の参加者には、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する情報や講座等を届けることができた。定員200名に対し、45.5%となり、平成30年度を上回った。</p>	<p>令和2年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。</p>	<p>再掲 (課題2施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>平成30年度に引き続き、災害対策課が実施する講座と連携することで、講座参加者を中心に、災害時における男女共同参画の視点の重要性をひろく周知することができた。 また、「せたがやNPO防災アクション」の研修会や訓練にも参加し、区内の防災関連の団体とのつながりを強化することができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震災時の支援に関する啓発展示を実施予定 ・「せたがやNPO防災アクション」に参加 	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
27	区内大学との連携・協働の促進	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生のDV防止ファシリテーター養成講座 ・昭和女子大学インターンシップ生の受入 ・昭和女子大学でのデートDV防止講座の実施 ・男女共同参画センター利用者の昭和女子大学図書館の利用 ・駒澤大学ゼミ生の研究・女性起業家調査に関する取材対応 ・田園調布学園高等部1年 土曜プログラム「デザイン思考」最終成果発表会にて講評 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 20 人 (全 6 回) ・ 4 人 ・ - ・ 0 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・延 20 人 (全 6 回) ・ 4 人 ・ 10 人 ・ 9 人

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>区内高校・大学と連携することにより、地域に密着した課題解決、男女共同参画に関する意識啓発の推進をひろく図ることができた。</p>	<p>継続して、「インターンシップの受入」を実施する他、様々な機会を通じ、区内大学との連携・協働を促進させる。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

施策 区民の主体的な活動拠点としての充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
28	NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実	人権・男女共同参画担当課	令和元年度の区民企画協働事業 ・パパと子どもの食育講座 ・心地よいコミュニケーション～本格ハンドマッサージ講座 ・「私らしい毎日、家族のかたち」を見つけるワークショップ ・レインボーバレンタイン@らぶらす	年5団体 延198人参加	年4団体 延195人参加
29	困難な状況にある当事者のための居場所事業の充実	人権・男女共同参画担当課	(シングルマザー向け事業) ・シンママカフェ(シングルマザーのためのグループ相談会) ・シングルマザー応援フェスタ(講演会、相談会、情報提供等) (性的マイノリティ向け事業) ・「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談、交流スペース」の実施	・延27人 (年6回) ・426人 ・電話相談 92件 (年47回) ・交流スペース 延65人 (年12回)	・延29人 (年5回) 台風による休館のため10月は中止 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い中止 ・電話相談 92件 (年47回) ・交流スペース 34人 (年9回) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、2月、3月は中止
30	共働作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携	人権・男女共同参画担当課 工業・ものづくり・雇用促進課 子ども家庭課	「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、利用登録者37名のうち、約4割は女性であった。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」について、2か所(砧地域・烏山地域)を開設し、区内計4か所での開設となった。(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース事業」(1か所) 「子どもの近くで働くことができるワークスペース事業」(2か所)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」利用登録者37名(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」(2か所：砧地域・烏山地域)計4か所(子ども家庭課)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>男女共同参画についての課題解決を目指して地域で活動する団体と協働することで、きめ細かな事業を実施するとともに、団体の今後の活動を持続していくための支援を行うことができた。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、区民企画協働事業の募集業務を4月に開始することが困難なため、令和2年度は、らぶらすのイベント事業の中で、グループ・団体等と協働を進める。</p>	<p>再掲 (課題1施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>(シングルマザー向け事業) シングルマザー(プレシングルマザー=離婚準備中・検討中を含む)のための支援講座を実施することで、ひとり親家庭の自立支援を図ることができた。</p> <p>(性的マイノリティ向け事業) 当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、ご家族や支援者の方からの相談に応じることで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図ることができた。</p>	<p>(シングルマザー向け事業) グループ相談会については名称を変更して実施し、より多くの方に参加いただけるよう周知に努める。シングルマザー応援フェスタについては、継続して実施予定。</p> <p>(性的マイノリティ向け事業) 継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。</p>	<p>再掲 (課題11施策、 課題12施策) 男女共同参画センター事業</p>
<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、一時保育利用者に限定していた利用対象者の拡大を図り、就学前児童の保護者にも利用を開放した。利用者からは「保育所に預けた後自宅に戻らず仕事ができる」「集中して作業ができる」などがあった。(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」については、前年度の事業実績をもとに検証し、新たな事業者の開設前の相談に的確に対応したため、2か所を開設することができた。(子ども家庭課)</p>	<p>「子育てしながら働くことができるワークスペース」については、令和2年3月で検証実施を終了し、令和2年4月からは世田谷区産業振興公社が運営する。(工業・ものづくり・雇用促進課)</p> <p>「ワークスペースひろば型」については令和2年度中に1か所整備し、区内全域で運営を開始することにあわせ、利用者アンケートの実施などを行い、より利用者の視点に立った事業をめざす。(子ども家庭課)</p>	<p>再掲 (課題3施策) 男女共同参画センター事業</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
31	主体的活動を行う女性やグループ・団体のネットワーク形成支援	人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家交流会 ・女性のための起業・経営相談 ・女性のための起業支援塾&サロン ・起業ミニメッセ出展準備講座 ・起業ミニメッセ ・起業ステップアップ講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・らぶらす主体 14人(年1回) ・区民企画協働事業 延55人(年3回) ・延38人(年10回) ・延75人(全3回) ・延25人(年1回) ・1,483人 ・55団体 ・延25人(年2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・87人(全6回) ・延28人(全8回) 2月、3月は中止 ・延52人(全3回) ・23人 ・2,306人 ・47団体 ・-
32	“らぶらす”情報紙やホームページによる、区民の主体的活動に関する情報発信	人権・男女共同参画担当課	<p>情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター情報ガイド「らぶらすらぶらす」の発行 ・ライブラリーニュースの発行 ・相談総合リーフレット ・男性電話相談カード ・Twitter ・Facebook ・男女共同参画センターらぶらすメルマガジン 	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・- ・- ・月平均15回投稿 ・- ・300通(年18回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年4回) ・1,400部 ・3,000部 ・月平均23回投稿 ・月平均7回投稿 ・500通(年24回)
33	区民の主体的活動を支援するための施設整備の充実と柔軟な運営	人権・男女共同参画担当課	<p>AV資料の視聴コーナーを再開した。</p> <p>館内での飲食利用を可能とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・AV資料の視聴コーナーの再開を検討 ・館内での飲食を可能とした 	<ul style="list-style-type: none"> ・AV資料の視聴コーナーを再開 ・働き方サポート相談ブースを3階に設置

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>女性起業家を対象に、起業支援塾や起業ミニメッセ出展準備講座による「学び」、起業ミニメッセ等での「実践」、女性起業家交流会等での「交流」の3つの柱を有機的につなげ、年間を通じた支援を行った。</p>	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、展示販売の機会が減少した現状から、らぶらすでは、女性起業家支援として、起業ミニメッセをはじめ、イベント事業や、マルシェ開催などを検討し、展示販売の機会を増やすよう努める、</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。</p>	<p>継続して情報紙の発行、HP及び twitter、facebook 等の SNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。</p>	<p>男女共同参画センター事業</p>
<p>AV 視聴コーナーがあることで、AV の貸出に来館者もあり、視聴コーナーの設置によって、AV 貸し出し増加につながった。また、館内での飲食可能としたことによって、研修室利用前後に、情報交流コーナーを利用する来館者が増えた。</p>	<p>来館者にとって、安心安全な場であることは担保しつつ、継続して来館したくなる施設を目指していく。</p>	<p>再掲 (方策1施策) 男女共同参画センター事業</p>

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策2 区職員の男女共同参画推進

施策 区職員・教職員の男女平等意識の向上

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
34	ハラスメントに関する基本方針に基づく取組み	人事課 職員厚生課	<p>【職員厚生課】 「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」を新たに策定し、ハラスメント苦情・相談担当を課長級及び係長級を加え令和2年度から増員する。</p> <p>【人事課】 職員相談担当窓口やハラスメント苦情・相談担当(課長級)窓口を設置</p>	8件	7件
35	区職員、区立学校教員への「職場のハラスメント」の防止に関わる研修の実施	人事課 教育指導課 (研修担当課)	職場のハラスメント防止研修を実施	73人	8人
36	区職員の男女共同参画に関する調査の定期的実施	人権・男女共同参画担当課	未実施		
37	男女共同参画研修の実施	人権・男女共同参画担当課 (研修担当課)	令和元年度の実施内容 「仕事と介護を両立するために」 講師 太田差恵子氏 (介護・暮らしジャーナリスト)	53人	37人
38	「ワーク・ライフ・バランス・デー」の啓発	人権・男女共同参画担当課 (職員厚生課) (環境計画課)	毎週水曜日の庁内放送で「ワーク・ライフ・バランス・デー」であることを呼びかけた。また、令和元年7月に「新たな超過勤務ルール」が本格的に実施されるのに合わせ、アナウンス内容を変更した。		
39	区立小・中学校内及び教育指導課にセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口を設置	教育指導課	相談窓口の設置について周知を図り、活用を促した。		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>【職員厚生課】 ハラスメント苦情・相談担当の窓口を開設したことで、ハラスメントに対する意識が高まった。また、職員相談と連携して対応していくことも可能になった。</p> <p>【人事課】 窓口の設置により、ハラスメントに関する問題の解決に向けた支援をすることができた。</p>	<p>【職員厚生課】 窓口の存在を引き続きアピールしていく。</p> <p>【人事課】 職員にとって、より相談しやすい窓口体制の検討を進めていく。</p>	
<p>研修を通じてハラスメントに対しての正しい理解を深めてもらうことで、平等で対等な関係で快適に働くことができる職場環境の確保、維持に寄与した。</p>	<p>継続実施し、ハラスメントの防止に取り組んでいく。(令和2年度から、研修は職員厚生課で実施)</p>	
<p>未実施のため、評価なし。</p>	<p>令和2年度実施予定。</p>	
<p>仕事と介護の両立のための考え方や働き方について学び、職員の理解・意識を深めることができた。</p>	<p>令和2年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。</p>	
<p>毎週水曜日は定時退庁するよう呼びかけることで、区職員の仕事と生活の調和に寄与した。</p>	<p>引き続き、毎週水曜日を「ワーク・ライフ・バランス・デー」とし、ノー残業を呼びかける。</p>	
<p>相談窓口の設置について少しずつ認知され、活用されている。</p>	<p>引き続き、区立小・中学校内及び教育指導課にセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口を設置し、相談対応を行っていく。</p>	

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策2 区職員の男女共同参画推進

施策 庁内の管理監督的立場への女性の登用

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
40	すべての職員の能力が発揮できるよう、性別にこだわらず適材適所の配置を行う	人事課 (全庁各課)	性別に関わらず適切な人事評価・人材配置を実施した。		
41	女性の管理監督職への任用状況を継続的に把握するとともに、昇任選考試験の受験勸奨等を行い、昇任意欲向上を図る	人事課 (人権・男女共同参画担当課)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業主行動計画における計画目標として、管理監督的立場における女性職員の割合を平成32年(2020年)3月までに37%以上にするという目標値を設定 ・育児休業中の昇任選考試験の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の管理監督職の割合：35.7% (部長級 18.2% 課長級 21.9% 係長級 38.5%) ・各昇任選考を合計18人が受験 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の管理監督職の割合：37.5% (部長級 15.2% 課長級 23.2% 係長級 40.6%) ・各昇任選考を合計23人が受験
42	女性の管理監督職への昇任に対する相談や経験談を聞くことができるキャリアアップセミナーの実施	研修担当課 人事課 人権・男女共同参画担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・採用4年目職員を対象に「キャリアチャレンジ」研修を実施 ・主任4年目職員を対象に「キャリア形成」研修を実施 早い時期から自身のライフプランを考える機会とした。	<ul style="list-style-type: none"> ・6～8月実施 189名 ・11～1月実施 149名 	<ul style="list-style-type: none"> ・9～10月実施 修了者：175名 ・11～1月実施 修了者：156名
43	男女共同参画研修の実施	人権・男女共同参画担当課 (研修担当課)	令和元年度の実施内容 「仕事と介護を両立するために」 講師 太田差恵子氏 (介護・暮らしジャーナリスト)	53人	37人
44	区の外郭団体理事の男女比率調査	人権・男女共同参画担当課		24.7% (平成31年4月1日時点)	27.0% (令和2年4月1日時点)
45	区職員の男女共同参画に関する調査の定期的実施	人権・男女共同参画担当課	未実施		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
適切な人事評価と人材配置により、円滑な組織運営に寄与した。	引き続き、性別に関わらず適切な人事評価・人材配置を実施していく。	
特定事業主行動計画において目標を明確化するとともに、育児休業中の昇任選考受験を実施することで、女性職員の昇任意欲の向上を図ることができた。	特定事業主行動計画において、女性の管理監督職の割合の計画目標を40%以上に引き上げる。 女性の管理監督職への任用状況を継続的に把握するとともに、昇任選考試験の受験勧奨等を行い、昇任意欲向上を図る。	
採用4年目研修については、自身のキャリア計画の作成を通じて、キャリアに対する前向きな意識の醸成を図ることができた。 主任4年目研修については、これまでの職業人生を見つめ直し、ライフイベントを含めた今後のキャリアプランの作成につなげさせることができた。	引き続き昇任意欲向上等のための研修内容を検討していく。	
仕事と介護の両立のための考え方や働き方について学び、職員の理解・意識を深めることができた。	令和2年度は新型コロナウイルスの影響による事業見直しのため、中止。	再掲 (方策2 施策)
前回調査時よりも2.3ポイント上昇した。	今後も継続して区の外郭団体理事の男女比率調査を実施する。	
未実施のため、評価なし。	令和2年度実施予定。	再掲 (方策2 施策)

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策2 区職員の男女共同参画推進

施策 区職員の仕事と生活の両立支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
46	妊娠中及び出産後の女性職員に対する休暇等支援制度の周知徹底及び職場における健康や安全への配慮	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・育児を行う職員の早出遅出勤務制度の実施 ・超過勤務の制限(免除)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・早出遅出勤務取得件数(育児理由): 54件 	<ul style="list-style-type: none"> ・早出遅出勤務取得件数(育児理由): 59件
47	育児や介護等に係る休暇制度等の取得促進	人事課 職員厚生課	<p>【人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護休暇等取得者への昇給抑制を行わない。 ・育児休業中の昇任選考受験 ・育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を実施 <p>【職員厚生課】</p> <p>子育てに関わる休暇や体験談等を分かりやすくまとめた「働き方改革ハンドブック(子育てと仕事の両立編)」の作成と庁内イントラを活用した周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受験者数: 18人 ・取得件数: 58件 	<ul style="list-style-type: none"> ・受験者数: 23人 ・取得件数: 63件
48	男性職員の子育て目的の休暇の取得促進	人事課 職員厚生課	<p>【人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中の昇任選考受験 ・育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を実施 <p>【職員厚生課】</p> <p>新任管理職によるイクボス宣言の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出産支援休暇取得率 80.0% ・男性の育児休業取得率 17.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・出産支援休暇取得率 83.2% ・男性の育児休業取得率 23.8%
49	超過勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進	職員厚生課	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな超過勤務ルールの本実施(退勤時打刻及び超過勤務命令管理の徹底、超過勤務の上限設定等) ・新たな超過勤務ルールの実効性を確保するための方策の実施(人事庶務システムの改修、過重労働にかかる産業医の面接指導の強化等) 		
50	「ワーク・ライフ・バランス・デー」の啓発	人権・男女共同参画担当課 (職員厚生課) (環境計画課)	毎週水曜日の庁内放送で「ワーク・ライフ・バランス・デー」であることを呼びかけた。また、令和元年7月に「新たな超過勤務ルール」が本格的に実施されるのに合わせ、アナウンス内容を変更した。		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>早出遅出勤務等の実施により、職員のライフプランに合わせた柔軟で多様な働き方の促進に繋げることができた。</p>	<p>引き続き継続し、職員の仕事と生活の両立を支援していく。</p>	
<p>【人事課】 昇給抑制の制限や育児休業中の昇任選考受験を実施することで各休業の取得促進を行うとともに、早出遅出勤務制度を実施することで、職員の家庭生活と仕事の両立に寄与した。 【職員厚生課】 ハンドブックを育児をする職員に限らず全ての職員向けに作成し、周知することで、誰もが働きやすい職場風土の醸成を図った。</p>	<p>【人事課】 引き続き、各制度を実施していく。 【職員厚生課】 職員が子育てや介護と仕事を両立できるよう引き続き、休暇制度の検討整備を図るとともに、より制度が利用されるよう周知に取り組む。</p>	
<p>【人事課】 育児休業中の昇任選考受験を実施することで休業の取得促進を行うとともに、早出遅出勤務制度を実施することで、職員の家庭生活と仕事の両立に寄与した。 【職員厚生課】 管理監督者がイクボス宣言を行うことで、仕事と家庭を両立しやすい職場風土の醸成に寄与した。</p>	<p>【人事課】 引き続き、各制度を実施していく。 【職員厚生課】 働き方改革ハンドブック(子育てと仕事の両立編)を活用するなど、引き続き、男性職員が子育て目的の休暇を取得しやすい職場風土の醸成を進める。</p>	
<p>・職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの推進に寄与した。 ・適正な超過勤務の運用に寄与した。</p>	<p>新たな超過勤務ルール及びルールの実効性を確保するための取組みについて、検証・見直しを行う。</p>	
<p>毎週水曜日は定時退庁するよう呼びかけることで、区職員の仕事と生活の調和に寄与した。</p>	<p>引き続き、毎週水曜日を「ワーク・ライフ・バランス・デー」とし、ノー残業を呼びかける。</p>	<p>再掲 (方策2施策)</p>

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策3 推進体制の整備・強化

施策 国や都との連携強化

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
51	全国市長会、特別区長会等で要望	人権・男女共同参画担当課	・全国市長会、特別区長会への要望の提出は行わなかった。		

施策 男女共同参画に関わるNPOの育成

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
52	NPOとの協働事業の推進	市民活動・生涯現役推進課	庁内におけるNPO等市民活動団体との連携や協力、事業委託等の「協働実態調査」を実施し、NPO等市民活動団体との協働の推進について共有を図った。	496件	535件
53	「せたがや市民活動勉強会」の開催	市民活動・生涯現役推進課	中間支援組織の支援力向上を主な目的とした学習会を実施した。		1回
54	子ども基金による子ども・子育て支援団体の活動への支援	子ども家庭課	区民、地域団体、事業者より寄附を募るとともに、子育て活動団体等を支援するための助成事業を年2回、区の広報やホームページ等で募集。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 助成19件 (22件申請、うち2件取下げ) ・第2回 助成6件 (11件申請、うち4件取下げ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 助成18件 (25件申請、うち2件取下げ) ・第2回 助成8件 (10件申請、うち1件取下げ)

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
	今後も男女共同参画社会の実現に向け、必要な取組みについて、必要性を検討したうえで、全国市長会、特別区長会等で要望を行う。	

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
H30年度の実績(496件)より増えており、庁内における協働への理解が深まり、NPO等市民活動団体との協働が進められた。	継続実施	
支援力向上に向けた勉強会として、市民活動における先進事例を視察することで、中間支援組織としての支援力向上を図ることができた。	継続実施	
例年同様の申請数があり、一定数を保つことができた。	継続実施。 引き続き、広報・啓発活動に努め、申請数の増加に努める。	再掲 (課題5施策)

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策3 推進体制の整備・強化

施策 NPO等との連携・協働の推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
55	地域保健福祉等推進基金によるNPOへの支援	市民活動・生涯現役推進課	区民・事業者・行政が連携・協力しながら、区民生活の向上や豊かな地域社会の実現を目的に、市民活動の促進を図るため、世田谷地域保健福祉等推進基金を活用し「市民活動支援事業」を実施した。	7事業(行政提案型：4件、市民提案型3件)	7事業(行政提案型：2件、市民提案型5件)
56	NPOと区の連携・協力の拡大	市民活動・生涯現役推進課	庁内におけるNPO等市民活動団体との連携や協力、事業委託等の「協働実態調査」を実施し、NPO等市民活動団体との協働の推進について共有を図った。	496件	535件

施策 フォローアップ体制整備の検討

	項目	所管課	内容	実績・数値等	
				H30(2018)	R01(2019)
57	外部委員による評価委員会の検討	人権・男女共同参画担当課	「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」において、第二次男女共同参画プランの進捗状況について報告し、意見をいただいた。		

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>行政及びNPO等市民活動団体からの事業提案による協働事業を実施し、地域課題解決に向けた行政とNPOとの協働による取組みを進めることができた。</p>	<p>継続実施</p>	
<p>No.52と同じ</p>	<p>No.52と同じ</p>	

令和元年度の評価	今後の取組み	備考
<p>外部委員による客観的で専門的な意見をいただき、効果的なフォローアップができた。</p>	<p>令和2年度も継続して世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会において、第二男女共同参画プランの進捗状況について報告し、意見をいただく。</p>	

令和元年度(2019年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書
別冊 各事業の実績

令和2年9月発行
世田谷区生活文化政策部
人権・男女共同参画担当課
〒156-0043
東京都世田谷区松原 6-3-5
電話 03-6304-3453
FAX 03-6304-3710
